

宜 議 第 3 7 8 号
令 和 3 年 3 月 3 1 日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃原 朗

委員会審査結果について（報告）

第433回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和3年 3月3日	令和3年 3月3日	議案第3号
令和3年 3月4日	令和3年 3月4日	議案第21号、議案第22号、議案第35号、議案第24号、陳情第44号
令和3年 3月5日	令和3年 3月5日	議案第3号、陳情第30号、陳情第34号、陳情第35号、陳情第40号、議案第3号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第35号、陳情第30号、陳情第34号、陳情第35号、陳情第40号、陳情第44号
令和3年 3月12日	令和3年 3月12日	意見書第24号
会議日数 4日間		

2. 審査結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第3号	令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第11号)	令和3年3月2日	令和3年3月5日	原案可決
議案第21号	宜野湾市情報公開条例及び宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	令和3年3月2日	令和3年3月5日	原案可決
議案第22号	宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	令和3年3月2日	令和3年3月5日	原案可決
議案第24号	宜野湾市男女共同参画推進条例の制定について	令和3年3月2日	令和3年3月5日	原案可決
議案第25号	中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について	令和3年3月2日	令和3年3月5日	原案可決
陳情第30号	東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について	令和元年3月6日	—	継続審査
陳情第34号	首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情	令和3年6月15日	—	継続審査
陳情第35号	普天間基地の騒音消失の要請	令和3年6月15日	—	継続審査
陳情第40号	中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について	令和3年3月8日	—	継続審査
陳情第44号	宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情	令和3年3月8日	—	継続審査
意見書第24号	米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書	—	令和3年3月12日	原案可決

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年3月3日（水） 1日目

午前10時07分 開会
午後 4時11分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

議長	上地 安之
----	-------

○説明員（46名）

総務部次長	多和田 眞満
納税課長	佐久本 嘉一郎
市民防災室長	宮城 竜次
企画政策担当技幹	仲泊 嗣典
市民経済部次長	伊佐 眞
観光農水課長	本永 貴也
市民課長	野村 斉
生活福祉課長	與那原 類
子育て支援課長	香月 直子
障がい福祉課長	津島 美智子
健康推進部次長	松本 勝利
建設部次長	又吉 直広
土木課長	與那嶺 諭
施設管理課長	中本 益丈
基地政策部次長	多和田 功
消防次長	又吉 清
消防総務課長	伊佐 隆之
教育部次長	真喜志 若子
施設担当技幹	我那覇 宗康
市立博物館長	平 識 兼 哉
生涯学習課長	真鳥 かおり
指導課長	與那嶺 哲
はごろも学習センター所長	山口 久美子

IT推進課長	金城 広郁
行政改革推進室長	宮城 恵美
企画部次長	泉川 幹夫
財政課長	小橋川 陽介
市民協働推進課長	金城 美千代
産業政策課長	新垣 育子
環境対策課長	浜里 吉彦
福祉推進部次長	宮城 葉子
児童家庭課長	浜里 郁子
こども企画課長	普天間 朝彦
児童家庭担当主幹	棚原 佳乃
健康増進課長	玉城 悟
建設部参事	嶺井 辰也
用地課長	呉屋 武
施設整備担当技幹	高江 洲 強
基地渉外課長	吉村 純
警防課長	島袋 保
施設課長	仲村 等
文化課長	比嘉 洋
市民図書館長	文栄 広美
指導部次長	川上 一徳
学校給食センター所長	佐久原 昇
IT推進担当主幹	比嘉 広和

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第3号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第11号)

第433回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年3月3日（水）第1日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時07分）

【議題】

議案第3号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第11号）

○**桃原朗 委員長** 議案第3号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。
お諮りいたします。議案第3号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。
では、当局より補足説明がありましたら、お願いをいたします。企画部次長。

○**企画部次長** 当局から補説説明はございません。よろしくお願いいたします。

○**桃原朗 委員長** それでは、委員の方から資料請求の質疑がございましたらお願いします。款ごとの審査になりますので、まずは歳出、2款総務費から審査を行ってまいります。関連する歳入についても質疑をしていただいで結構でございます。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。資料要求して資料が出ていますので、ありがとうございます。
資料番号2番の普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業ですけれども、予算書でいうと補正予算書の49ページ、説明番号13番ですけれども、普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業、補正額は138万6,000円ですけれども、明繰もあったと記憶しているのですけれども、明繰は最初のページですよ、1ページ、繰越しが2,300万円、それで資料を見ると、申告件数469件、周知方法、事業期間が令和4年度まで、あと2年間あるわけですけれども、私もいろいろ市民との話合いの中で、我如古だったり、あるいは喜友名であったり、コンター外、要はうるささ指数の75とか、80以外の地域も受信障害が生じているという話は聞くのですけれども、そこでお尋ねしたいのですけれども、まず469件とありますけれども、これはいつの期間からいつの期間までの数字なのか、お答えください。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** おはようございます。桃原功委員の御質疑にお答えいたします。

469件についてでございますが、当事業を始めるに当たって、周知方法にありますとおり令和元年12月から市民の方に声かけをしております。その一方、平成23年度……

○**桃原功 委員** 平成23年度ですか。

○**基地渉外課長** 平成23年度、前回の対策を行った以降、受信障害の方の声が寄せられておりますので、ここからの累計という形になります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、平成23年度ということは8年ぐらいたいで、中休みはあったにせよ、そういうことで理解していいのですよね。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 前回の対策工事以降、基地被害110番に寄せられた声を集積しているとともに、今回令和2年度から事業化されておりますので、その前年度から改めて募集をかけて、その合計が令和3年3月現在で469件になっているということでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この期間、今のおっしゃった期間で、これだけの件数というのは、皆さんの感覚として多い、少ない、どちらですか。想像以上に少ないのか、多いのか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 多いか少ないかについては答えづらいのですが、今現在ホームページ等、お電話も数件ではあるのですけれども、基地渉外課のほうへいただいておりますので、我々としては、いずれにしても令和4年度までに申請していただいた世帯、家屋に対しては受信障害の対象に取り組んでまいりたいと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私の感覚は、とても少ないと思っています、この469件、件数。なぜなら市民との話の中で、この事業自体を知らないという方が結構多かったという事実があるのです。今、周知方法は市報であったり、ホームページであったり、あとソーシャル・ネットワーキング・サービスってあるのですけれども、これはどういった周知の方法ですか。

あと、その次の行政事務連絡会議というのは、自治会長会などの周知なのか。この2件、お尋ねします。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 質疑にお答えいたします。市報におきましては……

○桃原功 委員 聞こえない、声が。

○基地渉外課長 市報と……

○桃原功 委員 ホームページはいいです。次のソーシャル・ネットワーキング・サービスと行政事務連絡会議の周知はどのような方法で。

○基地渉外課長 ソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNSについては、内容については市報と同様な内容となっております。その一方、市ホームページのほうにおいては、通常は基地渉外課にお電話をいただいて、申請書を申請者にお送りして、家屋調査の申請書を送っていただく郵送の方法と、ホームページから直接情報を入れていただいて、送信していただくという手続を令和2年12月から開始しております。

行政事務連絡会議というのは、令和元年12月ですね、議員おっしゃるとおり自治会長会の皆様において、令和2年度から事業化する予定ですので、御協力、周知のお願いと、名簿を配って、一旦令和2年3月に回収をしているところでございます。そこも含めての申請件数となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 行政事務連絡会議は。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 自治会長会。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、自治会長会等で周知をしたら、真栄原ですけれども、真栄原でも自治会からあれが配布されているのですけれども、ああいったのに周知されているということですよ。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 御質疑にお答えいたします。自治会の周知方法までは把握してはいないのですけれども、自治会長さんに今回の事業の趣旨と名簿をお渡しして、ある程度の期間を設けて回収しているところです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この受信障害被害の地域をお尋ねしたいのですけれども、23自治会、ある程度全地域から出ているのか、それともどこかに特化して出ているのか、それをお答え願えますか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 市内全域です。全域からの申告がございます。やはりちょっと件数的に多いのは滑走路の延長上と申しますか、野嵩であるとか、嘉数であるとかというのは、よく見られている傾向なのかなと認識しております。この事業につきましては、申告をいただきますので、基本、委員先ほどおっしゃったようなコンターの内外とかという縛りは特にございません。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 画像の乱れというのは、どのような苦情ですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 いろいろあると思うのですけれども、真っ暗になるというブラックアウトという現象と、よく当課にたまにいただくのが、録画していた番組が録画できなかったという症状があると認識してございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そういう苦情を受けて対策というのは、どのような対策を講じているのですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 御質疑にお答えいたします。申告のあった世帯に対して、先ほど申し上げたように家屋調査、実際にテレビの電波の受信の状況を測定いたしますので、まず申請書を提出していただいて調査に入りますので、それで申請者の方と委託業者と日程を調整して、お家にお伺いして、通常のテレビの電波の受信の強度を測ります。我々が想定しているのは、米軍機の飛来時の受信を何らかの原因で遮断して、それで画像に乱れが出ると認識しておりますので、ただその一方、米軍機は常日頃飛んでいるわけではございませんので、市民の方に対しては、何時頃症状が出るのかというのを聞き取りするとともに、日常のテレビの状況が良好であれば、この乱れの原因は米軍機飛来の可能性が高いのではないかとということで、次年度以降になるのですけれども、前回同様有線を敷設して対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今のお話を聞くと、苦情を申請して書き込んで、完了するまで時間がかかるようなイメージがするのですけれども、どのぐらいかかりますか。要は聞き取りするわけでしょう。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 家屋調査自体は10分から15分程度です。日頃の受信状況をチャンネルごとに、電波の受信状況を確認し、大体時間は10分から、失礼しました。15分から30分程度予定しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは申請ということは、紙ベースですか、それとも電子ベースでもちゃんとできるのですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 紙ベースとホームページ上で直接住所、お名前なり入れていただいて送信すれば、基地渉外課のアドレスに届くような仕組みを設けております。この場合は、申請書はメールでの申請を申請書とみなして、その方と家屋調査の日程調整に移るといった段取りになります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それで申請しました、調査しました、工事着工しました、これまでに申請件数は469件だけでも、改善した、もう終了したという件数は何件ですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 受信障害の対策については、有線を敷設すると先ほど説明したのですけれども、今現在、改めて有線を敷設している世帯はございません。本年度は家屋調査を主に取り組んでいるところです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、申請が469件あるけれども、テレビが見れるようになったというお家は1軒もないということですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 今年度対策を予定していたのですけれども、対策に当たって、前回の、OCNの有線なのですけれども、OCNさんのほうで既存の幹線から光ケーブルに替えるという会社の計画がございまして、そうしますと、今年度行ってしまうと、二重の工事になってしまうことから、対策については、令和3年度から開始するというので手続を調整してございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の私の問いは、469件の申請中、今の事情があるので、見えるようになったという、済んだお家は、まだゼロということですよ。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 そうです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それは事業の割には、あまりにも執行するのが遅い。事情はOCNであり、あるいは光ケーブルであり、それはどうにかもっと効率よく早めに、だってお年寄りの楽しみはテレビが多いという方はたくさんいらっしゃるわけだから、早くできませんか。この辺、防衛省との詰めというのはどうなのですか。もうこんなに1軒も見れるところがないというのは、あまりにも遅過ぎると思いませんか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 委員御指摘のとおり、我々も一日も早く解消したいという思いはございます。ただ一方、

どうしても対策に当たっては、業者の計画もございますので、我々としては、いずれにしましても令和4年度までに障害のある世帯の解消に努めたいと考えてございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは宜野湾市の事業ですけれども、米軍機は嘉手納基地、普天間基地ではなくて、宜野湾市以外も飛んでいるわけで、この事業をやっている他市町村もあるわけですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 御質疑にお答えいたします。今のところ、本市以外に受信障害対策事業を行っている市町村はないと認識しております。ただ一方、隣の浦添市さんにおいては、そういった声があるということで、防衛局において平成30年度なのですけれども、普天間飛行場周辺という位置づけで、浦添市も同様な調査を行っているとは承知しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これだけ待たせて、まだ様子を見ると、二重工事になってしまうので、光にするか、あるいはOCNにするか、様子を見るということですが、市民の反応というのはどうなのですか。分かりました、では待ちますということなのですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 市民の方は、様々な御意見はあると思うのですが、我々とする、先ほど答弁した状況を説明して、ちょっとお待ちいただく説明をしております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あまりにも遅過ぎると思います、私は。やはりテレビを楽しみにしている方々もたくさんいらっしゃるわけで、こういう事業をやるといふことであれば単年度で何件修理をしていく、これはあと2年間あるわけですから、令和4年度で直すということではなくて、防衛にもっと早めな対策というのを講じるよう要求されてください。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 我々も工事、調査を含めて、障害のある方全てを拾って、なるべく早く障害の解消に取り組みたいと考えています。

○桃原功 委員 約束ね。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○桃原功 委員 はい。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料要求をやっているいいですか、委員長。

○桃原朗 委員長 はい、どうぞ。

○岸本一徳 委員 43ページの2款1項1目、01の職員給与のところ、上に新城地区学習等供用施設建設事業とありまして、13万1,000円の補正増なのですけれども、このちょっと意味が分かりませんので、これは例えば土地購入をしていくときの職員の時間外勤務手当とか、そんなものなのか、ちょっと想像なのですけれども、そういう説明をしていただける資料を求めたいと思います。

関連をして、次の44ページ、同じく新城地区学習等供用施設建設事業というのがありまして、2,317万

2,000円の補正減、委託料は847万9,000円の減、土地購入費が1,469万3,000円の減とありますけれども、実際に土地購入した代金とか、そういう概要資料が頂けたらと思います。恐らくそこに関わる、先ほどの職員給与のところでは13万1,000円となっている部分は、どこに入るのか、それも含めて資料の要求をしたいと思いません。この点よろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** ただいまの岸本委員の御質疑の新城学供に係る資料について準備したいと思いません。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 先ほどのを含めてお願いしますね。

○**市民経済部次長** はい。

○**岸本一徳 委員** すみません。また、資料が出てきてから質疑はさせていただきたいと思いません。

46ページ、2款1項2目の文書広報費の中で、ちょっと理解ができないものですから、説明資料をお願いしたいと思うのですが、市報ぎのわんの広告収入76万9,000円というのが、実際には77万7,000円の補正減になっているのですが、広告との兼ね合いがあるのかどうかということをお伺いしたいというふうに思うのですが、これも資料でできましたら、お願いをしたいと思いません。

今回この市報ぎのわんの入札等あったと思うのですが、要するに例えば広報のページを減らしているとか、それから広告のほうを取りやめにしたとかというふうなことも含めて、関連をして資料を、関係はないかもしれませんが、そこも含めて資料をお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今の岸本委員の御質疑にお答えいたします。46ページ、2款1項2目の広報発行事業の、まず確認ですが、印刷製本費の77万7,000円は、理由としては入札執行残です。結局、契約額が幾らだったかという資料でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 要は紙面の、例えばページを減らしたとか、それから縮小をしているという、そういう部分がありましたら、その説明もお願いをしたいというふうに思いません。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今の印刷の部分に関して言えば、先ほどのちょっとこれと関連してですが、令和3年度の印刷製本費の仕様書ということで御提出して、その確認という意味でもよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** では、すみません。資料をお願いしたいと思いません。

○**企画部次長** では、これに関連しての資料としては、令和3年度の印刷製本業務の仕様書を資料として提出してまいりたいと思いません。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 同じく同ページの5目の財産管理費の中で、ちょっと理解ができないものですから、使用料とか、行政財産目的外使用料とか、上のほうに財源がありまして、積立金が2億5,506万3,000円ということで、積立金の補正増の計上になっているのですが、こちらの説明資料もお願いをしたいと思いません。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にまずお答えしたいと思います。46ページ、2款1項5目の財産管理費、説明欄01の公共施設等整備基金積立事業2億5,506万の積立ての、まず理由でございますが、ただいま御質疑がありましたとおり、まずこちらの積立ての財源として、行政財産目的外使用料10万6,000円の増と土地売払収入、これは里道などの売払収入でございますが、まずこちらを積み立てしております。その他、残りの積立ての財源でございますが、こちら歳入に関連しております。

歳入、39ページをお願いいたします。39ページの22款市債、1項12目減収補てん債を御覧いただきたいと存じます。こちら今回国の地方財政対策債によって、今年度特別に制度が拡充された地方債の借入れとなります。こちら3億3,043万9,000円借入れ、これは最大額でございますが、見込みで計上しております。これが39ページから41ページにかけまして、物すごく数が多いでございますが、各種事業への充当として5条分、これは各種公共事業の裏負担分等に充てる財源として5条分が、39ページの普天間飛行場周辺まちづくり事業債から41ページの西普天間住宅地区土地区画整理事業債まで列記されております。こちらの5条分については、先ほど御説明しましたとおり、各種公共事業の裏負担等に充当することができる地方債となっております。こちらの地方債を各種公共事業の裏負担に充当した結果、浮いた一般財源、この額が2億4,864万1,000円となります。この分の公共施設等整備基金に積立てを補正増しまして、今後の財政対策に活用するため、積立てを行っているという状況でございます。

そして、一番最後の減収補てん債、こちらは特例分となっておりますが、こちらは5条債を起こしても、なお財源が不足する分、こちらは特例分として借入れを行ってよいとなっておりますので、こちらは8,179万8,000円の増という形で、トータル3億3,043万9,000円という内容となっております。こちら歳入と関連する補正となっております。以上でございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 その説明した資料を頂きたいのですよ。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、こちらは減収補てん債の内容が主となりますので、こちらの資料を提供してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 2款1項6目企画費、これはいいです。先ほど桃原功委員が資料要求で言ったでしょう。

○桃原功 委員 何ページ。

○岸本一徳 委員 49ページ。次に52ページの2款1項9目電子計算費の01と02の、こちらの説明資料、補正減の説明資料を求めたいと思いますが、委員長。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 作成して提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次は、53ページの2款1項10目の防災諸費の中から04の沖縄観光防災力強化支援事業72万5,000円の補正減ということなのですけれども、雑入の負担金等に、いや、その下に防災士資格取得補助金145万6,000円という計上もあるわけなのですけれども、ここはどういう計画で、この防災士の資格取得の育成と

いいですか、これは恐らく資格を取っていくための試験であったり、それからまた様々な費用に当たるものだと思いますけれども、人数とか、そういう部分をちょっとこの際説明資料で求めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 53ページ、補正予算書、2款1項10目、説明欄04の沖縄観光防災力強化支援事業、こちらの補正予算説明資料、作成して提出します。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 防災士の資格取得補助金だけのことを特に申し上げましたけれども、恐らくこの沖縄観光防災力強化支援事業というのは今年度で終わりでしたっけ。3年間、国から直接各市町村への補助金、観光という、そういう理解をしているわけですけれども、本年令和3年度からないということですか。令和3年度までである。

(何事かいう者あり)

○**岸本一徳 委員** では、令和2年度2年目ということで、この補正ですね、その確認できましたので、後で資料の提供をお願いしたいというふうに思っております。

次に、54ページの総務費、2款2項、これは2目の賦課徴収費の02のキャッシュレス決済事業ということで、委託料が33万9,000円の減なのですけれども、こちらはちょっと中身がよく分かりませんので、この資料をお願いしたいと思うのですけれども、大丈夫でしょうか。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** ただいま御質疑いただきました2款2項2目、説明番号02のキャッシュレス決済事業委託料の33万9,000円の減についての資料でございますが、説明をさせていただいてということで、今回減額した内容についてですが、当初見込額よりも執行額が減少したことによる補正減でございます。内容といたしましては、同様のシステム改修をクラウドで同じように行っている自治体が名護市、石垣市さんがございまして、その2市のキャッシュレス決済事業、同様の改修を行うことになったことによる、クラウドによる割勘効果が出たため、契約金額の減少によるものでございますので、特に資料等は控えさせていただきたいと思えます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** クラウドそのものが3市でやるということで、いわゆる1市だけでやっているときと3市でやっているときは経費がその分安くなる、減になっていますよと、こういう説明だというふうに思うのですけれども、キャッシュレス決済ということは、これをあれなのですか、これは賦課徴収費ですから、税金の、いわゆるキャッシュレスで支払いをしていくという、そういう先ほど言っていたのはシステムの改修費なのだという話をされていましたが、これまでやったことのないことで、今までもやっていたけれども、そのシステムの変更のためにこうなっているのだという説明、認識でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 納税課長。

○**納税課長** 今回の内容はシステム改修でございます。既存のシステム、コンビニで税金等が収納できるようなシステムでございます。こちらの改修にはなるのですが、内容としては、新しい取組になりますのが、スマートフォンで市税や保育料とか、決済できる仕組みでございます。

- 桃原朗 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 これは誰でもアプリはダウンロードして使えるということになるわけですか。
- 桃原朗 委員長 納税課長。
- 納税課長 スマートフォンをお持ちで、ダウンロードの環境をお持ちであれば、どなたでもやることができます。
- 桃原朗 委員長 岸本一徳委員。
- 岸本一徳 委員 もちろん手数料とかは出ないのでしょうか。
- 桃原朗 委員長 納税課長。
- 納税課長 支払いをされる市民等の方への手数料はございません。
- 岸本一徳 委員 分かりました。では、資料のほう。以上でございます。よろしくお願ひします。
- 桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- 知念秀明 委員 先ほど桃原委員から質疑があった、2款1項4目の受信障害対策事業なのですが、この469件というのは、令和2年度の事業で469件なのか、伺います。
- 桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- 基地渉外課長 御質疑にお答えいたします。平成23年度に受信障害対策工事を行っておりまして、それ以降、基地渉外課に寄せられた、これも入っておりますので、平成23年度の工事以降から令和3年3月1日までに寄せられている申告件数ということでございます。
- 桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- 知念秀明 委員 これは別々に今数字はわかりますか。令和2年度から申請があったとか、これが平成23年度に改善された件数を教えていただけますか。
- 桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- 基地渉外課長 手元にご覧いただけますので、資料のほうで回答したいと思います。
- 桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- 知念秀明 委員 資料と予算、防衛費から出ていると思うのですが、予算が、改善されて、1軒当たりどのぐらいかかっているのか、あと総額の予算、この予算はどこから出ているのか、まずお聞きします。
- 桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- 基地渉外課長 平成23年度の決算ということでよろしいでしょうか。
- 桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- 知念秀明 委員 この事業の予算は、防衛費から出ているのかどうなのか、教えてください。すみません。これも資料で頂けますか、一緒に。
- 桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- 基地渉外課長 資料を提出したいと思います。
- 知念秀明 委員 以上です。
- 桃原朗 委員長 ほかに。上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 2点だけお聞きをしたいと思ひます。補正予算書の49ページ、2款1項6目の基地返還跡地転用推進事業の8億1,600万円余の減額理由を教えてください。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 上里委員の御質疑にお答えします。予算書49ページ、説明欄10、基地返還跡地転用推進事業8億1,649万5,000円の補正減ですけれども、まずこちらにつきましては、その下にあります、土地購入費7億7,786万7,000円の減額になっております。これにつきましては、当初予算で、この事業は令和3年度、次年度までということになっていきますので、本年度の当初予算につきましては、目標の11万5,000平米に対して取得ができていないと、2か年間で取得をするということで、非常に厳しい状況でありましたけれども、予算上交付金をいただいている手前、全て2年間で執行するというところで上げさせてもらいました。その面積が当初予算で2万6,000平米を本年度に購入しないとイケない。その額が約15億円を当初予算に上げさせてもらいました。ただ、実際に買ったのが1万2,355平米でしたので、執行額として7億2,233万2,000円ということで、その差額が7億7,786万7,000円ということになっていきますので、ほぼこれが、土地の取得が、当初の予算よりは実績としては購入できなかったというところで、減額になったということでございます。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。今の御答弁をいただいた、目標のものと、現在購入している額、資料で頂いてよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 資料を作成して提出いたします。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** もう一点教えていただきたいのですが、先ほども質問あったのですが、減収補てん債について伺います。

これは地方財政法の5条の裏負担分にあたりと説明があったのですが、5条部分なのですが、これも建設費に充ててくださいとか、そういった要望とかあるのですか。その辺を確認したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 上里委員の御質疑にお答えいたします。この減収補てん債の仕組みでございますけれども、こちら県のほうから通知等いただいておりますが、この地方債については、先ほども申し上げたとおり、地方財政法第5条のただし書きに定めている事業、つまり建設事業、公共事業等に充当してください。それでもなお、ここの裏に充当しても、なお財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生じると認められる場合、こちらは特例分として、一般財源として借り入れてよいという内容になっております。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。今の特例分なのですが、一般財源に繰り入れていいということなのですが、これは2款1項の財政調整基金積立て事業に全額入れるということよろしいのですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの上里委員の御質疑にお答えいたします。22款、予算書のページでいいますと、48ページ、22款1項減収補てん債の説明欄一番下、減収補てん債の特例分8,179万8,000円については、先ほど御説明申し上げたとおり、5条分に充当しても、なお財源不足が生じる分として一般財源の借入れを予定してございます。そちらの財源の対応については、ただいま御質疑がありましたとおり、予算書でいいますと、46ペ

ージの2款1項3目財政管理費、財政調整基金積立事業、こちらのほうに同額の積立てを予算計上しているという状況でございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この積立てに予算計上しても大丈夫ということによろしいですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 基本的に一般財源として借り入れていますので、こちらの分は当然一般財源として積立てをするということで、問題ないものと考えております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 資料を1つお願いしたいのですけれども、財政調整基金積立て、現在の額を資料で頂きたいのですけれども、お願いします。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 財政調整基金の現在高ということですので、3月補正後案の財政調整基金をはじめ基金残高調書のほうを資料として提出してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一点だけ確認したいのですけれども、減収補てん債なのですけれども、建設とか、公共工事とかの裏負担とあったのですけれども、これは民生費とか、そういったものに充てることのできるような補てん債というのはいないですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑でございますが、減収補てん債につきましては、地方財政法の規定に基づいて借り入れるものでございます。制度的に、やはり今御質疑のあった福祉とか、そういったものに充てられないかということですが、やはり第5条、ただし書きの建設事業等に裏に充てるというスキームになってございますので、そういったソフト事業等は充当の対象とはなっておりません。ただ、特例分は一般財源としてのものですので、こちらは一般財源として活用ができるものと考えております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 以上です。終わります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の上里委員とのやり取りで、今、財政課長が基金の積立て及び残高調書は提出するという事で、よろしいですね。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。よろしく申し上げます。

49ページの2款1項6目の基地返還跡地転用推進事業の8億1,600万円、基地政策部次長が先ほどの答弁で、当初令和3年までの予算で、目標11万5,000平米を目標としていた、土地購入の面積として。交付金が2万6,000平米、そのうち金額として15億円、それで実際購入できたのが1万3,000平米、7億円を使用し、あと残高の7億7,000万円が残ってしまった。これは残ってしまった理由、活用できなかった理由というのをお尋ねします。

○桃原朗 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 まず1つは、土地購入に関しましては、当然地権者さんをお願いして購入するという形ですので、地権者さんのほうから、売っていただくという方がなかなかいらっしゃらないと、土地の取得ができないという状況がございますので、当然我々としては、平成25年からの事業、買取りを進めているわけですけれども、その目標、先ほど言った11万5,000平米というところですが、残り今年度、当初予算の作成をする段階の中で、残り2年という期限の中で、やはり全ての目標を達成したいということで、今年度2万6,000平米、令和3年度の予定として2万6,000平米という形の土地の購入のスケジュールというか、目標を立てたのですけれども、やはりどうしても本年度、申出があった件数に関しては1万2,300平米余りということになっています。

ただ、実際平成25年からスタートしているのですけれども、特別な年を除いて、おおむね大体8,000平米から9,000平米の取得、額にして約4億円というのが平均的な実績ではあるのですが、ただ昨年度は、それがぐんと落ちました。面積が4,000平米、土地の取得も2億円程度、これはやはり昨年度、どうしても代替地の問題であるとか、普天間飛行場の返還が延びそうだということが報道等もされましたので、やはり地権者の方々からすると、割とそういった期限とか、内容が見えないと、自分の土地をどうしますかという、やはり今売るのがいいのか、持っていたほうがいいのかとか、そういったところに非常に影響を与えるものですから、昨年はそういったことで、非常に落ち込んだのかなというふうには分析はしているところです。

本年度に関しまして、状況は変わらないのかなと思ったのですが、先ほどありました1万2,300平米、買えていますので、こちらについての分析として、今回コロナの影響がプラスに出るのか、マイナスに出るのかというところがあったのですが、土地の取得に関してはプラスに作用したのかなと。これは地権者の方々でも鋭意コロナの影響の中で資金が必要になるという方々もいらっしゃったと思いますので、そういったことも含めて、本年度平均よりは増えて約1万、我々も当然広報も含めていろいろと担当者は頑張ったところはあるのですけれども、そういった要素もあって、約1万2,300あたりまで今回取得はできたのですが、ただどうしても目標が、当初予算の目標が非常に高い目標というか、非常に厳しい目標を掲げさせてもらっていますので、非常に厳しい内容ではあったのですが、そういった結果も含めて、今回このように補正させていただいているということになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 次長、これは資料として出せませんか。要は、これまでに何年度ほどの辺の公共用地取得をできたか、軍用地の取得ができたか。金額ベースで幾ら、今おっしゃっていましたが、年度、年度で資料として、ぜひ出していただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

○桃原朗 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 先ほどの資料と併せてお出ししたいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 さきの報道で、普天間基地内の墓の移転という報道がありました。私からすれば、何で返還するのに基地内の墓を移転、理由が運用改善のためと、運用のためというような報道があったのですけれども、あの報道以降、この軍用地の転売についての問合せはありましたか、多くなりましたか。

○桃原朗 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 特に報道を受けてという感触はないです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この残った7億7,000万円というのは、どうするのですか、返すのですか。

○桃原朗 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 今年度補正で、34ページに繰り戻す措置を取っておりますので、基金に繰り戻します。基金をつくって、そこからの繰入れになっていきますので、一旦基金に繰り戻します。当然次年度以降、またその基金を活用して歳出を組んでいくという形になります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、全土地の境界が分かるような資料をお願いします。

○桃原朗 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 資料をお出しします。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 49ページをお願いします。説明欄14の普天間飛行場周辺まちづくり事業、これに関連して繰越明許の……

(「何ページ」という者あり)

○平良眞一 委員 49ページ、この普天間飛行場周辺まちづくり事業は、普天間、それと真栄原地区、両方あると思いますけれども、そのほうの繰越しは、どちらのほうになりますか。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 平良委員の御質疑に関しましては、真栄原地区となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ちょっと書かれているだけでは、よく分からないものですから、説明をしていただきたいのですが、11節役務費、環形機関との調整に不測の日数を要している、12節委託料も。物件補償、これの建物の所有者について、移転や建物解体に不測の日数を要しているとあるのですけれども、この中身といつごろできるのか、この3点御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 御質疑にお答えいたします。まず、一番金額が大きい物件補償に関しましては、建物の解体等に、年度末かかる想定がございましたので、繰越しを行っているところでございます。

続きまして、委託料に関しましては、今年度外周道路の設計を行う中で用地測量を行っておりますけれども、その立会い等に、立会いの場所とか、立会いの件数とかの増額が見込まれましたので、この数字が確定しないということで、繰越しとして計上してございます。

最後の、役務費に関しましては、こちら普天間地区になりますが、普天間の交流施設の事業認定に伴う金額として、手数料ですね、この額を繰越しとして計上しております。11節に関しましては、6月、7月頃をめどに執行を予定しているところでございます。説明としては以上でございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 委託と物件補償は、いつ頃めどとして調整できそうなのですか。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 物件補償に関しましては、権利者との調整もうまく進んでおりまして、実際のところ、既に完了している部分もあります。年度末には、ほぼ完了する予定で今執行しているところでございます。

続きまして、委託費に関しましても、年度末で完了する見込みでございます。1点だけ、物件補償費に関しましては、また新たに契約するのに約2,000万円程度、1,500万円程度については交渉中ですので、繰越し等の形で考えているところでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 年度内には調整ができるということで、分かりました。では、これは令和7年までの事業期間の予定なのですけれども、それまでの事業スケジュールの資料を頂けますか。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 真栄原地区のスケジュールについて提出していきたいと思えます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 よろしくお願ひします。あと1点、予算書45ページの一般管理費説明欄、特別定額給付金事業の執行残という説明がありましたけれども、1億2,000万円余り、これは当初市の人口分を計算して、その申請のなかった、あるいはいただけなかった方々の分が、この1億2,100万円ということで理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 特別定額給付金推進プロジェクトチームとしてお答えいたします。当該事業につきましては、給付金の基準日となっております令和2年4月27日における本市の人口が9万9,092人でありまして、当時約10万人となっております。今回の特別定額給付金の制度では、郵送申請の受付から3か月以内が事業期間と定められておりまして、その3か月間に居住が安定していない、いわゆるホームレスの方の新規住所登録や配偶者から避難をして市内に住んでいる、避難をして市内に居住されている方の申出など基準日以降も給付対象者が追加される場合を想定されておりまして、また3か月間という短期間の事業であるということから、十分な予算措置を取っておく必要があったことから、給付金につきましては、基準日の人口よりも多めに試算して、給付金については101億円という計上をしておりまして、給付実績としましては、実際4万5,327世帯に9万9,785人に給付をし、給付率は99.9%となっております。当時の人口から、さらに増える見込みを立てて、多めに予算を計上していたことから、実際実績としては99.5%の市民へ給付は済んでおりますが、今回不用となった、執行残となった部分の補正減となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 99.5%の執行率ということで、特別定額給付金を拒否、受け取らないと意思表示した方々の人数って分かりますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 申請辞退者ということになりますが、6世帯13人となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 それ以外にも交付していない、何らかの理由のためにしていない方々の理由というのかな、ほかにもありますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 未申請、給付を受けていない世帯が234世帯ほどありました。そのうち先ほどの申請辞退が6世帯です。また、返戻ですね、こちらから申請書をお送りしたのですが、居住実態がないということで、戻ってくる方が43世帯、当初はもっと返戻がありましたけれども、移転先が分かった方にまた送り直しておりますので、送り直すことができなかった返戻世帯が43世帯。それから、期限後の申請という方もおりまして、そういった方と、あとは本当に未申請、こちらから申請を送りまして、年度の途中には再勧奨でもう一度お送りしているのですが、それでも申請をいただけない方ということで、ここが185世帯です。すみません。期限内の未申請が175世帯です。期限後の申請が10世帯、トータルで234世帯の方に給付ができていないという状況です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。この特別定額給付金事業1億5,300万円余り執行残がありますけれども、この予算というのは国に返すのですか、どういう処理になるのですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 この事業は国庫補助金100%の事業でございましたので、執行した額を実績報告いたしまして、使った分だけいただいておりますので、精算が済んで、事業完了しておりますので、今回の補正減は予算上の補正減という形になります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 それは済んでいるということなのですね。分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 お願いします。2款1項1目の防災諸費の中に防災行政無線デジタル化整備事業とあるのですが、その今現在の執行状況と今後の計画が分かる資料の提出をお願いします。

(何事かいう者あり)

○上里広幸 委員 53ページ。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 予算書では53ページ、2款1項10目、説明欄03、防災行政無線デジタル化整備事業でございます。これは財源組替でのものなので、特に歳入歳出補正、特にございませぬが、今、上里委員から現在の進捗状況、そして今後の計画、この2点を資料にまとめて提出してまいります。

○上里広幸 委員 お願いします。以上です。

○桃原朗 委員長 2款でまだ資料請求、質疑等ございますか。

(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 先ほど特別定額給付金の説明がありましたよね。あの資料を頂きたいなど。

○桃原朗 委員長 資料だけですか。

○平良眞一 委員 はい。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 執行状況などまとめた資料ということで提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○平良眞一 委員 はい。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時07分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時16分)

○桃原朗 委員長 続きまして、3款民生費、4款衛生費、保健衛生総務費の一部、10款教育費、幼稚園費の一部について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 73ページの3款3項2目扶助費についてなのですが、5億円の医療費とありますが、医療扶助費が5億円も補正減をされているというのは相当な回数、人数、対象者が、コロナの関係で通院を控えたことによるものだという説明もありまして、それは重症化しないだとか、様々受診はしなくても大丈夫だったのかという、そういう桃原功委員からの資料要求と質疑もありましたけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

今回はコロナの関係で、補正も普通でしたら4号、5号、多くても6号ぐらいで、大体年間終わるようなところ、11号まで来ていますので、私もちょっと補正の、ここの部分の扶助費の、特に2目の額と、それから01ぐらいまで分かるのですけれども、この医療扶助費と医療支援給付費、補正の減だけ書いてありまして、現在どれだけの予算の額になっているのかというのが、ちょっと分からないものですから、まずそこを医療費扶助を、そこは補正後はどのぐらいになるのか。それから、医療支援給付費は補正後に幾らになるのかということから、ちょっと確認をさせていただきたい。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 では、御説明させていただきます。御質疑ありました、医療扶助費と医療支援給付費の2つに分かれていまして、医療扶助費のほうが5億円、医療支援給付費のほうが326万1,000円の減額となっておりますが、生活保護の医療費に関する給付費の中で、ちょっと特殊なものがありまして、何かといいますと、中国残留邦人の関係の方への医療費の給付費というものが医療支援給付費というふうになっております。ですので、一般の生活保護受給者の方の医療費のほうと区別されて給付がされます。

この中国残留邦人の方が中国から沖縄のほうに、日本全国にいらっしゃるのですけれども、宜野湾市のほうには2世帯いらっしゃいます。当初予算で400万円ほど医療支援給付費のほうを計上しています。なのですが、実際高齢の2世帯ということでありまして、対象者は4名います。御夫婦がいらっしゃって、4名分の医療費で、年間大体400万円ぐらい、当初予算に見込むのですけれども、あまり病院にかからなくて、ほとんど不用になっているということで、326万1,000円の減額をさせていただいている。

ちなみに生活保護の場合は10割負担するのですよ、福祉事務所のほうが。ですので、すごく高いのかなとお考えになるかもしれないのですけれども、10割部分なので、そんなに高額に計上しているわけではないということです。中国残留邦人の件は、このくらいでよろしいでしょうか。

それから、医療扶助費のほうなのですが、こちらのほうは令和2年度当初予算が25億4,563万9,000円、約25億円ぐらい計上しております。こちらのほうから今度5億円補正減をしていますので、補正後の額としては20億4,563万9,000円ということです。大体20%ぐらい落ちているという状況です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 途中での補正はやっていない、当初予算からの最終補正での、もう決算に近いわけですから、その部分の補正だという認識で分かりました。当初予算から引けば、補正後の額になるということですね。通常でしたら、2回、3回補正をやったら、訳分からなくなるものですから、その確認をさせていただきたくて、昨日調べたのですけれども、探し切れなくて、結局当初予算だったのだと分かりました。

それで、ちょっと関連をしまして、去年の3月議会で、実は私、資料要求をして、生活保護費の中でも大体全国的にも50%、半分は医療費の扶助費なのだというを様々宜野湾市の福祉保健の概要等も確認をしてみますと、こういうふうになっておりまして、国保、それから社会保険と違まして、また生活保護は生活保護だけの医療保健体制ということで、全然別なのですよね。

それであと、そういう意味では、例えば国保の場合ですと、いわゆる赤字をどうするかということになるわけですが、こちらは赤字、問題の解消のためにやって、要は要求をして、そして生活保護に陥っていくという、そういう生活保護を受けていくと、受給していくと、そういうことになる方が増えてきているのだらうなど。その家族も含めて、そういうふうになるわけですが、そのために医療費の、特に分析をして、いわゆる国保等でしたら、健診を受けて、重症化しないための対策というのが取れるわけですが、生活保護に至る方というのは、既に病気になっていて、働けないで生活保護を受けるという、そういう、いわゆるその前の部分での対策が皆さんのほうでできるわけではないというふうに私は認識しているものですから、そういう方々にとって、何が医療費の、この扶助の、いわゆる努力をして抑えていくことができるかということは、理論的にはすぐ思い浮かぶわけですが、その対策というのは、これは全国的にも今年の1月から各福祉事務所というか、全部スタートしていくという、そういう国の方針があったというふうに思うのです。

去年の2月の時点で皆さんからいただいた資料には、宜野湾市生活福祉課における健康管理支援の取組ということで、健康管理支援事業というのですか、これが今年の1月から全国的にはみんなスタートしていくと。うちの福祉事務所、市は、1年間前倒して、先に職員の体制とか取って、やり始めているのだらうなどというふうに思うのですけれども、この5億円の、いわゆる医療費の補正減というのは、こういうものの対策が、功を奏して、こういうふうになっているということではなくて、コロナによる、要するに通院の控えなのだと。感染防止のための、要するに自助努力なのだと、それが結果的にこうなっているのだというふうな話なのですけれども、ここの部分ですね、この頂いたときの3月10日の資料ですと、頻回受診及び重複処方指導というのは、嘱託職員1名、看護師さんがついて担当してやる。それから、ジェネリックの利用促進については、嘱託職員1名、保健師さんがついて、これもやる。

それから、精神障害者の退院促進の担当も精神保健福祉士が1人、こういう体制で、あと健康管理支援、保健指導、生活支援ということで、嘱託職員2名、保健師と看護師がそれぞれ業務を兼務してやっていくということで、4つの部分の担当は職員が担当してやっていっているわけですが、これについて、例えば宜野湾市のそういう体制ですと、例えば職員の定数とか、そういうのに関係すると思うのですけれども、これは新たに出てきた事業というふうに認識をすると、ここは全国的にもスタートしているわけですから、本来であれば正職員が担当すべきなのか、今後はそういう検討もしないといけないのか。こういう人事の配置のことについて、単純に今確認をさせていただきたいなというふうに思いますが、これについてはいかが

でしょうか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 医療費抑制に向けての取組をしていこうということで、システムの配置なんかにつきましては、別事業で予算立てしてというのは令和2年度中にはなくて、令和3年度には新規事業で挙げているものもあります。そちらのほうで主に医療費の抑制ということで、会計年度任用職員が2名、看護職とか、そちらのほうの配置というのが、令和3年度では計上されております。

令和2年度につきましては、生活保護事務運営費とか、そちらのほうで今御説明があったように会計年度任用職員なのですけれども、あとレセプトのチェックとか、そういったものも含めてレセプトチェックする職員が3名ほどいて、全部で10名程度会計年度任用職員が今配置済みでございます。

あと、正規職員でいいますと、看護師職の者が1名、生活福祉課のほうに配置がありまして、医療的な知識がある者を中心に、この人たちに任せるというわけではなくて、今ケースワーカーとか、あとは発達指導とか、そういった正規職員のほうと連携して取組をしていくということで、予算上の部分については、今のところ目に見える形ではないのですが、おっしゃるように従前からの取組を強化するという意味で取組はしています。

人事上の配置について、今後どうかということなのですけれども、この辺はあまり軽々に、自分のほうから言及できるものではないのですけれども、やはり医療と介護、2つの扶助費について、やはり年々非常に増額している、増大しているというところがあります。年によっては10%ぐらい決算ベースで伸びているとか、その辺は生活保護受給者の世帯数が1年で100世帯伸びたりとか、そういったこともありますので、単課で抑制できるかという非常に難しいところもあるのですが、ただ取組については、今後やはり生活保護は生活福祉課のほうで保護1係から4係までと、あと管理係、この5係で対応しているのですけれども、お話があったように医療介護について専門的に少し詰めていって、扶助費の抑制なり、そういったことに、より力をシフトできるような体制については検討していきたいなというふうには考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** これは新たな全国的に始まった傾向といいますか、これは事業でありますので、本来であれば、そういう人の配置、それからまた様々効果が出るように工夫していくというのは重要なポイントではないのかなというふうに思っております。そこは障害福祉の部分も、いわゆる専門職という方々が担当につくわけですけれども、その専門職を任用職員でとか、嘱託でとかという、なかなか募集しても来ていただけないとか、そういう実情もあると思うのです。

要は、定数で職員として配置をする場合には、そういう方々というのは、専門職でずっと退職まで担当することができるわけですから、そこはまた人件費等の予算、それからまた財政との兼ね合いが生じると思えますけれども、個々の部分については、国保なんかも要するに赤字を解決するために様々な庁内でもプロジェクトチームとか、対策委員会があるわけですけれども、皆さんの中にも、そこは生活保護、扶助費、この辺の体制を整えていくために人数も恐らく足りなくて、皆さんは大変時間外労働も相当強いられているという、そういう間接的に聞きしているわけですけれども、そういう部分で新たな事業として、効果を出すためには、そういう固定をさせていく、人材を個々にしっかり育てていく、専門家集団をつくっていくというふうなことが求められているのではないかなと私は思っているのですけれども、次長、この辺はあれで

すか、ちゃんと部長とも話をして、市長とか、副市長にも、そういう要望、要求はしておりますか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 岸本委員おっしゃるとおり医療費については、やはり毎年、今回はコロナのせいであつくと下がった経緯はございますけれども、毎年うなぎ登りで頻回受診であったり、多重に受診をしたりというところで、そういったところがよく見かけられますので、そういったところは専門家の目を通した形で医療費抑制は進めてまいりたいというふうに、かねがね部長とも、そういったところではお話ししているところですよ。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 課長、私、今回質疑しようと思って、会計的な数字の部分のことを聞こうと思っていたのですが、それよりも大事なことは、いかにそういう御病気を抱えていらっしゃる、そういう対象者といえますか、受給者といえますか、そういう方々をどうやって効果的に、本来であれば生活保護に陥る人を、御病気を治していただいて、就職をしていただくということが、皆さんの効果的な、そういう解決策だというふうに思っているのですが、例えば他自治体の先進事例としては、様々な例えば成人病、糖尿病の方々だとか、そういうところに特化して対策をしているわけです。これをPDCAサイクルで効果を本当に出しているかどうかというふうな計画が、もうあちこち出てきているわけですよ。ネットで調べますと、各自自治体、先進地は、みんなそういう計画をもって効果を出してきているというふうな、そういう分析も、そしてまたどうやっていこうという対応の仕方も様々な先進地はありまして、そこは研究とか、対策とかというのは、しっかり立てる時間とかもありますか。皆さんは日々の業務に追われて、そういうことまで余裕がないのではないかなというふうに思うのですが、そこをちょっと私は気がかりで、心配しているのですが、実際に体制を整えたとしても、中身が伴わないと、あまり意味がないと思うのです。だから、やはり専門職を置いて、しっかり効果を出していくという、そういう体制を整えていくことが大事だという私の感想といえますか、思いなのではあるのですが、これについてはどうなのでしょう。課長からでも結構です。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 今お話があったように、やはり今生活保護課に配属されているケースワーカーの数と、それから生活保護の受給者、世帯数の、バランス的に言うと、1人のケースワーカーが抱えている保護世帯が非常に多い状況がありまして、日々の業務に追われて、そういったところまで手が回らないのではないかと、これは、おっしゃるとおりかなと。国の指針だと、大体80世帯が、強いて言うと、1人のケースワーカーが持つ世帯数としては80が適当かなというところなのではあるのですが、今現状では大体100世帯ぐらい持っている感じです、1人のケースワーカーが。やはりその部分は非常に残業も多くしていますし、なかなか医療的な部分というよりは、やはり日々の業務、生活保護費の支給に追われているというのが実際のところではあります。

ただ、そういった中でも、お話があるように頻回受診というのですか、1週に何回も病院に通っている方につきましては、レセプトをチェックすると、やはりそういったものが出てくるのですよね。通常であれば、例えばリハビリ的なものでも週に1回ぐらいしか行かないところを週に4回も5回も行って医療費がかかっているような方については、そういったデータが出てくるので、そういったものについて我々は放置しているということではなくて、ケース診断会議という会議を定期的に持っているのですが、その中で査察

指導員、係長級の職員が4名いますので、彼らとか、あと係員、医療担当の者が入って、どのようなアプローチをして、そういったことを把握していくかということについては、全ケースというのは難しいのですけれども、特例的にこういうのがあるのだけれども、どうしたらいいかということについては、そこで医療の専門家はいないのですけれども、生活保護の専門的な知識を有する者はたくさんいるので、その中で、こういう解決方法があるよ、こういうふうな指導をするべきではないかと。保護受給者だけが悪いというわけではなくて、それを医療提供している病院側にもアプローチしないとまずいのではないかとというようなところで、その知見はケースワーカーの皆さんが持てるような形での取組をしています。

その辺は、忙しくはあるのですけれども、ぜひやりたいということで、我々も医療費の増大については、全国的な話でもありますし、各ケースワーカーが頭を痛めている部分もありますので、そのような取組で今とどめてはいますけれども、何とか頑張っていきたいなということで考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

(何事かいう者あり)

○**桃原朗 委員長** 端的にお願いします。

○**岸本一徳 委員** 最後に、去年も同様な資料を頂きましたけれども、今の体制、どうなのかということで、もし変化がありましたら、また資料を頂きたいと思います。この体制ですね。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 予算書の60ページ、沖縄子供の貧困緊急対策事業の減額なのですけれども、2,400万円、資料を頂きました。資料番号8番の、当初予算額が1,862万9,000円なのですけれども、当初予算額で1,800万円で、減額が2,400万円ということで、この説明をいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** お答えいたします。沖縄子供の貧困緊急対策事業につきましては、先日の本会議でもお話がありました、資料のほうはお渡ししていると思いますけれども、大きな減額があります。これは何が要因かといいますと、拠点型子供の居場所事業というものを実施しようということで、令和2年度予算で計上していた部分がありますけれども、委託費で1,500万円ぐらいのものを組んでいました。計画としては、大体6月ぐらいに、この拠点型子供の居場所事業というものを実施したいと考えておりました。実際には実施できなかったのですけれども、理由としては、コロナのことがありまして、実は県内でも、この拠点型子供の居場所事業を実施している自治体もありますし、それを請け負っている団体も2団体、3団体ぐらいあるのですけれども、那覇市だったり、沖縄市だったりあるのですけれども、そういった有望な団体が、宜野湾市でもぜひ予算がつけばやるというようなお話がありましたので、であればということで予算化して、今年の6月あたりから実施したいというふうに計画していたのですけれども……

○**桃原功 委員** 今年の6月から。

○**生活福祉課長** 令和2年6月です。去年の6月です。令和2年度の予算で1,500万円ぐらい委託費を組んでいたのですけれども、この4月からコロナの緊急事態宣言が出てから、既に実施している団体でも、お子さんをその場所に呼んで支援をするというのは非常に難しいという状況になったということがありまして、我々のほうで有力な2事業者をどちらか選定して宜野湾市でも実施したいと考えていたところだったのですけれども、どちらの団体も大変申し訳ないけれども、実施が難しいので、辞退させていただきたいということ

で、我々のほうも応募が難しいというところがありましたので、ちょっとコロナの状況も見ながら、何か代替のことができないかなと、何かそういった代替のことができないかということを探してはいたのですが、コロナの状況が、やはり8月、9月ぐらいまでずっと影響があつて、我々の考えとして適切な行政サービスを実施するよりも、まず新型コロナの感染拡大を防止するということが、優先事項として持つべきではないかと。

この拠点型子供の居場所事業のちょっと概略を説明しますと、宜野湾市内の4中学校の貧困世帯とか、生活保護受給世帯とかで、学習環境だけでなく、様々な機会、どこか遊びに行くとか、何か体験するとかというような機会が全然親から与えられていないような世帯が20世帯ぐらいあるのではないかとということがありましたので、この世帯の子供たちを、ある地区に場所を造って、送迎も含めてやって、そこで学習支援だとか、体験の演出みたいなことをしたいなというところがあったのですけれども、中学校区を全部集めてしまうと、誰か1世帯でもコロナに感染したということになってしまつて、相当影響が大きいだろうということがあつて、やはりちょっと難しいなということになりまして、ここを今回事業としては実施しないという選択をしました。この部分で委託費として1,500万円ぐらい、大きくて、そちらの団体の人件費なんかも含めて減としているというのが、この沖縄子供の貧困緊急対策事業の2,400万円の内訳です。

ただ、では何もしないかということ、そういうわけにはいかないということもありまして、何かできないかなということ、我々もいろいろ探していて、それでお配りした資料のほうになるのですけれども、子供支援員ということで、各中学校に1名ずつ、教職員の資格とか……

○**桃原功 委員** 中、小。

○**生活福祉課長** 中学校区に1人ずつ。ですので、4中学校ありますので、4名、こども支援員を配置しております。こども支援員のほうは、もう既に事業は平成28年ぐらいからスタートしているところはあるのですけれども、様々中学校の、小学生も対象なので、こういった何か気になるようなお子さんの情報なんか、自治会だったりとか、入ってくるのです。そういった方たちへのフォローをしていくという、支援を継続してやっていました。ちなみにこの4名の会計年度任用職員なので、単年度採用ではあるのですけれども、実際にはもう4年、5年ということで、長く継続して採用している方がいます。令和2年度中に1人産休で、もうお辞めになった方がいたので、3名ともう一人、本年度中に雇った方がいるのですけれども、長くその中学校区で気になっている子供たちのケアをしていただく形があつて、この4名のこども支援員を中心に出前型子供の居場所事業みたいなことをやろうと。

何かということ、あるところに子供たちを集めるということになると、コロナの影響が非常に大きいので、各中学校区で集めて、そこにこども支援員が出前するような形で体験の演出だとか、学習の支援みたいなことを行っていきというものが、この資料の中身の①、こども支援員の配置事業ということになるのですけれども、そのようなことで、事業費としては、拠点型子供の居場所事業ができなかったことで、その代替の何か機会の創出・支援というのはあるのですけれども、この中でできる限りのことはやっているというものがお渡しした資料の内容となっています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今、各中学校区にこども支援員を配置してということだったので、この支援事業の場所の実態というの、視点から見ると、普天間中学校区がやはり多いですね、これから見ると、5か

所あるのです。野嵩、普天間、新城。ちょっと偏りが、どうしても手を挙げて、では認定しますという感じで認められた結果だと思うのですけれども、これが悪いということではないけれども、やはりないところのカバーはどうするのかという部分の協議はどのような詰め方をされていますか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 今、③の子供の居場所運営支援事業のお話をされているかと思います。宜野湾市福祉事務所のほうが月額5万円を上限に、子ども食堂事業をやっているところに、ですから年間でいうと最大で60万円になるのですけれども、補助費を実施しているというのが、この子供の居場所運営支援事業なのですけれども、おっしゃるとおり偏りがあるということがあって、我々としては、計画としては、広くいろいろなところに、今回予算としては6団体計上したのですけれども、エントリー自体は5団体しかなかったのです。さらに、途中で、できなくなりましたとか、様々な理由があるのですけれども、2団体はちょっと年度途中で中止になっているのですけれども、こちらで5月末補助終了、8月末終了とあるのですけれども、現在は3団体については補助しているところです。なのですけれども、この子供の居場所運営支援事業の中には、補助費を支給している団体でしか今あげていないのですよ。でも、実際にもう役所の補助は要らないのだけれども、自分たちで、自前でやるよというところもありまして、そういったところは、まだ市内に数か所ございます。

○**桃原功 委員** 9か所。

○**生活福祉課長** 数か所です。この部分については、我々も補助を実施しているわけではないので、毎月何曜日やっているよとか、どの程度のペースでやっているよというのは、正確にはつかめていないのですけれども、ある程度定期的にされているところが、あと5か所ぐらいはされているところはあります。やはり我々も補助を実施するに際して、また次年度もモーションをかけるのですけれども、できるだけ一地域に集まるのはよろしくないと思っていますので、今こういった事業をやっているよということで、少し我々としては周知が足りなかったのかなと思うのですけれども、少しそういったことを受けて、どの地区でもやりたいというようなことが、今資料の要求なんかもあつたりしますので、今後は少し一地区ではなくて、市内各所にバランスよく配置できるような事業実施をしていきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく報道とか、新聞でも出てきましたよね、民民、要は民間の方で、有志の方が集まって、あるいは企業に依頼をして企業が、例えば沖縄食料とか、お米をとあるのですけれども、ああいったものも掌握していますか、皆さんは。要は、どこに支援が行き届いているというのは。ただ、スルーしてはいたくないと思うのですけれども、やはりああいうのもデータとして、ではどこの企業が、宜野湾市のどこに支援をしているという部分も、やはり掌握してほしいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 我々が100%、それを把握しているかどうかというのは、ちょっとあまり言えないのですけれども、ただまず企業様が何か食料なりの支援をしたいということがあれば、まずは大体市役所か、もしくは社会福祉協議会さんか、どちらかになるのですけれども、そちらのほうに、こういう食料支援をしたいのだけれども、どうかということは福祉事務所のほうにありますので、その中で把握できているとは思いますが、様々な団体様から支援はございます。

○**桃原朗 委員長** 資料請求を、できればやりたい方もいらっしゃると思いますので、桃原功委員の後に資料請求の方、挙手願います。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 要は本当に必要としている子供にちゃんと届いているかということですよ、この事業が。だから、なかなか貧困救済ということでやると、こういった施設にしても、別に貧困でない方も、どうしても貧困の方だけおいでということも言えないので、実態としては分かるのだけれども、ではどうやって本当の貧困の方々を救済できるのか、これは民間の方が引き受けても、やはり行政の関わりというのは大事だと思っているのです。

そういった意味でも、ある父母が、今、普天間中学校区に5か所集中しているけれども、今、児童センターが五、六か所できてきているのではないですか、我如古にも。赤道にも。児童センターの活用というのは、皆さんもされていたと思うのですけれども、児童センターの支援という案というのはどうなのですか。そこに集めると、ほかの児童も来るけれども、どうにかこの児童センターの活用というのはいかないのかなと思うのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 児童センターであつたりとか、自治会の建物を借りたりというのを、自治会の区民の方たちが使っていない時間に、こういったことはできないかということで、担当の者が各自治会なんか呼びかけだったり、そういったことはやっています。

○**桃原功 委員** やっている。

○**生活福祉課長** やっているのですけれども、あまりいいお返事がいただけてなくて、実際今自治会のほうでされているのが、普天間自治会、我如古自治会、こちらのほうは子どもの貧困の事業が始まる前から取組をされているところが、継続的にしていただいているということがあるのですけれども、どうかできないですかね、お願いできないですかねというふうな打診はしているのです。ただ、公募して待っているだけではなくて、どうですかということでお願いしているのですが、やはりなかなか各自治会の事情があつたり、我々も強制的に、そこらお願いというわけにもいかないので、なかなか難しい場面もあるのかなというふうには担当としては思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私も今、児童センターというので出したけれども、各公民館というのも大切な施設、その居場所になり得る場所だと思うので、実際普天間3区の自治会長さん、我如古の自治会長さん、とても面倒見のいい方だったから、それは皆さんも継続して、各自治会にお願いはして、本当に必要とされる救済になれるように頑張ってください。

○**桃原朗 委員長** ほかに資料請求等ございましたら。知名康司委員。

○**知名康司 委員** 1点だけ。63ページの民生費3巻2項1目、説明欄の02、母子父子家庭等医療費助成事業の、これは増になっていますけれども、増の理由、それと世帯数をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 資料とかどうですか。

○**知名康司 委員** 資料でもいいですよ。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 議員からございました、母子父子家庭等医療費助成事業についてですが、今回の増の理

由と、その世帯の数ということで、資料提供してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 ほかに資料請求の方ございませんか。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 65ページの3款2項1目ひとり親家庭認可外教育施設利用補助金、これは予算は減額ですけれども、今どれぐらいの方が利用しているのか、予算の減の理由を資料でお願いします。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 今、委員からのご要求ですけれども、ひとり親家庭認可外教育施設利用料補助金事業なのですけれども、この利用の数を提供してまいりたいと思います。

○知念秀明 委員 予算減の理由を。

○福祉推進部次長 失礼しました。補正の理由ですね、併せて提供いたします。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○知念秀明 委員 はい。

○桃原朗 委員長 ほかに資料請求ございませんか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 質疑がないようでしたら、休憩をいたします。説明員の皆さん方は御退室をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後0時01分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後0時03分)

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時03分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、議案第3号に対する質疑を許します。4款衛生費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 予算書の76ページをお願いします。76、77ページにまたいでいるのですけれども、413、説明番号の01宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進事業400万円の減ですけれども、ほとんどが委託料の減額になっているのですけれども、この減額理由の説明をいただきたい。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 当初令和2年度中に宜野湾市地球温暖化対策実行計画を改定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の中、新たな生活様式が生まれ、これまでの対応策に新たな気候変動適応策を含めて検討したほうが良いとの意見が会長のほうからありまして、既存計画を1年延長し、2年に分け

て改定を行うこととなったことから、令和2年度は既存計画の強化を行い、令和3年度は本格的な改定業務を行ったことによる減額になります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。冒頭の部分が少し聞こえにくかったので、何を改定ですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 地球温暖化対策実行計画が令和2年度までの計画となっております、その計画を改定する予定でありました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 トランプ政権は、パリ協定から離脱して、バイデンさんになって新たにまた加入するとなったとたんに、菅政権は施政方針演説で地球温暖化対策、ゼロカーボン政策の強調していたのですけれども、あれとは別に、置いておいても、宜野湾市の計画として、コロナ禍によって、ちょっと足踏み状態。それで、新たに1年延長して、実行計画を改定していくということで理解しましたけれども、よろしいですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 次79ページをお願いします。勤労青少年ホームですけれども、これはもう使用していないのかな。まだ利用できるのではないかという話を聞いているのですけれども、実際の状況を少し説明いただけますか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 勤労青少年ホーム及び体育センターにつきましては、2月末をもって一般の利用のほうは全て終了しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 議会で出ているのをちょっと覚えているのですけれども、よく覚えていなくて説明をお願いしたいのですが、これはまた取り壊しをしていくということになったのでしょうか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 この事業、勤労青少年ホーム自体は令和3年3月末をもって事業終了し、来年度、アスベスト調査と、あと解体工事を予定しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今思い出しました。本会議でちょっと聞いた記憶があって、今後の活用方法は、まだ未定という本会議での答弁があったのですけれども、まだ未定なのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今後の計画について、まだ未定でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この勤労青少年ホームは、私もいろいろ教室とか、あるいは講座とか、いろいろなもので利用させていただいたのですけれども、この価値というのが、勤労青少年が集う場所というのが、社会も多様化になってきて、あれを利用させていただいた市民としては残念なのですけれども、計画としては、もう潰

して終了になってしまう。後利用は何か議論されていないのか、あそこの活用というか、あるいは同じ類型のものが、今後の見通し、計画というのはどうなのですか。全然未定なのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今、行政財産として市民経済部のほうで活用しているのですが、一旦そういった解体、全て更地になった後は、普通財産として総務部のほうの管理になります。その後またいろいろ全庁的にどういった活用があるかということで話を予定しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 再確認ですけれども、体育館部分と体育館以外の建物の施設の部分、全てが、あの両方の施設が取り壊しになる予定なのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 取り壊しになる予定としています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 参考までに聞きたいのですが、就労センターもありましたよね。あれも今、活用されていないと思うのですが、あの一帯の計画というのは、行政として何か持ち合わせているのですか。今、計画はないという答弁なのですが、就労センター、昔大山のほうへプールがあったりした施設、また建物自体は残ってはいるのですが、あれも解体されるのか情報ありますか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 まだちょっと情報はもらっていないのですが、県の建物になっていますので……

○桃原功 委員 県の。

○産業政策課長 はい。まだこちらのほうでの把握は行っておりません。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 皆さんとしては、あそこの地域の計画というのは、持ち合わせたほうがいいのかと、そう思うのですが、伊佐の自治会長ともいろいろ意見交換をしていきながら、ぜひ進めていってほしいなと思います。就労センターもあり、あるいは勤労青少年ホームもあり、いい地域だと思うので。

では次に、82ページをお願いします。82ページは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1,900万円、これは増になっているのですが、ごめんなさい。下のほう4,900万円の減額、交付金の減額、国庫補助金、中小事業者応援助成金事業4,900万円が減額となっておりますが、減額理由も含めて説明いただけますか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 説明欄03ですね、ぎのわん中小事業者応援助成金事業につきましては、コロナ禍の影響によって事業収入が減少した市内の中小企業の事業の推進のために一事業者当たり10万円の助成金を交付するものでございました。当初1,400事業者を見込んでいたのですが、実際の交付件数は902件に止まりまして、その執行残分を今回減額補正をすることとなっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 3分の1が助成していない理由というのは分かりますか、なぜ申請がなかったのか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 まず、対象事業者1,400ということで見込んでありました。その根拠といたしましては、市内には3,600事業者がおります。その中で飲食業とか、セーフティーネット、あと宿泊業の助成金で既に支給された方を除いて、この残りが2,000事業者ございます。その2,000事業者のうち30%以上の売上げ減があったところが7割程度いるということを仮定しまして、大体1,400ぐらいいるだろうということで試算したところ、今回実際申請があったのが902件にとどまったという結果になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市内には3,600事業者があるけれども、ほかの補助金、60万円でしたっけ。

○産業政策課長 10万円です。

○桃原功 委員 それを入手できた、差し引くと1,400ぐらい、皆さんのほうでは見積りをしてして902件、もう少し説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 3,600事業者から既に助成金をもらった1,600を引いた残り2,000事業者がでございます。この2,000事業者全てではなくて、その事業者の中で30%以上の売上げ、前年度比較30%減した事業者、その中で7割ぐらいいると仮定しまして、そうすると1,400事業者が30%減の事業者だということで、試算の基になっております。2,000事業者の7割は1,400事業者になっておりましたので、それを対象件数として計上していません。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、その1,400事業者数を見積もりして902件の申請しかなかった。残りの500件ぐらいというのは、さきの60万円の補助金も今回の10万円もどちらももらえていない事業者ですよ。この500件の人たちというのは、30%以上の売上げ減、対前年度比、29%減でも、これは該当しないのですか。この500件の、どちらももらえていない事業者というのは大変厳しい経済状況だと思うのですけれども、大体もらえていないところも。救済策というのはないのですか。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 30%売上げ減、前年度比ですね、30%売上げ減ということ、まず1つの基準には持っているのですけれども、ただそれだけだと厳しい事業者もいるということから、3か月平均が、前年度の3か月平均より15%減とか、あらゆる要件、なるべく救済できるような要件というのを要綱のほうで設定しておりますので、それにも該当しなかった方……

○桃原功 委員 それでも該当しない。

○産業政策課長 はい。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その人たちの悲痛な叫びというのは、皆さんにはどんなふうなものが入ってきているのですか。もう仕方ない、諦めてくださいというような状況。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今のところは、そういうお話というのは、今までなかったものですから、把握はしていませんけれども、かなり政府のほうも公的融資とか、あとは持続化給付金、また家賃補助などもございますので、そういったものも活用しながら進めているのではないかなということで推察しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは飲食店ですよ。

○桃原朗 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 これは飲食店、宿泊、セーフティーネットの融資以外の全ての小売業とか、サービス業の皆様のお助成金になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 どうにか救う手だてはないのかなと思うのですけれども、3年間の15%減でも。それでも拾えなかったということですよ。宿泊業は、次のページにあるのですけれども、この辺ちょっと参考までにお伺いしますけれども、83ページの7款1項3目の説明番号03番、宿泊業等支援事業1,700万円減額ってあるのですけれども、これも説明をいただけますか。委託料が減額となっている理由。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 この宿泊事業者等支援事業につきましては、委託料が1,648万6,000円の減になっています。これも我々のほう、当初見込んだ事業者が301事業者を対象としておりましたが、実績として211事業者に2,757万円を支給したということがございますので、差額分を補正減したという形になります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 何とかホテルとかという名称は、すぐ分かるのですけれども、301も事業者があるというのは、ちょっと驚いてはいるのですけれども、宿泊する施設として、事業者として。簡単な個人でやっている事業者も含めて、これは全て301という数字なのですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 この301の事業者というのは、タクシーとか、貸切りバス、宿泊、ホテルもそうですけれども、民泊、出店業……

○桃原功 委員 出店業組合の出店なの。

○観光農水課長 はい。旅行業者等対象業者は6つほどあるのですけれども、その事業者が全体で301あったということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 職種自体は多岐にわたっているのです。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そうです。観光に資する事業者というところで、こちら側から設定しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 301事業者のうちの211が実績として、残り90ぐらいは該当、支給はなかったのだけれども、なぜ該当しなかったのか、その理由は。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 この301の数字をつくる時に当然ホテルは旅館業法とか、タクシーは運輸省への届出とかというのを全部リストをいただきまして、301という数字を出しました。これは1回申請すると、そのまま継続していくというのですか、廃業したとしても名前だけ残っているところもありますので、そういうところが廃業等で28ぐらい消えて、実態不明、特に代行業なののですけれども、追いかけても実際に登録している住

所の店舗のほうに行っても実態がなかったり、そういったところが実態不明ということで24ぐらいございまして、あとはほかのセーフティーとか、飲食店のものでもらっているものが大体15とかということで、実績の裏取りというのですか、そういったところを踏まえて、申請がないところにアプローチをかけていくと、大体そういうふうに数字が見えてきたところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、今のもので廃業であったり、不明であったり、この廃業というのが、ちょっと気になるのですけれども、要は厳しくなって補助金をもらうためには生きていけないといけないわけ、名義がないといけないわけでしょう。それさえもらえずに、もうどうしようもなく閉めてしまった、廃業になってしまったのか、その辺まで分かりますか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** この数字は、このコロナ禍の以前から既にお店を閉めてしまっているところがほとんどでございました。

○**桃原功 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** すみません。今の質疑にちょっと関連して、中小事業者応援助成金事業の件について伺いたいのですけれども、これは重複支給なしの中小事業者に配布する10万円でしたけれども、ちょっと忘れてしまっているのですが、手続の方法って、どんな資料等が必要だったのか、まずお伺いします。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 幾つかあるのですけれども、まず思うに、市内で事業実態が確認できるような書類、例えば許可証であったり、そういったものですね、あとは計算書というのを出示してもらいます。売上げが30%減になったということ、前年度との比較ができる書類、あとは本人の確認書類、そして振込できる通帳の写しなど、そうしたものが主な書類となっております。申請書も含めてですね。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。やはりこの売上げの3割を確認する書類が必要ということで、助成金額も10万円という少ないと言ったら、また怒られますけれども、県とか、国がやっている事業とは違って10万円という、また要するに書類もわざわざ提出しないといけないというので、3割減している事業でも私は申請しなかった方々もやはりいるのだらうなと思ってはいます。3割減していないところもたくさんあったとは思うのですけれども、この手続の問題でもやっていないところがあったと思うのですけれども、これは前も質疑しましたけれども、該当しなかった、要するに重複支給できないところ、1度もらったところを省いたというところが、やはり一番3割以上、中には9割とか、落ち込んでいる事業者もあったと思うのですけれども、そういったところは1回もらっているのです、重複できないというのが、一番駄目だったということも前も私話させていただきましたけれども、そういった手続の問題とか、そういったところも、やはり問題が最初にあったのではないかなと、この見積りの段階で。この4,900万円ぐらい執行残が出て、これは今回の執行残は集めて、新たに飲食店とあと宿泊業者の事業、ぜひ重複でもやっていただきたいと申し上げましたが、今回またやっていただけだったので、そういったところに回っていった予算になっているわけですね。その辺はありがたいのですけれども、この30%減の中小事業者の場合は、私はちょっと見積りの最初の段階が

悪かったのだろうなという思いがあります。

あと、宿泊業等支援事業の宿泊者（医療従事者用）助成金、この辺についてちょっと確認したいのですが、これは医療従事者がホテルに宿泊するのを助成するという宜野湾市独自の事業ですよ。

（「はい」という者あり）

○平安座武志 委員 大変いい事業だと思ったのですが、ほとんど使われていないというのをちょっと確認しているのですが、その辺ちょっと説明をお願いしますか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 宿泊者（医療従事者用）助成金ですが、これは第1波が5月の初旬に来た際に、宜野湾市内の医療機関の医師が家族への感染防止のために病院内の空きベッドで休んでいると、休息しているという情報がありましたので、事業化を検討しました。予算措置後、実は7月に沖縄県も新型コロナウイルス感染症医療従事者向け宿泊施設確保事業というのを立ち上げたものですから、沖縄県の担当者ともやり取りしたのですが、やはり使う側にとって、どこを使っていいのか分からなくなるというところもあったので、沖縄県のほうで一元的にやってもらえるということになりましたので、我々は、この助成金はもう執行せずに、その代わりといっは何ですが、医療従事者の宿泊施設にちょっと今回宿泊業の支援事業をする際にコロナの医療従事者を泊めてもらえませんかというアプローチをして、そういった宿泊業者を集めて県の医師会に報告をしたというところはございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。宜野湾市がやった後に県が同じ事業を始めたので、重なったという部分、宜野湾市は県のほうに任せたということですよ。

（「はい」という者あり）

○平安座武志 委員 分かりました。いい事業だとは思ったのですが、そういった理由であれば、確認できましたので。これはちなみに事業は、もう終わっているのですか、県のほうに全部任せて。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 この助成金については、沖縄県のほうに任せております。

○平安座武志 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 1点だけお願いします。76ページの06新型コロナウイルス感染症対策に係るインフルエンザ予防接種事業ですが、本来インフルエンザの予防接種は65歳以上の方々が補助を受けて接種しているのですが、今回これはインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症対策ということで、55歳まで年齢を引き下げてやった事業かなと思うのですが、55歳から64歳までの年齢の方々の事業状況を伺いたい。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 平良眞一委員の御質疑にお答えします。おっしゃるとおり、既存の高齢者インフルエンザ予防接種事業をしていたのですが、今回第2波の状況のとき、新型コロナウイルスとインフルエンザの2つの感染症が拡大すると医療が逼迫するというので、高齢者のインフルエンザ事業を拡充する形で今年度実施しております。

○平良眞一 委員 年齢としては55歳から64歳までですか。

○健康推進部次長 そのとおりです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、55歳以上、宜野湾市内には、この事業に該当する人数は何人いて何人受けられたのか。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 この55歳から64歳まで、9月補正のほうで要求をして認められたものでありますが、今ちょっと持ち合わせていなくて、人数ではないのですが、実績として少し報告させていただきたいと思います。当初の予算額が2,680万円……

○平良眞一 委員 2,600……

○健康増進課長 2,680万円、当初見込んでおりました。大体予防接種の委託料が1件につき4,000円ですので、それを割れば、ある程度数字は出てくると思うのですが、10月分については589万2,000円ぐらいですね、約。11月については490万円ほどでしたが、実は12月中旬でワクチンの増産と県内への出荷が止まってしまうました。当初見込んでいたよりも、かなり10月、11月で接種者、特に高齢者優先ということで、65歳以上の方々のインフルエンザのワクチンのほうを優先したために、その後ちょっと実績が止まっています、それ以降の12月については149万6,000円、1月については、これからまた月遅れで上がってくる件数はあるのですが、今のところ14万円ということで、ほぼ実績のほうで、今落ちてきているような状況であります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 確認したいのは、市内、55歳から64歳までの人数、その中で何名受けたのか。結局約860万円ぐらいの減が出ているものだから、その受けていない人たちの人数を確認したいのです。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 ちょっと当初の、今現在対象者数としては1万1,723名ですね、55歳から64歳までの対象者。今こちらで把握している接種者数としては3,018名ということで、約27%ほどになっています、接種率については。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 対象者は1万1,700名余り、受診したのが3,000名余りと、ちょっと少なかったと。これは案内はあれですか、封書で全員に送られているのですか。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康推進部次長 おっしゃるとおりで、全員に封書のほうで予診票も含めて送付をしている状況ではありません。あとは、市のホームページ等でも周知をして、市報のほうにも載せて周知はしているところであります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは受診料というのかな、接種料というのは、これは全額補助なのですか、自己負担もありますか。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 自己負担については、1,000円自己負担となっています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは受診会場というのは市内の医療機関ですか。市内の医療機関のみでやられていますか。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 市内の医療機関も含めて、通常の高齢者のインフルエンザを接種する際には集合契約ということで、中部地区医師会と契約を結んで、中部地区医師会管内の市町村、そちらのほうである程度受けられるようにしておりますので、市内の主な医療機関プラス中部地区の高齢者のインフルエンザを接種している医療機関が、ほぼ同じような対象医療機関になっています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 接種期間は、もう終わったのでしたっけ、まだですか。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 2月いっぱい終了ということになります。これも65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の期間と合わせております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これから受けられる方々は、もう自腹というか、全額自己負担になるわけですね。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 そういうことになりましたが、先ほども御説明しましたように今実際インフルエンザのワクチンが医療機関へ出回っていない状況でもありますので、今後ちょっと実績、自己負担で受けるにしても、実績としては、かなり少ないものになるというふうに思っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 少ないことにはなると思うのだけれども、これからやる方々は、全部負担という形になるわけですね。3月いっぱい、これからまだあと一月ぐらいあるのだけれども、今年度内に受ける方々は、もう対象外ということですよ。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 そういうことになりました。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 結構です。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。

○桃原功 委員 74ページの衛生費、説明欄04、こども医療費助成事業の7,000万円の減額なのですが、減額理由を説明いただけますか。

(何事かいう者あり)

○桃原功 委員 では、分かりました。82ページをお願いします。82ページの下のほう琉球海炎祭支援事業、財源組替えとあります。沖縄振興特別推進市町村交付金事業の20万7,000円の減額理由、この事情を説明してください。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 この20万7,000円は、グリーンコミュニティ事業に付随するものなのですが……

○桃原功 委員 何コミュニティ。

○観光農水課長 83ページの説明欄02のグリーンコミュニティ事業に付随する……

○桃原功 委員 こっちのほう。

○観光農水課長 はい。琉球海炎祭の財源組替えは240万円の減です。改めまして、琉球海炎祭本事業につきましては、今年度宜野湾市での開催を見送りまして、昨年12月19日に名護市のカヌチャリゾートで開催しました。御存じのとおり一括交付金につきましては、目標指標がございまして、この琉球海炎祭支援事業で宜野湾海浜公園に2万人ぐらいの目標指標がございましたものですから、これは名護市で開催するために一括交付金は使えませんので……

○桃原功 委員 使えない。

○観光農水課長 そうです。なので、財源を組替えて琉球海炎祭事業として名護市ではやるのですが、ただ事業ができなくなったことに対する文化庁ないし経済産業省の補助がまた出まして、それに宜野湾市のほうから300万円単費で支出して、ユーチューブでV字回復、コロナが去った後に宜野湾市に、また琉球海炎祭に来てもらえるような動画を作っております。この費用のために宜野湾市として支援した形になります。組み替えて支援しました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 12月19日にカヌチャリゾートで開催された。こちらの予算は出せないで、その代わり財源を組み替えて、また再度こちらに来てほしいということで、ユーチューブ動画を作成して、これは作成して流したのですか、流れているのですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 こちらのほうは、今作成中ございまして、これまでの琉球海炎祭の歴史とか、花火の製作とかも入れ込んで、海外向けのお客様にも見ていただけるような動画を作っている途中でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 何でカヌチャリゾートに行ってしまったのですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 当初琉球海炎祭につきましては、4月を目標に進めていたのですけれども、コロナで延期、10月末、またさらに予定していたのですけれども……

○桃原功 委員 それはトロピカルビーチで。

○観光農水課長 はい、トロピカルビーチで。それもツーリズムEXPOジャパンというのが10月末に沖縄コンベンションセンターで開催されたというところがありまして、イベントが重なってしまったものですから、今度冬になりますと、宜野湾市のほうは北風がちょっと強く吹くものですから、海風が岸のほうに強く吹くもので、花火の玉のかすが陸側に落ちるといことがございましたので、今年は東側のほうに、カヌチャリゾートのほうでやるということで計画を変更してございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それと、大手スポンサー、JALだけ。

○健康増進課長 JALです。

○桃原功 委員 JALと協議するのではないよね、実行委員会みたいなもの、皆さんが実行委員会、琉球海

炎祭。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 お答えします。宜野湾市も実行委員会のメンバーではございます。あとは観光協会とか、商工会とか、皆さんで実行委員会を立ち上げています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今言った団体で協議してトロピカルビーチからカヌチャリゾートにということで決まったわけですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 実は、この開催変更になったいきさつが、ちょっと前後してしまっていて、開催調査をしている中でカヌチャリゾートを事務局で決めた後、実行委員会に諮って承認をいただいたという形です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 まだ令和3年度新予算は精査していないけれども、令和3年度はどうなるのですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 令和3年度も宜野湾市での開催を目途に予算は計上してございます。ただ、JALさんとの協議の中で、まだ海外とか、国内の旅行者を呼び込めないということで、4月の開催はないです。なので、10月以降の開催を目指して今事務局が動いています。

○桃原功 委員 大変だよね。頑張ってください。

○観光農水課長 ありがとうございます。

○桃原功 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかになければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 それでは、休憩に入りますので、説明の皆様方はお疲れさまでした。50分から再開いたします。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時39分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時50分)

○桃原朗 委員長 続きまして、2款総務費の総合運動場管理費、8款土木費及び9款消防費については一括して審査を行ってまいります。

質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 補正予算書の94ページ、説明欄10の嘉数高台公園施設整備事業、ここでは委託料の500万円減額なのですが、明線でもあって嘉数高台公園の整備事業で、ちょっと明線の理由が、これは補助事業ですけれども、駐車場整備について、当初予定していなくて、磁気探査が必要になったことにより不測の日数を要しているためとあったのですけれども、磁気探査が必要となったためとあるのだけれども、この磁気探査というのは、ある程度想定できますよね。ここ嘉数は、もう中学生でも知っている、最大の陸上の激戦地であったところ、そういうのを教科書等でも教えられているというのを考えれば、例えば不発弾が眠っ

ているだろうと、あるだろうというのは誰でも容易に推測できると思うのだけれども、工事をしている磁気探査が必要となったためというのは、なかなか素直に思えないところもあるのだけれども、ほかの地域であれば、突然に磁気探査が必要になったと考えられないこともないけれども、嘉数という地域で磁気探査が必要であるというのは、最初から想定できたことではなかったのかなと思うのですけれども、その辺の内容も含めて説明いただけませんか。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 お答えいたします。磁気探査につきましては、今現在もう既に嘉数高台公園、既存の公園でありますので、整備済みという形、当初既に整備された状態の公園でありましたので、当初は磁気探査は、ちょっと予定していなかったということがありまして、ただおっしゃるとおり、激戦地であったということもありまして、あとまた周辺の地域の方々からのお話もあったということで、これは必要であるということで、追加で磁気探査を行ったところであります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 確かに昔からある公園ですよ。トイレのあの下に磁気探査を入れたいということなのか。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 磁気探査の範囲につきましては、今回駐車場整備ということで、東側のほうに造成して行っておりますけれども、その範囲の箇所について磁気探査を入れたということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 書面では、文書では、駐車場か、ごめん。2行目がトイレだったのだな。駐車場の整備について磁気探査が必要になった。だから、磁気探査は、事前にちゃんと、この工事とは別にやって、あるいは磁気探査も含めて、工事費に入れて見積りするべきではなかったのかなと素人的にも考えたりするのですけれども、まあいいや。その辺のことで進めたということですね。分かりました。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 おっしゃるとおり、先ほどもお話ししたのですけれども、そういう地域の方々からのお話もあって、駐車場整備については必要だろうということで、追加で磁気探査を入れたということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あそこの工事は終了予定、年月はいつでしたっけ。

○施設管理課長 繰越しに関して、この現在の工事の終了ですか。

○桃原功 委員 はい。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 繰越しして5月末の完了を予定しています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。あと、91ページをお願いいたします。3・4・71号普天間線整備事業、本会議で減額の説明が、交付の減額という説明があったのですけれども、なかなか期待して、進捗があまり芳しくないなと思っているのですけれども、私、前も言いましたけれども、普天間の中心市街地なので、コロナがあって、余計にゴーストタウンではないけれども、非常に暗い。だから、早めにやってほしいという要求

を出しているのですけれども、県からの減額理由というのはどんなふうに説明されているのですか。これは僅か県の34号線と81号線を接合する短い距離なのですけれども、集中的に普天間の中心市街地というのを考えれば、どんどん頻度を高めて、ここは最重要地点だよということで、やはり力説して、県からしっかり補助金を取ってほしいのですけれども、なぜこんなにいつも補助金が減額、あるいは遅れているのか、説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 建設部としても、やはり要望額が、普天間線に関しては当初2億円余り予算要望ではあったのですけれども、どうしても交付がついているのが8,000万円余りということで、61%の増減率にはなっておりまして、毎年、今年できなかったものを上乘せして、積み上がっていく形ではあるのですけれども、なかなかやはりそこに対しての配分額が得られないということで、県からも、宜野湾市のみならず全市町村、そういった形での配分状況ですよということで、どうしても沖縄県が要望する額に対して国の予算配分が、振興予算については厳しい結果にあるなど。

建設部においては、社総金も増えて、沖縄振興も含めて、2つの大きな補助があるのですけれども、両方もちょっとツギが悪いと。特に沖縄振興公共投資は、さらに厳しい状況の配分額であって、普天間線については、本当に地区計画も含めながら、にぎわいを創出するまちということで、地区計画でもって商店街のにぎわいを形成するように本当な一遍に整備するのがとても好ましい状況であるのですけれども、やはり市としても、そういう状況を打破しないといけないということで、内々にはいろいろな補助メニューも探りながら、もう少しスピードアップできないかということで、今模索中です。ですので、今のペースでいくと、あと10年以上かかるような予算配分ですので、その辺も少し早いスピードで事業完了したいという思いも当局はありますので、これはほかの補助も含めて交付金に頼るのではなくて、ほかのものを含めて検討している状況でございます、市としても相当危惧はしている状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 宜野湾市選出の県議会議員も1人は総務企画委員長、1人は土木委員会なので、どんどん県議を活用して、県からしっかり早めに補助金を取れるように頑張ってください。これは進捗については何%ぐらいなのですか、現在。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 手元には、資料は持ち合わせてはいないのですけれども……

○**桃原功 委員** 大体でいいです。

○**建設部次長** 20%もないです。要は中心のほうから物件補償なりしているものですから、結構大きな物件は県道ないし国道側に大きなものはありますから、そこにまず一遍には手をつけられないので、真ん中のほうから整備を進めるとということで、地元には説明しているのですけれども、ただ先ほど説明したように別補助を考えて、それがうまくいくようであれば、またもう少しスピードアップしながらできるのかなど。今は20%しかないのですけれども、5年以内でできたらいい、10年といわず5年のスピードでもってできればと思っていますので、今は20%を切っていない状況です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 供用開始予定はいつでしたっけ。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今の事業計画の中には令和3年度が終了なのです。

○桃原功 委員 予定は。

○建設部次長 当初の事業計画では令和3年度完了ですので、令和3年度中に事業変更の計画見直しを沖縄県に提出する運びとなっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ほかの道路整備事業等もありますけれども、やはり県から補助金減額でしたっけ。例えば先ほど伊佐1号、これが8,000万円の減額、同じ理由で、伊佐1号は87ページ。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 伊佐1号も今、桃原委員がおっしゃるように補助金の要望額に達していないということで、先ほど次長がおっしゃったような内容で配分が大分減らされている状況です。

○桃原朗 委員長 ほかに。石川慶委員。

○石川慶 委員 よろしくお願ひします。まず95ページ、住宅費のほうなのですけれども、02市営住宅事務運営費、その上のほうの使用料で、この辺のちょっと説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 市営住宅の使用料に関してなのですけれども、まず95ページの使用料、1番上のほうの市営住宅使用料滞納分ということで、80万円、想定していた部分よりも多く入ってきたということで、増額補正しております。それと、その次のほうで市営住宅使用料の現年度分に関しては、維持管理費のほうに充当していた部分に関して、その維持管理のほうで減額補正をしたために、そこに行った充当分が戻ってきたという形で、ここで20万円入ってきています。

続きまして、市営住宅の駐車場、滞納分の部分なのですけれども、滞納分が、これもまた12万7,000円、多めに入ってきたということで増額補正をしております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 滞納分に関しましては、要は20ページの歳入の附属資料のほうにも計上されています。先ほど予算説明で、現年度分に関しては、それでここに計上されていないのですか、歳入のところ土木使用料、80万円と12万7,000円は計上されているのですけれども、その辺ちょっとお願いします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 先ほどと同じ説明になりますけれども、滞納分に関しては想定していた歳入額よりも多く納めることができたということです。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 そうしますと、これは滞納分、多く収入が入ってきたということなのですけれども、何件か、その辺はわかりますか。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 手元にちょっと資料がないので、後で資料を提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 分かりました。では、資料のほうをお願いしたいのですけれども、滞納分が収入が入って、

あと滞納分、どのくらい残っているのか、何件、そういったものの資料があれば、よろしくお願ひいたします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今の資料、まとめて整理して提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 89ページです。土地区画整理事業の02、大山土地区画整理事業220万円の減額、そちらの説明をお願いします。

○建設部次長 ちょっと市街地整備課職員が出席されていませんで、出席次第説明をいたさせます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 では、最終日でもいいので、また質疑しますので、この220万円に関して、本年度はアンケート調査等を行ったと思うのですよ。要はその後地権者への説明会とか、そういったものがコロナ禍の中でできなかったんで、こういった減額があったのかどうなのか、その辺ちょっと確認したいので、また後でよろしくお願ひしたいと思います。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 その辺資料で提出させていただき、最終3日目で説明いたします。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、すみません。86ページをお願いします。道路新設改良費の03の我如古21号道路整備事業、土地購入と物件補償費が大幅に減額されていますけれども、そのまず理由から御説明をお願ひいたします。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 これは先ほど次長が話したように予算配分、県からの一括交付金の予算配分が、うちが要望した額に達していなかったです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 一括交付金、公共投資交付金の減と、79%の減額ですね。ちなみに土地、何筆購入する予定だったのか、物件も何件補償する予定だったのか、御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 土地が5筆、工作物は5件の予定でした。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 土地5筆、物件5件、今回その分減額になって補償できなかった分に関しては、次年度の予定に入っていますか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 次年度に入っております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 次年度は、この筆なのですか。それともプラスアルファで、次年度、次年度のまた分も含めて購入、そして補償の予定なのですか。この分だけですか、今回減額になった分だけですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 本年度予定した分が一部使われている部分もございますが、すみません。新年度のちょっと予定表は持っていないので、後で資料でお出しいたします。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今年度できなかった分まで次年度ですね、プラスアルファで。それから繰越しになっています、1,700万円余りの繰越しがありますよね。これは工作物の移転に係る営業補償の補償交渉に不測の日数を要したということが書かれているのですけれども、どういう状況なのか。場所と内容ですね、説明できましたら、お願いいたします。繰越しの理由でも。5ページね。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 まず、経緯でございますけれども、以前調査しておりましたけれども、また再度現地を確認したら、営業が再開しております、再調査が必要となったということでありまして、その辺で調査にかかるというのと、あと交渉のときというか、少し時間を要したということです。場所につきましては、現在道路の整備が終わっている箇所、あと高速の間の真ん中の辺りになっています。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 その交渉は、完了予定となっているのが4月末になっていますけれども、4月末には終わる予定なのですか。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 調査はある程度終わっていますので、交渉に入っていますので、目安としては、4月には完了する予定です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ここは距離としてどの程度の延長なのですか、今交渉している部分に関して。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 ある程度の内容、補償内容は説明しています。ただ、この物件というか、営業の移転先にちょっと時間を要しているところでございますが、ほぼ内容については調査を終えている状況です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。それから、消防について聞きたいのですけれども、96ページの、ちょっと教えていただきたいのですが、04の上のほうに雑入で派遣教官人件費というのがありますけれども、これは700万余りの減になっていますけれども、この派遣教官人件費というのは何なのか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 9款1項1目の説明欄の03の下、2つ目の二重丸、雑入、派遣教官費の705万6,000円の減につきましては、沖縄県消防学校へ学校教官として派遣する際に県から支払われる人件費でございます。当初は今年度まで派遣する予定でございました。しかし、昨年度の末に急遽1名の急な退職がございまして、消防本部内の人員確保のために急遽派遣を打ち切って、その人件費の全額を補正減とするものでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 毎年派遣はあるのですが、それで、次年度は派遣する予定なのですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 毎年派遣はございまして、沖縄県の消防本部で、輪番で派遣教官の年が決まっています、当初

宜野湾消防が平成30年度から令和2年度までの3年間の派遣予定でございましたけれども、先ほどの理由で、令和2年度につきましては、急遽打ち切ったという事情で補正減という形で、来年度は派遣はございません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 令和2年度までの派遣の期間だったわけですね。事情があって派遣できなかったと。ということは、その分に関しては、ほかのところから派遣したのかな。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 昨年度末に急遽退職した方が消防学校の教官として新たに採用されたところでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 次の方が決まる期間が来ないと派遣というのはいないわけですね。

それと、もう一点、97ページの消防施設費、02の分、これは工事請負費で1,600万円余り減になっていますけれども、この減の理由は何でしょうか。

○桃原朗 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 9款2項3目消防施設費、説明欄02、消防署我如古出張所改築事業工事請負費のほうで1,647万1,000円を減しているものですが、令和2年度につきましては、第1期改築工事、また解体工事、また第2期改築工事、またこれに伴う附帯工事等がありまして、この入札等による執行残を減するものがございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 執行残ということで、この状況はどうですか、進捗は。

○桃原朗 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 まず、第1期改築工事につきましては、令和2年9月をもちまして完了しまして、9月9日から新庁舎にて一応仮使用という形で業務を開始しております。解体工事のほうも令和2年12月いっぱい解体されまして、現在は新庁舎がある状況で、今は第2期改築工事が今年1月から始まっている状況です。スケジュール的には予定どおりです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 同じく消防、9款1項1目、97ページ、09の消防指令センター関連事業ということで、当初予算を見ますと、2,226万5,000円の計上で、負担金の減とか、委託料の減がありますけれども、これは執行残だというふうに思うのですけれども、例えば負担金とかというのは、この指令施設の運営のための1,911万円余り、恐らく負担金として、これは恐らくうちだけではなくて、加盟している消防の双方の負担で様々な指令センターのデジタル無線とか、重要な機器が5年間経過しているので、更新をしていく、それからリニューアルしていくとか、そういう意味合いのものだというふうに思っているのですけれども、そういうふうに理解してよろしいのですか。

○桃原朗 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 9款1項1目、説明欄09の消防指令センター関連事業の消防通信指令施設運営協議会負担金のほうが今回48万7,000円減しておりますが、この負担金につきましては、沖縄県消防指令センターにおい

て通信指令及び消防救急デジタル無線の運用に必要な経費というところでございます。今ありました中間更新費用というのは次年度のほうで、5年経過というところでは、次年度の当初予算のほうに組み込まれているところではありますが、今年度につきましては、それ以外の運用に関する経費というところで、各種通信料とか、あと保守費とか、そこら辺を案分して支出していくもの、負担しているものでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 去年でしたか、コロナの疑いがあるということで、浦添市でちょっとこういう指令室、通信といいますか、連絡体制の関係で不手際が出て、市長が謝罪をするという部分がありましたけれども、これも指令センターの機能ということでの違いなのかなというふうに私は自分で勝手に考えたのですけれども、要は人の体制も、それからデジタル機器の整備も割り勘効果というか、そういう部分で相応に負担をして、一遍に金がかからないようにという、そういう意味合いがあると思うのですけれども、単独でやっているところがありますね、那覇市とか、浦添市とか、沖縄市はどんなですか。

○**消防総務課長** 単独。

○**岸本一徳 委員** というと、そこは次年度、そういう更新があると言っていましたけれども、そういうことが必ず来るわけですよ。そうすると、1か所で全部負担をしないといけないという、ある面では負担金が大いからとかということで、加入しなかったという、そういう判断があったと思うのですけれども、それとまた施設そのものが、先に県内の消防に加盟をしなかったというのは、先に自分たちは整備していたから加わらなかったかという理由があるようなのですけれども、そこに関しては、宜野湾市はそこに加盟をして、負担金はどうであれ、安くついているという、そういう分析、評価というのですか、そこはどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 消防総務課長。

○**消防総務課長** 指令センターに加入されていない団体が、まだ4団体、5市町村ある中で、平成28年から運用しているところでございますが、当初宜野湾市についても検討した結果というところで、整備運用を市単独で実施するには多額の予算を必要としていました。その中から費用の低廉化を図ることを目的に共同整備、運用を決定してまして、その当時ちょっと指令センターの更新と、新しくデジタル無線を運用というところがありましたので、その整備費用、単独で整備した費用、また共同で整備した費用というところを比較しまして、その中で共同整備は予算的には圧縮を図れるということで判断してございます。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 1点だけお願いいたします。95ページです。土木費、7款4項1目の住宅リフォーム支援事業なのですが、これは減額になっているのですけれども、国の補助金が当初予算で180万円、県からも110万円、合わせて400万円当初予算があって、今回72万3000円の減となるようなのですが、これは補助金が減額になって落ちたのか、この事業減額の理由を教えてください。

○**桃原朗 委員長** 建設部参事。

○**建設部参事** リフォーム支援事業についての減額理由につきましては、当初400万円で予算を立てていたのですけれども、この国のほうからの最終的な金額が370万円あたりぐらいで、今年募集をかけたところ19件で327万7,000円が、この事業費になりましたので、その額と補助金との差額を今回補正をかけたというところ

で、県の分、国の分、それと市の分をそれぞれ減額をしたことで、この額になっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。本年度19件申込みがあったということで、この支援なのですけれども、1件につき上限額はどれくらいですか。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 工事費に対して20%、それと上限が20万円になっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 1つだけ確認させてください。これは工事する事業所に対して支援する事業、その工事する家主に支援するものか。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 これは最終的に家主さんが事業費として、工事費として支払った後に家主さんに支援するという形になります。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 再度確認させていただきたいのですが、これは前年度とか、前々年度とかも、これは19件とか、20件とか、そのぐらいの申込み件数ですか。今年は特に少なくなったとか、そういった影響とありますか、確認ですが。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 これはスタートしたのが平成30年、スタート時点では200万円の予算でしたので、そのときは受付件数10件でございました。続きまして、昨年度、そのときに予算を200万円から400万円に倍増はしたのですが、若干の補助金の減額がございましたけれども、そのときには18件、今年が19件という形になります。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。最後にちょっと確認させていただきたいのですが、この支援する事業者、これもやはり宜野湾市の事業者を優先に行っていますか。制限なしですか、その辺確認します。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 対象工事をする業者さんについては、市内の業者ということで限定しております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 私も1件だけ。88ページ、8款2項2目道路新設改良費の08真栄原11号道路整備、真栄原11号は、真栄原の中の公民館に入っていき、そこなのですけれども、これは財源組替えでゼロになってとか、県の補助金、その辺の説明と、財源組替えした後の仕組みについてお願いします。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 財源組替えの仕組みについて、まず御説明いたします。

歳出につきましては、88ページの08真栄原11号道路整備事業、こちら歳出の補正はございません。ただ、

歳入につきまして、まず歳入の28ページ、予算書28ページ、16款2項7目、よろしいでしょうか。説明欄、7目になります。真栄原11号道路整備事業費、こちらは沖縄振興公共投資交付金でございますが、こちら481万9,000円増となっております。

あわせて、次は地方債になります。22款になりますので、38ページをお願いいたします。38ページ、22款1項5目土木債でございますが、こちら説明欄、一番最後になります。真栄原11号道路整備事業債110万円の、こちら起債、地方債の増となっております。

また、最後に、こちら同じ地方債になりますが、40ページ、22款1項12目でございます。説明欄、上から9番目でございます。真栄原11号道路整備事業債（5条分）、こちらは先ほど御説明申し上げました減収補てん債、こちら真栄原11号の一般財源分、裏負担分に充当する地方債となっております。

今回歳出の補正増減はございませんでしたが、こういった歳入面の増がございましたので、財源組替えを行っている結果、このような増額になってございます。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 分かりました。それと、もう一点は、繰越し、6ページです。繰越明許、補正に係る理由、2段目に同じ真栄原11号道路整備事業費の繰越し理由も説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 繰越額3,502万4,000円、これは委託料による繰越しになっております。工事の設計にそぐわない流末の排水を調整するために時間がかかったために実施設計が遅れ、その影響で物件調査と土地評価への着手が遅れたために繰越しするものでございます。これは公民館側からの道路から郵便局、L字で11号という形になっているのですけれども、郵便局、県道から入ってきたところ、公民館側から行ったところが、ちょうど一番水がたまる場所なのです。それで、県道に流すのか、どこに流すかなということで、その辺の調整が遅れたということでございます。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 了解しました。この真栄原11号に関する、進捗も含めてスケジュールみたいなものは出せますか、資料として。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 スケジュールで提出します。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

（「進行」という者あり）

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午後3時32分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後3時38分）

○桃原朗 委員長 その前に会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

続いて、2款総務費の市民会館及び10款教育費について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** よろしくお願いいいたします。補正予算書の105ページをお願いいたします。10款3項2目、02番の要保護及び準要保護学用品費援助事業、3,800万円の減額なのですけれども、この減額理由を説明いただきたい。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。105ページ、10款3項2目要保護及び準要保護学用品費援助事業の減額の補正であります。これは中学校の、一般的に就学援助のものの補正でございますが、今回認定者の減も理由の一つでございますが、今回大部分が中学生の修学旅行が中止になった、次年度に持ち越したというところがございますので、通常予定としては、当初予算で約300名ほどの予定はしていたのですけれども、その分が結局修学旅行に行けなかったということでの補正減が大部分を金額を占めているという状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、4中学校の修学旅行が実施できなかったのも、減額になったということですか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** この援助費については、4中学校で約300名ほどの当初予算で予定を組んでいたところですが、この分のもので減額した形です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 残念だよね。本当に残念だよね。これは対象者は何名だったのですか。さっき300名と言った。この要保護の。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 令和2年度の予定としては、約300名ほどの想定はしておりました。今年度中止にはなったのですけれども、次年度、令和3年度に3年生というところで修学旅行に行く予定でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、上がった2年生はどうなるのですか。これは去年実施できなかったのも、去年2年生だった子が実施できなかったのも、4月以降、3年生になって、これを繰り越ししてまで実施したいと。現上がった2年生はどうするのですか。これも実施するのですか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 今回就学援助とはちょっと別にして、通常の修学旅行、中学校は次年度、2年生と3年生が結局令和3年度で実施するという予定でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、今度は先生方の負担が増さない、大丈夫なの。2年も3年も一緒に行くわけではないですよ。今度先生方の負担増になるというのが懸念、ちょっと心配するのだけれども、その辺はどう対応していくのですか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 引率の先生方は、2学年は2学年の先生、3学年は3学年の先生という形で修学旅行に行く

予定ですので、先生方の負担は得にないのかなとはちょっと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。何よりもコロナが本当に終息して、子供たちが楽しい学校生活を送れるように願っております。

あと、ICT支援、115ページの10款5項7目、説明番号の04番、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業ですけれども、委託料6,000万円減額になっているのですけれども、これについて、6,000万円の減額。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 115ページ、10款5項7目の説明番号04、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の減額補正でございます。この委託料につきましては、今回校内通信ネットワークの整備事業というところで、公募型プロポーザルでの契約というところの中で契約執行残での減額という形になってございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 何の執行残、では、これは入札の執行残ということですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 さようでございます。ごめんなさい。

(「失礼しました。プロポーザルのほうで行っております。その執行残……」という者あり)

○桃原功 委員 プロポーザル方式ね、入札自体は。その執行残。

(「はい」という者あり)

○桃原功 委員 何のプロポーザルの執行残ですか。

○桃原朗 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 こちらの公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に関わっている委託料につきましては、今現在ははごろもで実施しております、GIGAスクール構想の中の校内通信ネットワークの整備になります。校内の無線環境の整備ですね、アクセスポイントだとか、端末を入れる充電保管庫とか、そういった一体的に整備する内容になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 通信ネットワークということですね。

○はごろも学習センター所長 そうです。

○桃原功 委員 これは次年度以降のGIGAスクールに関連する通信ネットワーク事業ですか。

○桃原朗 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 1人1台端末が動けるように校内に無線環境を整備しております。1クラスに30人規模の端末を入れる際に線をつなぐとなると、有線では大変になりますので、無線でアクセスできるような形で、全小中学校で対応しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このプロポーザル方式の入札方式による残額が大きく感じるのですけれども、6,000万円というのは、9小学校プラス4中学校で13公立小学校の分の総額の入札残ということですか。

○**桃原朗 委員長** はごろも学習センター所長。

○**はごろも学習センター所長** 一部普天間小学校につきましては、別契約で、今回仮設校舎のほうにネットワークを入れるというものが、またそのまま残った形なのですけれども、それ以外のものについての入札執行残です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** このG I G Aスクールにおいては、全国一斉に用意ドンなので、端末の出荷が間に合わなかったとか、あるいは業者さんが対応できるのかとか、あるいは先生の教育が間に合うのかとか、いろいろな課題を見聞きするのですけれども、その辺の体制の準備というのは、宜野湾市においてはめどが立ち、順調に進んでいるということによろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** I T推進担当主幹。

○**I T推進担当主幹** まず、校内通信ネットワークにおきましては、今整備を進めているところにおきましては、業者さんの協力もいただいて、年度内の整備完了を予定しております。また、端末の納入につきましても、メーカーからは全て出荷されていまして、ほぼ3月中に各学校に設置を予定しております。

ただし、約1万台、13校で1万台となりますので、授業に影響がないように夕方から設置作業を進めますので、こちらにつきましては、少しまだ不透明なところはあるのですが、今時点では3月中、各学校の設置を予定しております。

また、先生方の教育につきましては、12月から教員のG I G Aスクール推進リーダーという教員を任命しまして、こちらに毎月G I G Aスクールの運営の勉強会などを進めて、並行してスムーズにG I G Aスクール構想の実現に、4月以降できるような体制を組んでおります。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 3月、4月って、ただでさえ忙しいのに、コロナ禍で、このG I G Aスクールの導入というのは大変に忙殺されるというのが、激励するしかないので、頑張ってください。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 先ほどの桃原功委員が質疑をしたところと少しかぶるかもしれません。101ページの10款2項2目の教育振興費、これは要保護及び準要保護学用品費援助事業1,440万5,000円の補正減になっております。これは小学校です。こちらの補正減の理由というのは、同じように修学旅行ですか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 岸本委員の御質疑にお答えします。101ページの10款2項2目の説明番号01です。これは小学校というところでございまして、小学校については、特に修学旅行とかなく、大きく影響したところではございませんが、実際に影響があったというところでいいますと、実際にこの援助を受けている、想定している児童より、ちょっと対象者が本年度少なくなったというところと、あとまだ給食費の半額助成。今回、それが例えば学校がお休みであったり、そういう形のものも含めて、一応減額になったということでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** ちょっと関連をして、一般質問でもまた詳しくはさせていただきますけれども、準要保護の小学校、中学校、11市全部資料をつくっていただきました。年末からずっと次長にはお願いして、各市の

支給状況といたしますか、援助の単価表をつくっていただいて、御苦労さまでございました。

ただ、一般質問でもやりますけれども、新入学児童生徒学用品費の部分、あまりにも差があり過ぎるなどということで、一つ申し上げたいのですけれども、例えば宜野湾市と那覇市を比べますと、宜野湾市が小学校1万9,900円に対して那覇市は4万600円、ちょっと違い過ぎますよね。2倍以上の金額の差があります。

それから、中学校におきましては、宜野湾市は、この新入学の学用品費については2万2,900円なのですけれども、那覇市は4万7,400円ということで、ここも違います。うちよりも低いところが1市ありまして、どことは申し上げないのですけれども、うちの2万2,900円に対して中学校ですと一番低いところが1万5,000円というところが1市だけございます。それからまた、小学校においても、うちが1万9,900円ですけれども、一番低いところは1万円というところもありますけれども、ほとんどのところが2倍以上、この新入学で、今恐らく早いところで1月あたりから振込が始まるとか、要は4月の新入学が準備することへの備えのために前倒しで支給できないのかという一般質問等、いっぱい議員からの提言がありまして、そういうふうになっていると思うのですけれども、私のほうは、そこではなくて、要するに額が何で違い過ぎるのかなというふうなことで、検討に入っていたきたいなという願いを、この単価自体は、そういうふうな形で、要するに今補正もそういうふうな減少になっているというふうに認識をしておりますので、そこはぜひ検討課題ではないのかなということで、これは部内でも、教育委員会でも、そこは話題になっている、それからまたテーマに挙げられるものなのかどうなのかということを少し確認させていただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 一般的に就学援助の、その中で費目の一つの新入学児童生徒学用品費というところの中で、やはりちょっと大分宜野湾市は低いのかなというところがございますので、それについては、もう少しちょっと検討という形で、うちのほうは考えているところです。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 文科省で、基準の額が示されているのですけれども、那覇市とて、これは少し遅れていまして、本当は5万円余りになるべきなのだけれども、4万幾らかで止まっているという、そこは義務ではなくて、財政の許す範囲内というふうになっているのですけれども、ほかのほとんどの市が2倍以上、その部分が高いということは、同じ新入学と比べて格差があり過ぎるのではないかなというふうなことを、この補正の中で少し指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

つくっていただいて、初めて分かったことなものですから、去年の11月にそういう情報がありまして、私もちょっと何で宜野湾市が低いのかということで、要するに父兄からも、こういう声があるのかなと思ったのですが、あまりそういう声はないようで、比較できない、ホームページには貼り付けされていますけれども、ここはちょっと宜野湾市は随分低いのだなというふうなことを認識しておりますので、そこはぜひ検討課題で、これからやっていただきたいというふうに思います。あと詳しくは一般質問でやりたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** すみません。よろしく申し上げます。10款5項7目の説明番号02、スクールソーシャルワーカー活用事業の253万9,000円の減、会計年度任用職員の報酬の分だと思うのですけれども、こちらは会計年度任用職員が誰か辞めたのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。114ページ、10款5項7目の説明番号02、スクールソーシャルワーカー活用事業の減額補正でございます。今おっしゃるように会計年度任用職員、実際に中途退職であること、そしてまた途中で採用があったと、実際に虫食い状態のものを結局トータルでやりますと、今回の253万9,000円の減額という形のものでございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 1人が辞めたというわけではないわけですね。すみません。このソーシャルワーカー、各学校1人でしたっけ、ちょっと教えてください。

○桃原朗 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、小学校に1人ずつ、中学校に2人ずつ、計17人設置をしてございます、学校のほうには。また、はごろも学習センターのほうにアドバイザー1人、中学校区に1人ずつのコーディネーターを配置しているものでございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 先ほどいろいろ入れ替わりがあるということだったのですけれども、各小中学校に必ず誰か1人はいる状態は続いたと考えてよろしいですか。

○桃原朗 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 先ほど次長からも説明がありましたが、途中退職がありまして、また再公募をかけましたが、すぐに見つからずに、空いた期間は実際ございました。なのですが、県内各中学校区ごとにコーディネーター等がおりますので、そちらのほうで支援を図るような対応をまいりました。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。もう一つ、再確認なのですけれども、スクールソーシャルワーカーの業務内容を確認させてください、どういった業務なのか。

○桃原朗 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 スクールソーシャルワーカーは、各校と連携をしながら、学校の中の福祉職という形で、福祉的な面から支援を図りながら、関係機関とつなぐというような、そういった業務となっております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 もうちょっと詳しく教えていただきたいのですが、要するに福祉関係というと、私が認識しているのは、不登校とか、そういったものの対策に当たる分野かなと思っているのですが、いかがですか。もうちょっと詳しくお願いします。

○桃原朗 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 すみません。おっしゃるように不登校や、いろいろな家庭事情の問題だとか、そういった家庭への働きかけもしながら、寄り添いをしながら、また困っていることについては、こういった福祉的なサービスがあるよというふうな、そういった共有を図りながら、問題行動の未然防止だとか、そういったことを含めて対応しています。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。では、ちょっと資料で提供していただきたいのですが、年々不登校、去年3月の一般質問でもやりましたが、不登校児童が増えているという状況だったのですが、今年度はどうだったのか、分かる資料をいただきたいのと、これは各中学校で出せるのであれば、それでいただきたいのと、不登校予備者、それも含めて一緒に出してもらいたい。お願いします。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今年度のものということによろしいですか。不登校と、今おっしゃった、もしかすると不登校に陥るかもしれませんという方の……

○平安座武志 委員 不登校と、あと30日未満の不登校予備者と言われる方の人数です。

○指導部次長 資料を提供したいと思います。

○平安座武志 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 もう少しお願いします。99ページ、10款1項3目の教育指導費の説明番号02、これの事務運営費で約2,400万円予算減になっていますけれども、これはほとんどが会計年度任用職員の報酬2,400万円となっていますけれども、この減になった理由を御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 99ページ、10款1項3目の説明欄02、指導事務運営費2,405万円の減額の理由でございます。この会計年度任用職員につきましては、例えば学校で臨時でいらっしゃる市費事務、そしてまた図書司書、幼稚園教諭とか、あとまた施設管理員、プール管理員という方々の報酬という形になっております。その中で実際に未配置、なかなか配置できなかったという形での減でございますが、主に幼稚園教諭のところの者が、ちょっとなかなか配置できなかったことによる補正減でございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 プール監視員とか、幼稚園教諭が配置できなかったという説明なのですが、これで学校は大丈夫だったのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 この会計年度任用職員に含まれている報酬というところのものが、今お話をした、繰り返しくなりますけれども、市費事務であったり、図書司書、幼稚園教諭、施設管理員、プール管理員という者の報酬がここに含まれているというところの中で、その中で主に幼稚園教諭のところのものが、結局なかなか配置がされなかったというところでございます。今例えば施設管理運営だったり、プール管理員というところの者、特に例えば配置されなかったとか、そういう形のものではないということでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 配置されなかったということではない、さっき配置されなかった分ということで説明があったのだけれども、ちょっと。

(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 御質疑にお答えいたします。幼稚園教諭につきましては、予算要求時に定員がいっぱいの状態の人員を要求してございまして、予算確定後に入園者が決まるものですから、予算要求時に想定していた人

数より実際入園した子供が少なかったというところで、学級が当初の想定より少なかったことによる、雇用をしないでいい数というのにも含まれてございます。実際本当はもう少し採用したかったというところもあるのですが、その中で採用できなかったというところ、それから幼稚園の資格を持っていない補助者という形で採用したり、その資格の差額による時給差での残でございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 園児の入園する、子供たちの数によって、それだけ教諭も、人数も変わってくるわけだから、それに合った教諭を採用したと、要するにそれが足りなかったとか、そういうことではないわけですね。

それと、プール監視員の話もしていましたけれども、これは今年度は監視員は要らなかったの。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 プール監視員については、全校配置できている状況でございます。幼稚園教諭についても若干人が足りない状況ではあったのですが、実際の運営がどうしようもないというほどの不足ではなく、本来あと1人、あと2人というような、あと数名採用できれば、さらにいい状況ではあるのですが、運営に困るほど人手がないということの状況ではございません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今よく分かりました。特に支障はなかったということですね。ありがとうございます。

それから、119ページの補正予算給与費明細書の中の、一番下の2つありますけれども、特別職、補正前、補正後で22名の減になっていますけれども、その他の特別職の22名というのはどういう特別職なのでしょうか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 平良委員の御質疑にお答えします。119ページ、補正予算給与費明細書の補正前と補正後の、その他特別職22名ということでございますが、私も今ちょっと詳細な資料は持ち合わせておりませんが、この22名については、特に附属機関等、こちらのほうは報酬という形で附属機関の方々にも委員報酬という形でお支払いしておりますので、恐らくですが、こういった方々の減とかの積み上げではないかと考えております。ちょっと今詳細は分かりませんので、また確認はさせていただきますが、恐らくですが、こういった附属機関委員の報酬の減が主な要因であろうと考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 特別職の減の資料を頂けますか。どこの委員会が1名、2名減とか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、119ページの特別職の人数の減の理由ですね、資料の形で提供させていただきます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 よろしく願いいたします。それから最後、123ページ、報酬です。報酬の説明の中に未配置等による減と1億円余りあるのですけれども、この未配置等による減の御説明をいただけませんか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑、123ページ、報酬ですね、未配置等による減ということでございますが、こちらは主に会計年度任用職員の、先ほど指導部次長からも御説明がありました、1度途中で辞められて、次に任用するまでの間の未配置期間等、こういったものの積み上がり、それと先ほど有資格者と無資格者の時

給の単価さ、それからこの会計年度任用職員は一定程度昇給もございますので、この昇給を見越した予算どりをしております、経験を加算して。ただ、やはり実際任用した場合、未経験の方がいた場合は、その単価差も生じますので、そういった1度辞められて、次に任用するまでの間の未任用期間、それから時給単価差、これらの積み上がりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 金額が1億円余り大きいものだから、人数とか、そういったもの、何か資料で出せますか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 この報酬の1億円減の主な理由等について整理をしたもの、先ほどの特別職のものと併せて御準備いたします。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 すみません。先ほど桃原委員も岸本委員も質疑した105ページの要保護及び準要保護学用品費援助事業なのですけれども、次長がおっしゃっていました修学旅行、今年度中止になった理由が主だということなのですけれども、300名余りが、その援助をいただいて修学旅行に毎年行っていると思うのですけれども、この300名、今年度は残念ながら中止になったのですけれども、前年度とか、またその前の年とかで、この300名援助制度を利用している方が就学旅行に行けなかった人とかというのは、これは資料で頂けますか、小学校も含めてですけれども。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 先ほど300名、これは確定した数字ではなくて、これまでの数字の、例えば経緯とか、例えば人数の中で、ある程度300名であろうという形での想定をしての予算どりという形ではあったのですけれども、実際に令和2年度の、例えば修学旅行に行けるであろうという形の世帯の中で、実際に行けるだろうと想定される人数ということによろしいですか。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 毎年、入学前に就学援助制度の申込みをしていると思うのですけれども、申込みなさっていますよね。申込みはありますよね。

○指導部次長 就学援助……

○知念秀明 委員 援助制度で。

○指導部次長 はい。

○知念秀明 委員 その児童が、その年に修学旅行に行きます、修学旅行に行きたい、就学援助制度を利用しているものですから、その中で中学生はたしか7万5,000円余りですかね、援助していると思うのですけれども、小学校も2万円余りでしたかね、援助していると思うのですけれども、その利用している方が、修学旅行の援助しているにもかかわらず修学旅行に行かなかった人数というのは数字で出せますか。令和2年度はなかったのですけれども、令和元年度とか、その前の年とかというのは数字で出せますか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 中学生でいうと令和2年度のもの、ちょっと今回中止になったのですけれども、令和元年度

の、ちょっとそれが確認できるかというところのものが、すみません。今ちょっと資料として提供できますとは言えない状況でございますが、ちょっと確認させてください。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 では、確認して、資料を出せるのならよろしくをお願いします。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 了解しました。

(「資料要求だけでいいですか」という者あり)

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 小学校も中学校も今回160万円の消耗品費と備品購入費ということで、コロナ対策の、いわゆる当たる消耗品、恐らくアルコールとか、マスクとか、そういう消耗品を150万円と限定している、ちょっとよく分からないのですが、備品購入は10万円までというふうに制限が、これは厚労省からか、文科省からか、そういうふうに制限をされて、そういう使い方になっているのかどうなのかということと、あとは今年度だったと思うのですけれども、200万円というのもありましたよね。あれも何か使い勝手が悪いとかというふうな話も現場からもありましたし、例えばこの消耗品、アルコールを、危険物ですから、大量に購入するということが果たしてできるのかどうなのかという、時期的にも安いとき、高いとき、いろいろ相場もあるようですので、その辺のことは研究、検討して、こういう予算の配置の仕方、計上の仕方に教育委員会としては十分そういうことを認識してやっているのかどうなのかということ、ちょっと中身が分からないものですから、ちょっと資料で頂ければというふうに思うのですけれども。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 例えばアルコールを購入するときに、例えばそういうふうな制限があるのかどうなのか、そういうことも含めて確認して資料を提出したいと思います。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。2点だけ教えてください。この要保護の援助事業というのは、今どきの小中学生は、修学旅行の行き先というのはどちらに行っているのですか。そして、令和3年度は、2年生と3年生、どこに行く計画をされているのか、もし確定しているのであれば教えてください。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 お答えいたします。中学校については、関西、大阪、京都がメインでございます。小学校については、県内の伊江島であったり……

○桃原功 委員 まだ伊江島なの。

○指導課長 学校によって若干違いますけれども、伊江島であったり、南部戦跡を回ったり、北部で離島の観光地のホテルでマリン体験したりというようなところが多いというふうに。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。あと、116ページをお願いします。これは保健体育総務費の説明番号04のフッ化物洗口推進事業の減額なのですけれども、40万8,000円の減額理由をお尋ねします。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 消耗品、116ページ、10款6項1目、説明04のフッ化物洗口推進事業の消耗品の40万8,000円の減でございますが、今年度大謝名小学校がフッ化物洗口をやっていたところの中で、新たに例えば大謝名幼稚園であったりとか、予定としては志真志小学校もできるのであればということの中で、予算を取っていたという状況でございますが、今実際にやはりコロナ禍という状況の中で、いろいろ保護者への、志真志小学校でいえば保護者への説明とか、例えば実際にそういう形で、なかなか実施できなかつたというところでの補正減という形でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、これまで大謝名小学校で実施していましたよね。新しく大謝名幼稚園と志真志小学校を予定していたけれども、コロナ禍で対応ができず、減額補正になっていると。この40万8,000円というのは、大謝名小学校、大謝名幼稚園、志真志小学校、3つの予算が全て減額ということですか。ちょっと大謝名小学校は実施したの。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 大謝名小学校につきましては、すみません。具体的な期間というのは、ちょっと把握はしてません。

○桃原功 委員 期間はいいです。やっているか、やっていないか。

○指導部次長 少しは行ったのですけれども、ちょっとコロナ禍という状況の中で、途中でちょっと中止にしているという状況でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ただいまの御答弁でいくと、大謝名小学校は少しだけ実施して、あとはコロナでやっていないと。志真志小学校は完全に実施できていないと。大謝名幼稚園も実施できていないということで、いいですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 さようでございます。

○桃原功 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 お願いいたします。111ページをお願いします。教育費、社会教育費、文化費の説明番号02なのですが、基地内遺跡ほか発掘調査事業とあるのですが、この事業、どういったものを発掘調査したのか、確認したい。11号に関連するものなのか、それ以外の発掘調査の調査になるのか、その辺御確認させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 111ページの説明欄02、基地内遺跡ほか発掘調査事業につきましては、基地内に限らず市内民間地も含めて開発であったり、個人であれば個人の住宅であったり、アパート建設だったりとか、そういうときに開発が予定されている地域を事前に調査をするという事業です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今年度の国庫補助、当初予算では4,400万円計上されていたのですが、国庫補助金が1,500万円余減額されているのですが、その減額理由についてお伺いいたします。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 この補助金の減額につきましては、この事業の実績に基づいて事業費が下がったということで、補助金もそれに沿って減額ということになっておりますけれども、この中で見ると、委託料が大きく1,500万円程度、歳出が減額されておりますけれども、これについても調査の委託料ということで、当初この事業については、民間地も含めて事前調査を行うという事業ですので、当初民間地も5件程度予定しておりましたけれども、個人の住宅であったりですので、その施工主というのですかね、の方が建築業者との調整とか、そういうのが整っていないということで、そこがまだ調査なりできない状況にあるので、当初予定していた民間地の調査についても、ちょっと先送りになっているということで、今回は委託費については減額が少し大きいのかなと思っています。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 民間地であったのですけれども、この遺跡があるであろうというところに建物が建ったりして、その土地を調べるとか、そういった調査ですか。民間地だと調査目的とか、なぜここを調査するのかとか設定してやると思うのですけれども、その辺ちょっと教えていただけますか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 通常例えば個人が、こちらにアパートなり、住宅を建てようとしたときに建築確認申請を行いますけれども、その中で、そこに文化財があるかどうかということの確認が必要になってくるのです。その中で文化課のほうでは、その建築が予定されている場所に文化財と見られるようなものがあるかどうかという、遺跡台帳というのがありますので、そこを確認して、そこがもし想定される地域であれば、そこに調査を入れるということになります。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この台帳を基に場所を設定して、単年度で予算に上げているということでしょうか。

○教育部次長 はい。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一つ、今報道等で普天間基地内の遺跡を移設するとかしないとかあるのですけれども、そういったものとか関係はありますか、この調査は何か関係性はありますか。なければいいです。この調査費の中に今回の調査とか、そういった費用とかも入っていますか、この台帳の中に含まれていますか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 一般的に民間地であったり、国もそうですけれども、そういう場合に、そこが想定されれば、そういう調査が発生しますので、個人においても、本来でしたら、その文化財の調査というものは個人で負担していくものなのですけれども、やはりそういう個人で負担していく場合というのは財政的な問題もあるので、文化財保護法なりで市のほうで調査できるような、負担するようなところがありますので、今報道にあった内容については、こちらのほうもそこがあるのかどうかとか、その辺は状況把握していない、情報はないので、調査があるないは、ちょっと言える状況ではないです。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございました。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 1点だけ。114ページの市立博物館施設整備事業、10款5項6目の博物館費の04の、今、市立博物館施設整備をやっておりますけれども、その整備内容、特にまた変わるところはどういうものなのか御説明いただけますか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 114ページの04番の市立博物館の整備事業については、本年度は空調機器の改修ということ…

○平良眞一 委員 空調のみ。

○教育部次長 空調です。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは今年度、3月いっぱいでは終わると。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 現在完了していて……

(何事かいう者あり)

○教育部次長 すみません。3月15日完了を予定しております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 市立博物館の施設整備は、この空調だけですか。また、次年度は別な工事が。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 大きな建物の改修というよりも、令和3年度においては、展示ケース、展示スペースというのでしょうか、展示ケースの設置工事を予定しております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 先ほどの10款5項3目の基地内遺跡ほか発掘調査事業、概要が分かる資料をいただきたい。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 事業の主な趣旨とか、概要とかでしょうか。

○上里広幸 委員 今説明していただいたのですけれども、ちょっと資料として目を通したいので、概要等。

○教育部次長 では、事業の概要を提出させていただきます。

○上里広幸 委員 お願いします。

○桃原朗 委員長 以上ですか。

○上里広幸 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 それでは、休憩いたします。(午後4時03分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後4時07分)

○桃原朗 委員長 14款予備費について審査を行います。なお、補正予算全体に係るような質疑もこちらでお願いをいたします。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、進めますよ。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 説明員の皆さん、退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

(執行部退席)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第3号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後4時08分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後4時10分)

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時11分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年3月4日（木） 2日目

午前10時02分 開議

午後 3時54分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○説明員（8名）

総務部次長	多和田 眞満
総務係長	當間 大和
企画部次長	泉川 幹夫
福祉推進部次長	宮城 葉子

人事課長	知花 博史
給与厚生係長	藤原 佑樹
市民協働推進課長	金城 美千代
障がい福祉課長	津島 美智子

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第21号 宜野湾市情報公開条例及び宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第22号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

議案第24号 宜野湾市男女共同参画推進条例の制定について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

第433回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年3月4日（木）第2日目

○桃原朗 委員長 ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第21号 宜野湾市情報公開条例及び宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 議案第21号 宜野湾市情報公開条例及び宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第21号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「委員長」という者あり）

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 説明を求めて、それからしていただけませんか。

○桃原朗 委員長 総務部次長、よろしいですか。

○総務部次長 はい。

○桃原朗 委員長 では、議案第21号に対する質疑を許す前に説明から、総務次長、お願いをいたします。

（執行部説明）

○桃原朗 委員長 それでは、質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。要するに前の条例と今回の条例が、申請者が情報開示請求した場合、不開示決定をしたりとか、行政側が。のときに口頭で、なぜ開示決定したのという機会が与えられるということに理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 総務係長。

○総務係長 今の質疑に私のほうから回答します。開示決定、また情報公開の不開示処分、あるいは一部開示処分を出されてきた場合に、その処分に不服がある場合、現行でも請求者の方は審査請求を行うことができます。

○桃原功 委員 今でも。

○総務係長 今の状態でも。審査請求を行った後の、審査請求は書面で総務のほうに出していただく手続になるのですが、その審査請求がなされた後の審査の手続が幾つかあります。その審査手続として、今3点を新たに追加したいということですので、審査請求自体は今でももちろん提出することは可能です。

（「では、もう一度補足」という者あり）

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御指摘があった件において総務係長のほうで答弁いたしましたけれども、窓口にいらした際に、その請求に不利益を与えているわけではないのですけれども、法にも規定されていますけれども、ただ

条例には載せていないというところで、窓口において請求人とスムーズに手続に入れないというところがございましたので、条例にもしっかりと明記をして手続を、事務としてですよ、手続事務を速やかにできるように今回改正をしたいということでもあります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、今までも明文化はしていないけれども、こういうやり取りの中で、口頭で請求人が、なぜですかというような口頭での請求というか、説明を求めることは、これまでもできてはいたけれども、それをしっかり文書化しよう、可視化しようということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 委員御質疑のように不利益自体はございません。手続はしっかりとできますが、実際の運用、総務のほうで運用するに当たっては、条例にも明記しているほうが請求人も分かりやすいというところもあったので、今回改正手続をしたいということがございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、市民の立場、あるいは請求人の立場からすると、開けた情報公開制度になっているということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 総務係長。

○**総務係長** 御質疑のとおり、明文化することで、より運用する側も、もちろん市民の方にも明確な手続を示すことができるということで、開かれたというか、より明確になっている点があります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。参考までにお尋ねしますが、よく国会での質疑、答弁などで、野党議員が情報公開請求したけれども、黒塗りで全部出てくるパネルを見せたりするときがあるのだけれども、あれは黒塗りで、要するに一部開示というのでしょうかね、ああいう言い方は。一部不開示、そういう判断というのは、やはり法律に基づいて職員がやっているのですか。それともどこまで開示、どこまで不開示というのは、法律自体にはないけれども、その時々々の行政の判断で、ああいうふうになっているのですか。その辺よく分からないので、教えてください。

○**桃原朗 委員長** 総務係長。

○**総務係長** 今、委員の御質疑で、黒塗りの判断ということなのですが、まず市町村の場合の話をちょっとさせていただきますが、宜野湾市も含めて市町村は、各自治体、情報公開条例を規定しているので、条例の中で不開示にできる場合というのが規定をされています。例えば個人情報、個人に関する情報であったり、あるいは法律で守秘義務が課されているような情報であったり、あとそのほか行政執行情報ということで、例えば入札前の予定価格の情報とか、要は行政の適正な執行の妨げになるおそれがあるような情報等を不開示とすることができるというふうに条例でうたわれています。その条例に沿った判断をして一部廃止とするのか、あるいは全部を開示するのか、あるいは黒塗りにして一部開示するのか。はたまた全部不開示にするのかということがあるのですが、そういった判断を事務側でさせていただいているところです。国会等の黒塗りの部分というのは、法律が、情報公開法がありますので、国の機関に関しては、そういった法律に沿って対応しているという理解です。

○**桃原功 委員** 分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ちょっと確認させてもらいます。今回追加する規定が、意見の陳述、あと意見書の提出、これを条例に明文化するというので、今説明を聞いて理解いたしました。ちょっとこの情報公開について確認したいのですが、これは国民の知る権利、法で認められた権利であるので、必要な条例だと思いますけれども、資料をいただいたのですが、本市の情報公開条の件数、平成29年273件、開示請求ですね、平成30年が271件で令和元年が261件と私としては何か多いような気がするのですが、これが普通の市町村での開示請求の件数なのかどうか、まずちょっと確認させてください。

○**桃原朗 委員長** 総務係長。

○**総務係長** 今の御質疑にお答えします。本市の過去3年の開示請求の件数ということで、270件から260件ぐらいの数で推移しています。ただ、実際これは理由があります。建設部のほうで建築確認申請というのがあるのですが、それが法律上閲覧ができるものになっております。ただ、紙媒体での交付は、建設部のほうでルールが、まだちょっと定まっていなくて、どうしても閲覧をしたいという方が窓口いらしたときに写しも欲しいという要請がやはり多くて、その交付する手段として情報公開制度を挟んでコピーを交付するという手続を取らせていただいている都合上、年間270件、260件という開示の実績があるのですが、220件、230件前後は建設関連の申請になっております。ですので、純然のいわゆる公文書を開示してほしいというのは、件数というのは、その差ということで、年間、手元の資料でいくと30件から40件というところが、いわゆる一般的な公文書の開示請求という件数に当たるかと考えております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。建築に関する資料が、まだできていないと。だから、情報開示請求で資料を取っているという話でしたけれども、これは今進めているのですか、土木のほうでは、この情報開示条例を使わずに情報開示できるようなことは何か進めてはいるのですか。これは情報開示できますよね、この情報開示条例を使わなくても土木が直接来た方に情報開示しようと思えばできるはずですが、それは進めているのかどうか。

○**桃原朗 委員長** 総務係長。

○**総務係長** 今、実は土木というか、建築課のほうになるのですが、そこで一応制度上、写しの交付までやるような手続を検討すべきではないかという議論はしていて、まだちょっと制度として実際に固まっていないのですが、検討は進めているところです。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。この条例を使わずに直接できるのであれば、そのほうがいいと思いますけれども、建築のほうに進めてもらえればいいと思いますが、あと建築以外のほうで約30件から40件、年間あるとおっしゃっていましたが、その中で平成29年度が不開示が5件、平成30年度がゼロ件、令和元年が不開示が2件あるのですが、この不開示というのは、どういった理由から不開示になるのか、ちょっと確認させてもらえますか。

○**桃原朗 委員長** 総務係長。

○**総務係長** 不開示の決定がそれぞれ平成29年度が5件、平成30年度はゼロ、令和元年度が2件ということで、全部不開示にしたということではあるのですが、これも先ほど桃原委員の御質疑の際にちょっとお答え

させていただいたとおりで、宜野湾市の情報公開条例があります。これの第7条で、公文書の開示義務という規定があります。原則は、公文書というのは原則開示ではあるのですが、この第7条中で不開示情報というのを定義させてもらっています。この不開示情報に該当する場合には不開示とすることができるという規定がありますので、先ほどの繰り返しになるのですが、例えば法律で秘密にしないといけない情報、もう一つは個人に関する情報、その他、先ほどの繰り返しになりますが、行政執行情報であるとか、他の法人、機関との信頼関係を損ねるものであったりということで、開示しないことができるという情報を、大きく4つほど規定をさせていただいておりますので、これに沿って不開示の決定をしています。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。条例に基づいて不開示を決定しているということですので、条例をもらいましたので、ちょっと勉強して確認したいと思っております。

ちょっともう一点だけ確認させていただきたいのですけれども、私、報道等で見た記憶があるのですが、沖縄市のほうが今回情報開示の件で条例を改正したと思います。その件はどういった内容だったのか、分かるのであれば、ちょっとお答えいただきたいのと、多分これは県内、沖縄市と那覇市の2市が、この不開示の幅を広くしたのでしたっけ、多分この情報公開の請求が物すごい莫大な量があって、条例改正したという報道を見たのですけれども、ちょっとその説明ができるのであればお願いできますか。

○**桃原朗 委員長** 総務係長。

○**総務係長** 私も新聞レベルの報道でしかないのですが、沖縄市さんの条例改正については、端的に言うと、この開示請求の手續で乱用を禁止しますよという条文を追加したと認識しております。おっしゃるように、かなり開示請求の、大量の開示請求をしてくる案件があったようです。そうすると、通常の行政の業務に支障が出ているという沖縄市さんの判断があったのかなと思います。条例は、確かに権利として公文書を開示する権利というのは担保していかないといけないのですけれども、これがいたずらに大量に、もっと言うと、行政の機能をちょっと止めてしまおうとか、そういう手段で、条例の目的とマッチした使い方をされることを懸念して、そういう乱用禁止規定を整理したというふうに認識しております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。情報開示、営利目的で開示請求してはならないとか、いろいろ決まりもありますけれども、今回の沖縄市さんとか、那覇市さんは前に決めていると思うのですけれども、そういったふうに、要するに行政側が大変な莫大な量で事務的負担が相当増えたということで、今回決めたということなのですが、宜野湾市の件数からしたら、宜野湾市は、そこまではまだ考えていないという考えでよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 総務係長。

○**総務係長** 現在の開示請求の件数でいきますと、量は確かに多く見えるのですけれども、先ほど説明したとおり、ほぼ建設部の一般的な閲覧が可能なものの交付をしているというのが200件以上の件数を占めていますので、かつ同一の方がということでもないので、乱用禁止規定のような、開示請求そのものを制限してしまうような例というのは、今のところ、私係長のレベルでは、まだ検討する段階にはないかと思っております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。現在の宜野湾市の状況では、乱用規定を検討する状況ではないということとあります。これは法律でも国民の知る権利の部分でありますので、適切な情報開示、これからも行っていただければなと思っております。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今回3つの改正内容ということなのですけれども、これまでもやってきたわけですよね。これまでの分は、この条例、明文化する前の、どの法律で、これをやっていたのか教えてください。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど説明したところですが、行政不服審査法の中の条文規定を、そのまま今回条例に落とし込むということでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは中身自体は全然変わらないということですか。前回のものと今回のものと変わるところもあるのですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 実は、この行政不服審査法が平成28年に改正をしております、その際には宜野湾市のほうでは条例改正のほうは行ってございませんでした。理由は、ちょっと分からないのですけれども、そのままでも運用は恐らく可能だったというところで改正しなかったのだらうと思っております。

ただ、先ほども説明したように実際その後の運用を行っている段階では、条例にもそのような規定を入れ込むほうが事務の手續がスムーズに行えるということもございましたので、今回改めて条例化すると。内容は一緒です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 内容は一緒で、これまでもできた。今回条例を規定すれば運用しやすくなるという、その意味がよく分からない。なぜそうしたらよくなるのか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 最初、概要説明の3の改正概要(1)のアの中に記載されているのですが、審査会への審議におけるということがございますが、まさしくそこでございます、法律では制定はされているので、請求人に不利益を与えるということは全くないのですけれども、条例にも記載をしておく、ここの審査会への手續を踏まなくても条例に規定されているので、請求人は、その条例に基づいて陳述の請求とか、意見書、資料の閲覧などの手續というのを条例に基づいて行える。ところが、今までの3つの規定を条例に落とし込んでではなくて、法律に基づいて請求人がやるものですから、私たちは、それがあつた場合は審査会を開いて、そのように意見陳述が出ていますと、審査会に諮って、よろしいですかとやっていたので、それが省かれるということで、事務がスムーズにいけるということでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 よく分かりました。中身は一緒で、何が効率よくできるのかなと……

○総務部次長 すみません。最初に説明しておけばよかった、すみません。

○平良眞一 委員 それに分らなかつたのですよ。委員会、これまでだと審査会にかけると。しかし、この条例を制定すれば、それが省かれると、審査会上程というのかな、提出するのが省かれると、逆に情報開

示を請求する側はいいね、すぐさっさと手続ができるようになります。よく分かりました。

それから、第15条、字句を改めるということで、本文というのを入れる、この本文を入れて何か変わったのか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** この概要説明の裏ページ、2ページ、裏ページですね、すみません。そこに行政不服審査法の第9条を載せております。本文というのは、これはそのものなのですけれども、第9条の中に6行目のほうからただし書きの記載があるのですけれども、本文というのは、このただし書きは含みません。ところが、請求人は、この全てを含めて解釈をしてしまうので、窓口で、そこで私たちのところでは、このただし書きは含みませんよという、請求人と押し問答とかありまして、明確にするために本文という文言を入れておきたいということでございます。

○**桃原功 委員** だから、ただしというところから本文ではないわけ。

○**総務部次長** そうです。そのとおりでございます。

○**桃原功 委員** 本文と続いているから。

○**総務部次長** はい。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** どこまでが本文、それでこのただし書き以降は本文ではないということですね。

○**総務部次長** ただし書き以降はただし書き。

○**平良眞一 委員** それを本文にするのとしなないと、下線を引いているのだけれども、何がまずいというのかな。

○**桃原朗 委員長** 総務係長。

○**総務係長** ただし書きと本文の違いのほうなのですけれども、先ほど次長から説明があったとおり、ただしというものの上が本文になります。その本文の規定を適用しないという条例側のルールになっております。では、本文には何が書かれているかということなのですが、本文には、少し掘り下げた説明になって恐縮なのですが、行政不服審査法というのが平成28年度から改正をされているところなのですが、そのときに新たに審理員という制度が導入されています。

○**平良眞一 委員** 審理員ですか。

○**総務係長** この第9条の規定です。審理員制度というのが新たに導入をされています。ちょっと具体的に言うと、不服審査が提起されたときに審査をする役割の方のことです、審理員というのは、それに関して各市町村の情報公開の場合には、実は、この審理員制度を適用しなくてもいいということになっています。ただ、その条件として、条例に一文を入れておいてくださいねというルールになっておりまして、そこがただし書きのほうです。

ただし、次の各1号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合、もしくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、この限りではないということで、審理員を条例に特別の定めがあれば審理員制度の適用をしないでもいいですよというルールになっているのです。ちょっと混み合っちゃって恐縮なのですが、戻りまして、情報公開制度で不服があった場合の審査は、既存の第三者機関として情報公開審査会という弁護士の方3名が外部委員として入っていただいている審査会があるので、そちらで審理員ではなく

て、その審査会のほうで審査をしていただくという従前からの組織がありますので、この第9条の審理員は適用しないというふうな制度設計になっています。今回本文と明記することで、ただし書きは生きているのですよという説明をしたい。すみません、ちょっと長くなって。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ただし書きだけが採用されるということになるわけですね。

○総務係長 本文は適用しないので、このただし書き以降は生きていますよという。

○平良眞一 委員 本文は審査会のほうで宜野湾市は持っているから、そこで諮るということで、ただし書きの部分が適用しますよということなのですね。

○総務係長 なので、第9条そのものを全て適用しないわけではないのですよということの説明を……。

○総務部次長 窓口で、その説明に時間を費やしてしまうというところがございましたので、整理したいというところがございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 お願いします。第1条と第2条の内容についても分かりやすい説明で理解しました。

1つ資料の請求だけお願いしたいのですけれども、先ほど平安座委員と議論している中で、年間270件と260件、確認申請等の公開でもらっていると。20件から30件程度が、この情報公開で来ているよということなのですけれども、その数字だけは分かったのですけれども、その過去3年の情報開示の状況と、建設関係、確認申請とか、それ以外のものを分けて出せますか。項目分けとかされていますか、こういった情報公開ですよと。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 分けてというのもありましたけれども、一覧で部ごとで開示、非開示という資料はございますので、そのほうを提供したいと思いますが、よろしいですか。

(何事かいう者あり)

○総務部次長 3年分ですので、29、30、元年度の3年分を。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。先ほどの説明で概要は分かっているのですけれども、数字的なものを把握したいので、よろしくお願いします。

それで、これは先ほど平良委員からもあったのですけれども、何かトラブルがあつての条例改正ではなくて、あくまで運用上の中でやっていくというふうに理解しておりますので、先ほどの資料請求、よろしくお願いします。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 さっき説明の中で、行政不服審査法というのが平成28年改正をしたと。その後、宜野湾市では、それに基づく一部改正ですか、条例の改正というか、追加というか、それはやってこなかったと。これはやってもやらなくてもいいということなのか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御指摘にお答えいたします。その後改正があったかというところなのですが、その後は法改正はないと。ないので、その際に条例改正を行わなかったというところにおきましては、先ほ

ど平良委員の中でも説明はいたしましたけれども、その改正しなかった理由は、資料、手元にとりよりはないので、そこはちょっと分からないのですけれども、ただし不利益、先ほどから何回も説明はしていますが、不利益が生じたということはないということでございますので、さっき説明した、実際にこれまで運用をしている中では、条例にも記載したほうが手続的にはスムーズになるという判断でもって、今回提案してございます。

○岸本一徳 委員 以上です。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第21号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時37分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時42分)

【議題】

議案第22号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 議案第22号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の前に、先ほども平良委員からありましたとおり、説明を受けてからということでもよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、議案第22号について当局より説明をお願いいたします。

(執行部説明)

○桃原朗 委員長 質疑のある方、挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 質疑ないみたいだから。質疑をしないと。進行していったいいのだけれども、それだけですよ。

(「そうです」という者あり)

○桃原功 委員 今回の条例改正は。

(「はい」という者あり)

○桃原功 委員 煩雑なので、簡素化しよう、効率化しようということですよ。では、質疑ないよ。ではない、ごめんなさい。

ここでは市の職員の給与に関するということで、保育所勤務職員の給食費ということで、のみになっていきますけれども、参考までにお聞きしますけれども、小中学校の先生とか、幼稚園の先生の方の給食費の対応というか、どんな対応をされているのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えいたします。学校給食現場、例えば小中学校、幼稚園、幼稚園はないですね。小中学校……

○桃原功 委員 幼稚園は給食はないの。

○人事課長 給食はないです。これにつきましては、私会計、公会計ではないので、私会計となっております。私会計ですから、給食センターの事務の担当において取りまとめをして納付されているというふうに伺っております。

○桃原功 委員 徴収して。

○人事課長 学校の先生とか学校事務の方々とか……

(「口座引き落とし」という者あり)

○人事課長 すみません。失礼しました。あちらは、私会計をもって口座引き落としの処理をしているというふうに伺っています。

○桃原功 委員 効率化をやっているわけだね。

○人事課長 はい。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回は給食費のみということですがけれども、保育所の方が公に支払うべきものってほかにあるのでしょうか、これだけですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 保育所に限らず職員、行政職員も含めまして、現金で支払うというようなものは特にございませぬ。

○桃原朗 委員長 以上ですか。

○桃原功 委員 はい。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 関連するので、一つ教えていただきたいと思います。給食費は、もちろん払っているのですよね。控除という言葉なのですけれども、イメージ的に控除となると、これは払わないでよくなるのか、後から還付されるのかという意味合いで私取るのですけれども、払わないでいいとかではないのですよね。給料から先にその分を差し引くという理解でよろしいですか。これだけ免除されるということないですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 当然実費負担していただくこととなります。控除した金額につきましては、取りまとめの上、私ども人事のほうで納付するという手続を取らせていただいています。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 条例とは直接関係ないと思いますけれども、この給食費というのは幾らぐらいなのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 基本金額につきましては月額5,500円です。ですから、5,500円の1日、20日前後となりますの

で、割る20という単価になります。

○岸本一徳 委員 250円。

○人事課長 250円前後です。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 2保育所という説明をしましたがけれども、2保育所の職員は何人ですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 会計年度任用職員も含めまして約60名、現行です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この職員の給食というのは、全員給食を食べないといけない、自分はいいいから、弁当を持ってくるよというの認めるのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 運用、正直申し上げますと、子育て支援課のほうで運用、担当していますので、詳細まではちょっと把握しておりませんが、聞いている範囲では拒否している人はいないというか、お弁当でと申出をしているような方は一応聞いてはおりません。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、全員給食をいただいているということで考えたほうがいいわけですね。

○人事課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 その場合、要するに給料から天引きになるわけですよね、今回の条例。これは職員との話し合いも持って了解の下、今回の条例に上げたのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 子育て支援課、現場から私ども人事課サイドに要望がございまして、この条例の改正となっております。また、中部福祉事務所のほうから保育所の現場監査の際に、現金で取り扱いは適切ではないという指導的事項、指導というよりは技術的な助言という形で、書面での通知もいただいております、それで現場で現金を取り扱う煩雑さ等々も含めまして、私どもで改正をお願いしたいということで申出がございましたので、今回の提案となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 職員も了解の下ということで理解していいわけですね。分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第22号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時58分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時10分)

【議題】

議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

○桃原朗 委員長 次に、議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題といたします。
本件に対する質疑の前に、まずは御説明を当局からいただいてから質疑を許したいと思います。企画部次長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 質疑のある方、挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 この追加する障害福祉サービス事業者等の指導及び実施検査に関する事務というのは、具体的にどういったものがあるのですか。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 具体的に言いますと、障害者総合支援法に基づく対策の普及、あと児童福祉法に基づく監査の内容となっております。実際県でも監査を行っておりますけれども、宜野湾市、市町村で行う監査の内容といたしましては、障害福祉サービス事業所の適正な給付がなされているとか、サービス内容の監査とか、あとサービスの質の向上を目指して監査を行っております。

○桃原功 委員 何の資質向上、職員の。

○障がい福祉課長 サービスの質の向上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、今までこの事業というのは、市町村単体で行ってきただけで、広域化することによってメリットが出てくるのかなど。その広域化することのメリット、デメリットがないから広域化するのでしょうか、どういった長所が生じるのですか。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 現在、各市町村で監査することになっておりますけれども、専門職の配置ですとか、ノウハウの蓄積が必要となってくるので、各市町村としては、実際監査が今行えていない状況でございます。

○桃原功 委員 特に町や村では行われていない。

○障がい福祉課長 宜野湾市でも。

○桃原功 委員 宜野湾市も。

○障がい福祉課長 はい。行えていない状況があります。年々給付費用も2億円ペースで増額してきている状況にもございますけれども、なかなか単独で監査していくということが今できていない状況ですので、広域化で専任を置いて、共同で処理することが効率的でないかということで話が、平成28年度から各構成市町村の中から出てきております。

また、障害サービス事業所につきましては、市民の方ですけれども、市外の事業所も使えることになっていて、どこでも県内であれば、通えるところであれば使える状況となっておりますので、宜野湾市だけの事業所の監査というよりも、広域で全体的に統一して監査することによって、より効率的な指導監査が、また

サービスの向上をさせるのではないかということで、平成28年度から検討を重ねてきているところでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。ちょっとこの壁で聞こえなかったので、宜野湾市は何ができていないとおっしゃったのですか。

○障がい福祉課長 この監査自体が、指導監査ができていない状況でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 指導監査ができていないというのは、どういうことなのだろう。事業自体は、宜野湾市は実施しているのだけれども、その事業に対しての監査が宜野湾市は行われていない、監査する元というのは県なの、国なの。そういうことではないの。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 県も行っておりますが、市町村でも行う義務がありまして……

○桃原功 委員 自分たちで監査するの。

○障がい福祉課長 はい。それが行われていない状況です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今のお話からしたら、ちょっと私の知っている、ダウン症の子がいて、その子は、北中城村に学校がありますよね。あそこに通っているのだけれども、あれは県の学校かな、障害者の学校みたいな。

○障がい福祉課長 特別支援学校。

○桃原功 委員 そう。それは宜野湾市にはないので、そこの学校に行っているのだけれども、そういったことで捉えていいのですか。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 障害サービスは、事業所と利用者が直接契約してサービスの提供が行われることになっていますので、私たちはサービス量の支給決定はするのですけれども、この量の中身で、この利用者がどこのサービス事業所に行っても契約できるのです。この人が行きたいところを選べる状況になっていますので、宜野湾市民であっても浦添市の事業所とか、西原町の事業所とかを使えるということになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。もう一度お尋ねしますけれども、広域化することの長所というのは簡潔に教えてください。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 中部広域の共同処理に関しては中部広域の担当は企画になっていますので、中部広域の幹事会で報告されたワーキングチームとか、そういったところから上がってきたもので、ちょっと御説明してもよろしいでしょうか。

○桃原功 委員 はい。

○企画部次長 報告された内容を御説明いたします。自立支援給付費が増加傾向にあることや自立支援給付費対象サービスの質の低い事業者が見られることから、障害福祉サービスの質の向上及び自立支援給付費の適正化を目的とした指導を行う。各市町村においては経営面、実施指導の面、それぞれの専門知識を有する人

材の継続的確保が難しく、中部広域市町村圏事務組合で事務を共同処理することにより、専門職員の配置、ノウハウの蓄積、平準化した指導検査が可能となり、行政効率の高い事務の執行が期待できるということで、ワーキングチームのほうから幹事会のほうに報告されております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** それはあくまでも行政レベルの事務の部分のお話ですかね。では、市民が受けられる長所というのは、市民の立場だと何かありますか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** サービス事業所の指定を県のほうが行うのですけれども、基準がありまして、施設の基準ですとか、配置の人数、配置の基準とかがございます。それを適正に行っているかというのを私たちはちゃんと監査しないとイケないというところもありますので、適正な人数配置がされている中で、サービスを市民が受けられているかどうかというのを監査するべきところになると思います。その辺からすると、ちゃんと指導することによって、ちゃんとしたサービスが提供できるものになってくるのかなと思いますので、監査することによって事業所も市民に適正なサービスを提供することができるようになるかと思っておりますので、市民にも有効なものだと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よくというか、たまに報道で、職員が利用者に対していじめとか、可視化している、カメラに映っているのは発見できても、そういったことも含めて、ああいう事例も解消されるということで期待していいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 今おっしゃったように虐待の通報とか、そういうものについては現在でも通報があったら、私たちのほうでも書類や現地に行って指導も行っております。それもまた加わることはなっています。でも、それは現在でも行っているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは障害者福祉サービスって書いてあるので、ちょっとよく分からないので教えてほしいのだけれども、今回のコロナの接種に関しても広域化、障害者に関しての何か利点みたいなものはあるのでしょうか、コロナ接種に関しては。そこまではないですか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 優先接種という意味合いでの障害作業所の職員の優遇措置という意味合いですか。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 報道で、例えば町、村は単独でワクチン接種が厳しいので、広域化をしてワクチン接種できるという報道を聞いたのだけれども、障害者の方々は免疫力が弱いですよね。弱い方が比較的多いかもしれない、障害者という部分では。そういった意味でもワクチン接種に関して今回の条例改正で何らかの利点みたいなものは出てくるのかなと。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 今のお話からすると、今のところ、私たちの勉強不足かもしれませんが、今のところ考えられないです。

○桃原功 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ちょっと確認をさせてください。先ほどから言っている障害福祉サービス事業者、提供しているサービス、例えば児童発達支援のためとか、放課後児童デイサービスとか、ここには伊波洋一市長のときに政策事業で日中一時支援事業、これは障害を持っている子供たちが学校から帰ってきて、放課後学童クラブというのですか、それが障害の子たちを対象にやっているサービスという。こういう事業所、受け入れをするところが、例えば親は那覇市に通っているとか、沖縄市に通っているとか、うるま市に通っている場合は、その近くで預けるとか、そういう事情があるので、例えば広域でそこを料金的にとか、それから今言う監査も一緒にやって、いわゆる経費の削減みたいなのを、中身も含まれるのかなというふうに私は認識しているのですけれども、料金の統一とかというの、この中部広域では、たしか過去にはやったことがあると思うのですけれども、そこも含めて今回そういう役割というのがあって、今監査だけの規約の改正というふうなことになるのかなと思うのですけれども、そういうふうに理解をしていいのか、今私が話したことが間違っていれば御指摘をしていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 今、岸本委員のおっしゃっているのは、例えばイメージとして私が受け取ったのは国保の広域化みたいに税額を広域で案分してとかというイメージで捉えたのですが、そうではないのですか。

○岸本一徳 委員 私が言っているのは、要するにいわゆる保育所でもほかの市町村に預けることができるという、そういう意味合いで、要するに広域化において、要するに統一した役割というのですか、そういう意味の料金についても、あまり凸凹がないようにやっていくとかという部分が入っているのかなと思ったのですけれども、それとは全く関係ないですか。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 今おっしゃったように先ほど出ていました、日中一時サービスとかというのは、各市町村で金額も設定されている状況でございます。この辺の統一化は、今のところ、ちょっと話には出ていないのですけれども、別のサービスですね、給付に関しても加算というのがかなり多くて、加算の基準が、ちょっとまちまちなところがございます。その辺の指導も統一した指導、加算していいものかどうかという見極めとか、内容の審査もやっぱり中部広域で共通できれば、おのずと料金の平準化もできるのかなというの、目的というか、成果の中に現れてくるのではないかと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 では、今は監査に限って改正していくということで受け取ってよろしいわけですね。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 監査を今実際行いたいということで決定しております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 例えば国保なんかでしたら、レセプト点検、国保連合会とかにお願いする前に自分たちでも点検をしたりするわけですが、介護も恐らく一々全部完全にチェックできるということは、高齢者の介護特別会計も、そこまではできないはずなのですよ。要するに法律そのものが性善説で出来上がっているのです、間違ったことはしない、それからまた不正請求はしないということが建前なのですけれども、しか

しそこに勤めている従業員が辞めていった場合とか、いろいろなトラブルがあった場合、そこからの通報とかで、要するに間違った水増しとか、監査に引っかかるような、そういうことをやっているとかという情報が入ってきて分かるわけですけども、そういうことを中部広域でやっていこうという確認でよろしいですか。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 そのとおりでございます。書類をまず出していただいて、ちゃんと出勤しているかとか、細かい監査になっていくとは思いますが、これを主に定期的にやっていきたいという目的がございます。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 お願いします。7号に関することでお伺いしたいのですが、この中で号の追加がありますよね、7号を追加することによって。資料の3ページなのですが、市町村の負担割合なのですが、これは教えていただきたいのですが、均等割、例えば100あった分の10を均等割して、その残りの90%を各市町村の利用人数で割って算出しているということよろしいですか。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 この事業に関する金額を一応算定しまして2,899万円をこの事業の1年分の事業費として算出して、それを均等割で10%、各9市町村で案分して、その残りの90%をまた利用者人数で案分しているという金額です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。この10%に関しても案分しているということで理解いたしました。今、宜野湾市の事業者の数というのは、今分かれば教えてください。よろしくお願いします。

○桃原朗 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 令和元年度実績でサービスを利用している方が宜野湾市では2万8,990人となっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。本市の状況は分かりました。もう一つだけ教えていただきたいのですが、別表4の区分で市町村の負担割合があるのですが、今回の7号に関しては10%、利用者数90%とあるのですが、今まで説明いただいた3条関係が20%とか、均等割が5%、20%とか、分かれています。そういったものは何か条例等で根拠等があるのか、算出方法をお尋ねしたい。なぜかといいますと、ばらばらになっているので、どういった割合を出しているのかなというのをちょっと確認したくて質疑させていただきます。お願いします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今、上里委員が、今回は障がい福祉指導検査係というのが、新たに共同処理であるのですが、実は中部広域は、ほかに均等割とか、そういったことをやっているのは3つ係があります。それが一つはクルーズ係、これは宜野湾市は入ってございません。

○上里広幸 委員 クルーズですか。

○企画部次長 クルーズ係、クルーズ船とか、中城村、そういったところに関係しているのですけれども、それは宜野湾市は該当していません。残り2つあります。残り2つが、社会福祉法人指導監査係、あとは教育・保育指導監査係ということで、この監査係がクルーズ船等増えるたんびのもので、今みたいに総額を決めて均等割をして人口割、今回は利用者割をしているのですけれども、件数割をしたり、人口割をしているというのは、今回のワーキングチームというか、そういったところで研究を上げてきているのですけれども、今までもそういうふうな経緯で中部広域のワーキングチームというか、そういった専門部会をつくって、それを幹事会、その後副市長クラスが出る広域化、あとは副市長が参加する理事会等で決定をして、私たちそれに基づいて規約の変更という形で、各9市町村にその議会承認が必要だということがあるものですから、それでその都度決定したものを上げてきているという流れでございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。今の説明で理解いたしました。ワーキングチーム等で決定して上がってきているということは分かっているのですけれども、その中で負担割合は決定しているのか。本員がお伺いしたいのは、負担割合の算出方法、条例とかで根拠があるのか。今のお話みたいに根拠がなく、ワーキングチームで決定していくのか、数字がばらばらなので、算出方法とか、そういったものがあるのかなという質疑です。お願いします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 条例等の確認はしていないのですけれども、つくる際には、総額で今みたいに負担割合、全体はどのぐらいかかって、それをどういうふうにやれば負担を公平にできるかという形で作成しているということはお聞きしてございます。ただ、法律的にというところまでは、ちょっと中部広域のほうに確認はできていませんので、それでの決定だということは聞いておりませんので、確認はしていきたいと思います。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これは本市に対しての負担もあるものですから、そういった数字に対して市民からの根拠の質疑があったときに、根拠はどうかということもあると思いますので、その辺はぜひ確認を取っていただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかにございませんか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第35号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時16分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時20分)

【議題】

議案第24号 宜野湾市男女共同参画推進条例の制定について

○**桃原朗 委員長** 議案第24号 宜野湾市男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

まずは、当局より御説明をいただいた後に質疑を行います。企画部次長。

(執行部説明省略)

○**桃原朗 委員長** 質疑のある方、挙手にてお願いいたします。石川慶委員。

○**石川慶 委員** 質疑というか、パブリックコメントについて、前回のパブリックコメントの期間とあった件数、それと今回の、同じように期間と件数を伺いたいです。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** まず今回は、先ほども説明しましたがけれども、昨年9月30日から10月30日までの約1か月間をパブリックコメントの期間といたしました。件数といたしましては172件でございます。これについては、せんだって12月議会のほうでも、その件数の一覧という形で、概要ですけれども、お配りしているところがございます。

石川委員おっしゃった、前回のものについては、2週間実施をして、いただいた件数は2件でございます。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** すみません。前回2件で、今回172件、相当な数の違いがあるのですけれども、今回これだけ多くパブリックコメントが集まったということに対して、どういうふうに皆さんは認識しているのか、お聞かせください。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回の条例に対して172件というのは、昨年度、令和元年度では議案第21号で出させていただきましたけれども、その中で昨年の6月に否決をされたというところで、この男女共同参画というのが、どういったものかというのが機運が高まって、このような多くの御意見の差になったというふうには考えております。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** そうですね。多くの皆さんが関心を持っていただいたのかなというふうに私も思うのですけれども、これは前回12月でしたか、パブリックコメントの内容、意見を拝見させていただいたのですけれども、本当に多種多様な意見があったなというふうに感じておりますけれども、それに向けて、市がどういった審議をしたのかなということで、先日審議会の議事録のほうもいただきましたけれども、その辺皆さん、どういうふうに認識しているのか、パブリックコメントを受けた172件、審議会はどうだったのかなというふうなざっくりとした質疑なのですけれども、その辺ちょっとお聞かせください。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 審議会も委員の皆様から、このパブリックコメントを受けて、多くの意見ということで、かなりいろいろな御意見をいただいております。やはり男女共同参画というのが、やはり進めるためにはどうしていくのかというところが、やはり主な議論でもありまして、そういった意味では、市長のほうからも御答弁いただいたのですけれども、市民が分かりやすい条例にさせていただきたいということで、どうやったら

市民にそれが浸透して、皆さんに認識していただいて、行動に移していけるかというところが、いろいろな委員の中からのいろいろな意見が出たのが現状でございます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 この答申に至るまでの内容とかも拝見させていただきましたが、本当に多くの意見があったのだなというふうに確認をさせていただきました。資料もありがとうございました。

○桃原朗 委員長 ほかに。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 確認させていただきます。男女共同参画推進条例、県内の11市の中では、宜野湾市はまだ制定されていないと。法的根拠に基づいて男女共同参画を進めていく上では必要な条例だろうと私自身は思っております。

ちょっと中身に入る前に、世界的な動き、ジェンダー指数でしたっけ、順位があると思うのですが、もう一度ジェンダー指数の日本の順位をお聞かせください。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ジェンダー指数、世界的なものという121位というふうに認識してございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 121位、下位のほうだというふうに私も認識してはいるのですが、これはジェンダー指数、政治への参画が一番増えているということでありまして、残りの学業とか、人生に関わる問題につきましては、さほど低い順位ではなかったと私自身は思っているのですけれども、いろいろな多様な男女の声を聞いていく上では、女性の政治への参加というのは大変重要だと私自身も思っております。国のほうでも女性の参画、あと会議への女性の比率等を指数をもってやっている状況で、どんどん進んでいる状況だと思っておりますが、この条例ができることによって、宜野湾市は他市よりも女性の役職も上だとは聞いているのですけれども、どんどん、どんどん進めていただければなと思っております。

それで、1点確認させてください。多様性について、ちょっとお伺いしたいのですけれども、私自身は多様性というのは、人間一人一人個性はみんな違うので、一人一人の個性の意味合いだと私自身は多様性という意味合いは認識しております。

今回この多様性について定義づけをされているのですけれども、条例の中では、ある意味、私自身はマイノリティーの方々を定義づけしている印象を持つのですけれども、多様性の定義の中にですね。そういうマイノリティーの方々を多様性として定義しているのか。私自身が思っているように一人一人個性はみんな違うので、マイノリティーの方もマジョリティーの方も含めての多様性という意味合いなのかを確認させていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 議案書9ページの定義の第2条の第1項第2号のほうで多様性の定義を示してございます。性別、年齢、障害の有無、国籍、文化的背景、個性及び能力の違い、先ほど平安座委員がマイノリティー、マジョリティーの方という形でお話ししていただきましたけれども、この条例をつくるに当たって全ての人、市民全ての人ですよということで、そういう意味で多様性の定義をしているところでございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。要するに定義づけはしていないと。要するに全ての人が多様性の対象で

あるということご理解いたしました。

もう一点確認させてください。この男女共同参画を進める上で、この条例ができて、男女共同参画を進めていくと思うのですが、これは宜野湾市の考えでよろしいのですが、確認させていただきたいのですが、これは要するに男女の比率を大体同程度に持っていくという、こういった分野でも同じ程度に持っていくという目標があるとは思いますが、この男女共同参画推進条例を制定して機会の平等を求めているのか、あらゆる職業に対して機会の平等を求めていくという意味合いなのか。それとも数の平等、要するに100人いたら50人は女性でないといけないという数の平等を求めていくという考えなのかをちょっとお聞かせください。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 当然数の平等ということで、数値目標等については、この条例には具体的に示していませんけれども、先ほど管理職の話もちょっと出ましたけれども、今現在宜野湾市の管理職の割合、この間新聞にも出ましたけれども、22.1%で、全41市町村の第4位になってございます。それは22%ではなくて、目標としては、管理職の割合としては30%という形で目指してございます。

ただ、今回この条例を制定するに当たっては、それぞれの教育関係者だとか、自治会とかという形ではあるのですが、男女ということだけでなく、それぞれ全ての人にあらゆる均等な機会を与えてくださいよというところが一番だというふうに考えてございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。機会の平等、要するに入り口ですよ。それはやはり平等でなければいけないというのは当たり前だと私も思っております。それを行うことによって数が近づいていけば、いい方向にいくものだろうなと思っておりますけれども、要するに数だけを見てしまうと、ある意味、これもまた不平等になる可能性も出てきますし、入り口はしっかり開いて機会の平等を求めていくというのは市としてやっていただければなと思っております。

数だけにこだわってしまうと、私自身の個人的な考えでは、性差というのは、男性と女性で確実にあると思っています。こう言うと、また差別だとか、過度なフェミニストの方たちは、そういうふうに捉えて発言する方がいらっしますけれども、私は生まれ持って男と女、男女には性差は必ずあると思っております。女性がやりやすい仕事内容、男性がやりやすい仕事内容、これは確実にあるものだと思いますので、過度な、要するに男女がないを求めていくという宜野湾市になってほしくないなと思っておりますけれども、市の見解をお伺いいたします。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 数の論理という形で、いろいろな部分で、いろいろな御提言というか、形で受け取っていませんけれども、国においてはクォーター制とか、そういった女性の比率をというところもあるかもしれませんが、この条例は皆さんが、全ての人たちが、そういった男女関係なく、同じように機会を与えて、全てが平等な発言をできるとか、同じような役職とか、そういった位置関係、それによって差別が起らないようなものが一番理念として掲げられると思いますので、本当に平安座委員がおっしゃったように、まず入り口の部分で、しっかり皆さんが、それを意識していただきたいというところで、この条例が可決いただいた暁には、ぜひ私たち企画部としても市民、その責務をやられているところに積極的に周知をして男女共同

参画について御理解をいただきたいというふうを考えております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 理解いたしました、この条例の中身、内容もですね。ぜひしっかりと男女共同参画推進をしていただき、女性が発言しやすい、あるいは入り口の機会の均等をしっかりと、いわゆる宜野湾市になっていくことを願っております。以上です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 よろしくお願ひします。議事録のほうで、4ページの間ら辺に議案第21号に戻してほしいという御意見が2,600通あったと。今回の市民からの意見、前の、そのままの条例案に戻してほしいという意見と、そのままでもいい、現行のままでいいという意見、どっちが多かったのか、教えていただきたい。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 知念秀明委員の御質疑にお答えいたします。そのまま前回の議案第21号、そのままやってくれという意見、この男女共同参画推進のものでやっていただきたいというのは、こちらの中でいろいろな意見がございましたけれども、ほぼほぼ両極端に分かれて、同じぐらいの数だというふうに認識してございます。前回パブリックコメントをしたときもそうなのですが、今回の条例の中で聞いているのですが、どうしても議案第21号との比較のコメントが多かったように感じております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 議事録の3ページの3段目、性的指向については、法務省でもしっかり示されており、法務省でも性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそうと。これはホームページにも載っているのですが、しかし今回の議案では、その性的指向、性自認という文言は消えている、なくなっている。それについての見解を伺います。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 パブリックコメントをした際に、実は逐条解説も出させていただいております。その中の性別というところで説明もしてございますけれども、今回のものについては性別等とさせていただきます。その一番の理由としては、先ほども説明したのですが、全ての人が、この対象ですよという意味で、前回性別等の定義をしていたところではございますが、今回定義をしてございませぬけれども、この性別等ということで、全ての人が含まれているという意味合いで、今回の条例としてでございます。以上です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 分かりました。この条例の前段にもあるとおり、この条例をつくると、宜野湾市民全ての人が個人として尊重される、そういった条例にできているのかどうか、お聞きします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今回の条例については、先ほど知念委員がおっしゃったように、全ての人がという形で、前文にも書かせていただいております。特徴としましては、本文の11ページから市の責務、市民の責務、事業者の責務、教育関係者の責務、自治会の責務という形で、全ての関わるところで、この責務というふうにかかせていただいております。

そのため、先ほども申し上げましたけれども、この条例が可決した後は、この責務について市民のほうにしっかりと周知をして男女共同参画に取り組んでいただきたいということで、行政としては取り組んでいき

たいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 しっかりと市民に周知していただいて、おっしゃるとおり全ての市民が尊重される宜野湾市をつくっていただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 資料提供していただいているので、議案第24号の資料、企画部から提出された資料があるのですが、パブリックコメント実施時と議案第24号。

○企画部次長 3月2日提出。

○上里広幸 委員 そうです。あるのですが、今回のパブリックコメントの実施に際し、議論があったと思うのですが、その議論のポイントを教えていただきたい。このパブリックコメント実施と議案第24号変更点が見された資料があるのですが、これに対しての、このパブリックコメント等での議論があったと思うのですが、そのポイントを教えていただきたい。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 実は、このパブリックコメントの172件のもので、宜野湾市の考え方という形でも公表はさせてもらっていますが、その中でやはり議論が一番多かったのは条例名、あとは多様性、あとヘイトスピーチの、この3点が主な意見として出されて、審議会でもそこがメインだったかというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。そういった部分を踏まえて、今回の提案になったということよろしいですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 私たちは、前回のものから今回この条例を上げているのですが、市民に分かりやすくということと、あとは公正な機会ということで、分かりやすい条例で、いち早く男女共同参画の推進を行いたいということで、審議会等で議論いたしまして、この条例の提案となっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。それを踏まえて、先ほどあったのですが、市長のほうは、それに対してどういったコメントを出しているのか、もう一度お願いします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 市長は、前回の議案第21号が否決されたときにも発言をされているのですが、この条例が、ちょっと市民にとって分かりやすい条例ではなかったのではないかと。だから、分かりやすく市民に伝える必要があるのではないかと。先ほどいろいろ多くの意見もいただけていないので、そういったパブリックコメントとか、そういった機関をしっかりと時間を取って、市民の意見も聞いて、この条例につなげるべきではないかということもお話をされております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。性別とかというのは、はごろもふらん、多様性のことも記述されておりますので、また全ての人とか、多様性とか、今回の条例案の中に入っているのですが、さらな

る啓発につなげていていただきたいと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今、上里委員が指摘をした、この資料から少し確認をしていきたいのですが、タイトルの「平等」という言葉が削除されている。昨今メディアでも多く取り上げられて、オリンピック委員会組織委員長の森会長が女性蔑視の発言をして、内外から叩かれて、先ほど平安座委員も指摘していましたが、男女平等ランキング、ジェンダー指数においては121位と。さらに、前年より後退しているのですね、110位から121位。そういった意味も含めると、多様性というところに向けてはいいのですが、せめて平等ということは、今だからこそしっかりうたうべきではないのかなと私は思っているのですが、その辺平等という文言が削除された理由、そういうものをお尋ねします。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回桃原委員がおっしゃっている、議案第21号では男女平等という形で書かれていたけれども、今回平等を削除して、今度男女共同参画にしたのは、なぜかというところだと思うのですが、やはり行政としては分かりやすい条例を市民に提供して、こちら前文には書いていますけれども、平等とか、そういうところには書いていますけれども、まずは男女共同参画が推進されることが、平等につながるのではないかというふうにも考えてございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 平等という言葉は小中学生でも分かる言葉なので、そんなに難しい言葉であるとは私は思いません。それは私だけではないと思います。要は、あえて議案第21号にあったのに消えているから、どうしても目立ってしまうのです。だから、今の国内の情勢から見ても、男女問題の観点から見ても、今だからこそしっかり私は平等を入れるべきではないのかなと。

次のページで、第10条の人権侵害の禁止という部分でヘイトスピーチ削除されていますよね。これは削除してしまうと、黙認ではないけれども、しっかりDVダメ、性暴力ダメ、セクハラダメ、ヘイトスピーチ削除したという理由をお聞きします。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今、桃原委員から御指摘があったヘイトスピーチについては、パブコメでも同様な意見がございました。そこで、市といたしましては、ヘイトスピーチに関しては、国や県の動向を見ながら、今後議論したいということで、ヘイトスピーチに関しては、たしか国でも法律化には至っていないというふうに認識しております。国、県の動向を見ながら慎重に議論したいというふうに考えております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 前から削除されているわけですよ。今の答弁は、これからつくる、新しいのをつくるということであれば理解はできるけれども、前はヘイトスピーチとうたわれていたものが削除されているから、なぜなのというふうに聞いたのです。そういった意味ではヘイトスピーチ、単独の禁止条例をやっている自治体もあるのですよ、他の自治体では。そういった意味では、ぜひ早めに検討をしていただきたいなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○企画部次長 ヘイトスピーチに関しては、ちょっと先ほどの答弁と一緒になるかもしれませんが、やはりいろいろな御意見がございますので、そこも踏まえて考えていきたいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。なければ、進めてよろしいですか。

(「最後に確認だけ」という者あり)

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 お願いします。13ページ、17条です。男女共同参画会議があるのですけれども、新旧対照表の6ページで、宜野湾市男女共同参画会議の項を削っているけれども、この宜野湾市の附属機関設置条例から男女共同参画会議を抜くという理由を教えてください。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 まず、附属機関に載せる場合なのですけれども、附属機関の場合は法律とか、条例で載せてはいない。規定はしていないけれども、ちゃんとした審議が必要だということで、載せる場合に附属機関に設置するのですけれども、今回この条例をつくっていますので、条例に記載する場合は二重記載になりますので、それで附属機関の条例のほうから削除するということなのです。条例で設置規定をしていれば附属機関に載せる必要はございますので、それで今回新条例をつくって、附属機関の条例のほうから、この男女共同参画会議の項を削るというふうにしてございます。今までは、この条例がなかったので、どこにも規定がないものですから、附属機関の場合、諮問する場合とか、そういったときにも、こっちの機関がないと諮問等がなかなかできませんので、それで新条例をつくるので、そこを削除するというので、リンクした形です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今までは男女共同参画推進については、附属機関設置条例の中で諮問して推進していたのだけれども、今回この条例案を提案しているので、そこから削ってやると。重複することがないようにということですね。あと一点確認なのですけれども、あくまでこれは条例制定されても市の機関ということになるのですか、この改正後ですね。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 市の諮問機関となります。こちらでしっかり設置規定をしてございますので、市の諮問機関としての位置づけになります。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 まず、さきの否決をされた条例、案をつくって答申をしたのも審議会であれば、その後否決をされて、そして再上程をした、このいきさつも、結局この審議会が主体になって再上程の原案をつくって、当局で修正をされた部分というのは特にあるのかどうなのか。答申そのものが、これと全くイコールなのかという確認をさせていただきます。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 議案第21号が否決されて、議会でもいただいた御指摘等を踏まえて、審議会のほうで案を策定してございます。ただ、先ほどの読み上げでもさせていただいたのですけれども、実は審議会でも答申の内容

と、今回上げているのが同一ではございません。3か所変更箇所があります。それは……

○岸本一徳 委員 資料にありますか。

○企画部次長 これは3月2日提出の。新聞報道でもさせてはもらっているのですけれども、まず前文の段落が4段落目です。しかしながらというところがございます。しかしながら、固定的な男女の役割意識や社会の慣習、答申でいただいたときには性別による固定的な役割意識だったのですよ。性別による固定的な役割意識が、固定的な男女の役割意識や社会の慣習という形で変更させてもらっています。それは審議会からは、確かにそういう答申で来たのですけれども、性別と性別等というところがあって、市民には分かりにくいのではないかと。ここではあくまで役割意識や社会の慣習のことを言っていますので、それで固定的な男女のほうが、より分かりやすいだろうというところが、まず1か所変更させてもらっています。

続いて、第3条第1項第2号の全ての人が固定的な男女の役割分担意識とありますね。そこも答申では、性別による固定的な役割分担意識というところで、そこも分かりにくいだろうということで、固定的な男女のということでさせていただいてございます。

最後に、12ページの第11条でも、全て的人是に公衆に表示する情報においてというところで、その後に固定的な男女の役割分担という形でありますけれども、そこも性別による固定的な役割、以上3点が答申の内容から、今年行った1月8日の行政推進本部会議で変更になった点で、より分かりやすくということで変更して、今回の上程に至っているところでございます。以上です。

○岸本一徳 委員 結構です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 最後に1点だけ。ヘイトスピーチの話が出ましたので、ちょっと確認させてください。先ほどの桃原委員の質疑でヘイトスピーチが出まして、私これは前回の案で否決をしたときに、ヘイトスピーチは、この条文に1行だけ載せるような簡単な問題ではないというふうに言わせていただきましたけれども、これは国籍に対する差別発言がヘイトスピーチだと私は認識しているのですが、これは県のほうでも今議論が上がっておりますけれども、要するに国籍というのは、どこまでが国籍なのかの境界線、例えば米軍に対するスピーチもヘイトスピーチに当たるのかとか、そういったものの境界線が曖昧なものになっておるのですよ。

例えばこれは川崎市のほうでもヘイトスピーチ条例というのは罰則つきでされていますけれども、こちらでも表現の自由と言論の自由との境界線、相当議論になって、やっとできた条例なのですよね、ヘイトスピーチ条例。在日韓国、在日の方に対するヘイトスピーチは許されるけれども、在日のほうから日本側へのスピーチはヘイトスピーチに入らないとかという境界もいろいろ曖昧な部分があるので、先ほど県と国の動向を見ながら宜野湾市も検討を重ねていただきたいとおっしゃっていましたので、それは本当に検討してやっていくのであれば、しっかりその辺の議論をして、ある一部の方に対するヘイトスピーチというのではなく、ヘイトスピーチとは何なのかからしっかり議論していただいて、もし今後提出するのであれば提出していただきたい。それに対して見解をよろしくお願いいたします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ヘイトスピーチは、当然あってはならないものだというふうに考えております。ただ、先ほど国、県も、なかなかこれについては苦慮しているのが現状でございますので、これについては、今回は男

女共同参画を推進するという条例にさせていただいて、ヘイトスピーチについては、先ほど平安座委員、桃原委員からありましたけれども、しっかりその動向、市民の意見も聞きながら、今後取り組んでいかなければならないというふうには考えております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 以上です。ありがとうございました。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第24号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時47分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時51分)

【議題】

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

○桃原朗 委員長 次に、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情を議題といたします。質疑を許します。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 陳情のほうですけれども、今中身を確認させていただきました。今回諮問も答申も新しい条例案が上程されています。今日審議が終わりましたけれども、これから最終日に採決されると思うのですが、まだ採決されるかが見えないというか、まだされていない状況ですので、私としては継続審議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○桃原朗 委員長 いかがでしょうか。ただいま平安座武志委員から男女共同参画推進条例について、今審議をしている最中の中で、この陳情はすぐすぐ議論できるような状況ではないということで、継続審査にさせていただきたいというふうな御趣旨だと思いますけれども、それについていかがでしょうか。継続でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第44号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時53分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時53分)

【議題】

米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書

○**桃原朗 委員長** 米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書（案）を議題といたします。

本件は、宜野湾市議会会議規則第115条第1項に基づき発案者である山城康弘議員から説明を伺うため、次回の委員会に出席要請をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。（午後3時54分）

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午後3時54分）

○**桃原朗 委員長** 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は3月5日午前9時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

（散会時刻 午後3時54分）

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年3月5日（金） 3日目

午前 9時30分 開会
午前10時59分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○委員外議員（1名）

委員外議員	山城 康弘
-------	-------

○説明員（7名）

総務部次長	多和田 眞満
市民防災室長	宮城 竜次
財政課長	小橋川 陽介
基地渉外課長	吉村 純

人事課長	知花 博史
企画部次長	泉川 幹夫
基地政策部次長	多和田 功

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書

議案第 3号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第11号）

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について

議案第 3号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第11号）

議案第21号 宜野湾市情報公開条例及び宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第22号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 宜野湾市男女共同参画推進条例の制定について

議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

第433回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年3月5日（金）第3日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前9時30分）

【議題】

米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書

○**桃原朗 委員長** 米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書（案）を議題といたします。

昨日お諮りしましたとおり、本日は宜野湾市議会会議規則第115条第1項に基づき意見書の発案者である山城康弘議員に御出席をいただいております。

それでは、意見書案の内容について山城議員より説明をいただきたいと思います。それでは、山城議員、よろしく願いをいたします。

○**山城康弘 議員** おはようございます。聴取に呼んでいただき、ありがとうございます。

今回この意見書を作成するに当たって、宜野湾市民からまず多くの声が出ているということを皆さんに御理解いただきたいと思います。

そして、現状といたしまして、今、普天間飛行場周辺の住宅防音助成工事の対象に関しましては、意見書の内容にあるように昭和58年9月10日以降に造られた住宅に関しては対象外となっております。

今回のタイミングで、私がこの意見書を皆さんに提案したのは、昨今の普天間飛行場周辺の状況を見ますと、意見書の中にもあるとおり、外来機の飛来、あるいは夜間の騒音、非常に市民が迷惑を被っているというふうに思います。そのタイミングでやるのが非常に効果的であると私は思っておりまして、今回の3月定例会に、この意見書を出す提案をさせていただきました。

あとは、細かい点につきましては、また質疑にお答えしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**桃原朗 委員長** それでは、ただいまの説明に対して質疑のある方は挙手をお願いいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 山城議員に作成していただいた文案が手元にあって、これから少し確認したいのですが、普天間基地周辺はコンター75W値と80W値の2種類ですけれども、嘉手納基地周辺は5段階ぐらい、90、95とか、要は83年9月10日以前の住宅しか該当しないと。これは嘉手納基地周辺の、例えば75とか、80とかの地域の、この年月以前の該当なのですか。

○**桃原朗 委員長** 山城康弘議員。

○**山城康弘 議員** 今現在、嘉手納の状況をお話しさせていただきますと、85W以上の地域に関しては、これは住宅改修の対象に拡充されております。住宅の対象年数が拡充されています。現在、嘉手納はですね。それで、同じ80Wの地域に関しましては嘉手納も一緒です。告示後の住宅というのは対象外になっているとい

うことです。

意見書の中に岩国基地の文言を僕は入れさせてもらっているのですけれども、これが岩国が空母艦載機の移駐によって、これは特殊事情という国の表現なののですけれども、この特殊事情により、その年数の拡充がされている。ですから、同じレベルの80Wを見てみますと、岩国のほうで実績があるものですから、その辺を鑑みて、宜野湾市も、その事例に基づいてという表現は、ちょっとおかしいのですけれども、ぜひともやってもらいたいというような内容になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私も基地に関しては厚木基地周辺、横田基地周辺の視察には行ったのですけれども、岩国の事例に関しては、厚木の艦載機が岩国に移駐するということでの拡充だと思うのですけれども、普天間で見ると、例えば政府の答弁では、KC-130を岩国に移したから負担軽減になっているよという異常な主張も政府はするのだけれども、その辺の捉え方というのは。

○桃原朗 委員長 山城康弘議員。

○山城康弘 議員 特殊事情ということで、空母艦載機の移駐がですね、そういうふうな表現、まず国からあります。特殊事情の定義というのは何かというのは非常に難しいと思うのです。私は、特殊事情に関しましては、先ほど申し上げたとおり、昨今の普天間飛行場周辺の状況を見たら、まさに特殊事情に当てはまるというふうな私の見解であります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 山城議員の私見、判断で、特殊事情に当てはまるというふうに……

○山城康弘 議員 思っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 絆の会派の皆さんは、防衛局に勉強会に行かれたと。

○山城康弘 議員 はい。

○桃原功 委員 このことのいろいろ説明を受けたと思うのだけれども、この辺は防衛省側とは、認識一致というか、特殊事情に当てはまるというようなアドバイス等はあったのですか。

○桃原朗 委員長 山城康弘議員。

○山城康弘 議員 それはないです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、勉強会の中で、では普天間も83年以前のもは、実際外来機もばんばん来ていますので、特殊事情に判断するというのは、独自の判断ということでしょうか。

○桃原朗 委員長 山城康弘議員。

○山城康弘 議員 勉強会の中では、特に住宅防音工事助成に関しての内容は行っておりません。これは行ったのは、公共施設の維持管理事業に関して、例えば電気料金、この前、僕、一般質問でやったのですけれども、維持管理業務とか、公共施設に対しての勉強会をしまして、一般住宅に関しては、防衛とは細かい話はしておりません。

○桃原功 委員 やっていない。

○山城康弘 議員 はい。

○**桃原功 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 確認したいのは、岩国の今質疑がありましたけれども、宜野湾市においても1983年でしたか、それ以後に建てられた建物については該当しませんよと。この75Wとか、80Wであったとしても、それ以降に建てられた、建築をした建物については該当しないということなのですから、いわゆるそういう声、いわゆるそのエリア内であるのに建てた年数によって違う。しかし、騒音、爆音被害はひとしく受けているわけですね。

そういう観点からすると、特殊事情というよりは、むしろこの事業と申しますか、補助と申しますか、この対策が出来上がった後、宜野湾市民はどうなのという観点からの、いわゆる拡大と申しますか、ほかのところやっているからうちもそういうふうにやってくださいというのも理解できますけれども、そういうやはりひとしく被害を受けているのに建てた年数が違うだけで同じ被害を被っているという、この部分を強調するというのは、ことも私は必要ではないのかなというふうに思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 山城康弘議員。

○**山城康弘 議員** 岸本委員がおっしゃるとおりでございます。私も同じ思いでございます。この根拠法と申しましては、意見書の中にもありますけれども、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の中身も読んでみますと、これはまさに年数で区切られるような根拠法ではないですので、まさに今、岸本委員がおっしゃったように、その対象年以降の建築の住宅も対象に入ってしまうべきだと思います。

ただ、国の意向と申しましては、ある意味一定の線を引かないといけない状況があったと思いますので、昭和58年の告示日ということで線を引いたと思いますので、その拡充を訴えるのは、まさに岸本委員がおっしゃったとおりやるべきだと。我々は、あくまでも市民の声を行政に伝えることが市議会の仕事であり、議員の仕事だと思っていますので、これは強く要請するべきだと本員は思っております。以上です。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 山城議員、ちょっと確認させていただきます。今回築年数条件の拡充ということで、私も80Wの地域に住んでおまして、防音工事に対してはいろいろ不満はたくさんありました。例えば1983年以前に工事をした窓しか防音工事をしないのです。例えばその後に同じ建物であっても、窓を増やしたりしてもそこは該当しないとか、これは50年前の築年数基準になっているので、50年前の建物はどんどん少なくなっているという、それが増築、リフォームとかというので窓を増やしても該当しないというのがあって、物すごく不満があるのですけれども、この築年数拡充、ぜひやっていただきたい。これは賛成なのですが、今、宜野湾市内でも市内全域で騒音が増えている。これは今回は築年数の拡充なのですけれども、コンターの拡充というのを求めなかった理由というのをちょっと確認させていただきますか。

○**桃原朗 委員長** 山城康弘議員。

○**山城康弘 議員** まさにコンターの拡充も含めて考えるべきだというふうに思いますけれども、現状を鑑みてみますと、告示に行われた、昭和58年度と比較しまして、やはりデータでも騒音被害というのは、昔よりは少し緩和されているというふうに私認識しております。

それで、一番懸念されるのは、コンター見直しを要望した場合に、今現在の80W、あるいは75Wのコンター一地域の見直しをした場合に75W地域の縮小につながっていかないか懸念がされますので、今対象を受けられている方たちが逆に外れるということが懸念されますので、私は、この辺はまたちょっと今言うべきではないかなというふうに個人的には考えています。以上です。

○平安座武志 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。

○桃原功 委員 今まさにコンターの見直しという説明をしていましたけれども、確かにコンターの見直しを要望して、逆に縮小というのはリスクとして考えないといけないと思っています。ただ、実態として今、山城議員は騒音は軽減しているというようなニュアンスで言うておりましたけれども……

○桃原朗 委員長 山城康弘議員。

○山城康弘 議員 軽減というか、昔よりは、まあそういうふうな感じ。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その認識は、私とは違うのですよ。前はオスプレイもなかったし、前よりやはりうるさくなっているというふうに私は感じています。そういった意味で、この文書の中で、しかしながらと6行目から何々やってほしいというような説明があるのですけれども、少し主張としては弱いのかなど。もっとうるさくなっているということをやはり言わないと、あなた自身が前よりうるさくなっているというふうに主張してしまうと、これはつかれる材料になりかねない、ちょっと懸念があるので、やはり僕自身は前よりうるさくなっている。2012年10月にオスプレイが来た後、比較するとうるさくなっている。KC-130たまに来るのですけれども、家に。あれは空中給油機なので、オスプレイがあるところに来るのですよ。だからオスプレイがたくさんあるということはよく、よくというか、たまに来たりしていますので、そういうふうに具体的にどのぐらいうるさくなっているというのを前より、もう少し追い込んでやったほうが主張としては、この文書を読んだ市民も、あるいは防衛側も検討材料に入れたらなと思うのですけれども、文書を多少修正という部分はいかがですか。

○桃原朗 委員長 山城康弘議員。

○山城康弘 議員 今、平安座委員の質疑で、コンターの見直しはどうして入らなかったということで、僕は説明したのです。あくまでもこの文書の中に騒音被害が減っているというふうな文言を入れていないのは意図的なものであります。桃原委員がおっしゃるように、そういう考え方もありますし、この文言は私の案であり、最終的には総務常任委員会で、市議会の皆さんの意向として文言調整をしていただきたいなというふうに思っております。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 文言の中の上から11行目ぐらいになりますけれども、住宅防音工事の対象拡充については、これまで米軍岩国基地の例がありますけれども、その後を受けて普天間飛行場周辺にということで、つなげてあるのですけれども、県外という例を載せているのですけれども、その次に嘉手納飛行場、県内の事情、県内を文言の中に入れて、それに結びつける形で普天間飛行場につなげたいのではないかなと思いますけれども、それは提案として。

○桃原朗 委員長 山城康弘議員。

○山城康弘 議員 今おっしゃる、嘉手納飛行場の文言というような今お話がありましたけれども、意見書の中に組み込んでいないのは、あくまでも対象として、嘉手納のほうは85W以上に拡充されているものですから、分かりやすいように同じ80Wの拡充で岩国を比較として文言には入れているところでございます。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 お伺いします。提案者の意見書に関しては、築年数の上限拡充という意見書の案になっていきますけれども、先ほど文案については総務常任委員会で練って変更してもいいという話でしたけれども、コンター拡充に関しては、提案者の意見としては、ちょっと踏み込み過ぎるということで、できたら、これは入れないほうがいいと。築年数の拡充だけ……

○山城康弘 議員 特化して。

○平良眞一 委員 にしていただきたいというのが提案者の趣旨なのですか。

○桃原朗 委員長 山城康弘議員。

○山城康弘 議員 平良委員がおっしゃるように一番のポイントは、今あるところをまずどうするかということが私は重要だと思っていますので、今おっしゃるとおりコンターの見直しをやれば、焦点がぼける可能性もありますので、築年数で意見書を出したいという気持ちは強い気持ちがあります。以上です。

○桃原朗 委員長 なければ、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 それでは、山城議員、御退席を。

○山城康弘 議員 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(山城康弘議員退席)

○桃原朗 委員長 ただいま山城議員より説明を受けてまいりました。本委員会で本案件に対して取り扱いをするかについて確認したいと思います。本委員会で取り扱うことでよろしいですか。

(「はい」「委員長」という者あり)

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 先ほど本人に対して、委員会の中で追加……

○桃原朗 委員長 これからお諮りします。

○知名康司 委員 はい。

○桃原朗 委員長 取り扱う場合には文言の調整を行う必要があると思います。この文言について、ただいまより皆さんで質疑をしていただいて、この文言の調整に入ってまいりたいと思うのですが、今、知名康司委員よりありましたとおり、知名康司委員。

○知名康司 委員 文言というより、先ほど記の中に、1983年、我々がわかりやすいのは昭和58年なので、括弧書きで入れてはどうかというのが1つと、それとあと宛先の中で、防衛大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、沖縄防衛局とありますけれども、沖縄北方担当大臣も入れてはどうか。

(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 事務局で確認して、今、知名康司委員より沖縄北方担当大臣も現在もし在籍中であれば入れていただきたいという御意見ですけれども、これも追加して入れてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 文言については、記の部分で1983年9月10日ということではなくて、昭和58年という形にしていただきたいということは、この文言中のものを、記の部分で昭和58年、括弧書きでもいいので、両方記載してはどうかということですね。

(何事かという者あり)

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この案件は、まだ会派にあれしていないので、できれば持ち帰りをさせていただいて、会派でも、この文言のチェックをしたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 ただいま桃原功委員から会派に持ち帰って文言調整等したいということなのですからけれども、その件につきまして、また基地政策部からも意見を聴取したいということがあれば言っていただいて、次の日程……

(何事かという者あり)

○桃原朗 委員長 ただいま事務局よりの提案なのですからけれども、11日木曜日、予算審議の第1日目は大体午前中で終わっているような形なのですからけれども、午後あたりにでも基地政策部あたりをお呼びして、この総務の確認だとか、いろいろ確認事項があると思いますけれども、いかがでしょうか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 では、11日でよろしいですか、次回の委員会開催は。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 桃原委員からあった、会派の調整をする、11日に会派で調整したものを提出したり、意見を出し合ったりするのですか。

(何事かという者あり)

○桃原朗 委員長 先ほど騒音の被害、山城議員は、ちょっとうるささが軽減しているのではないかと。桃原委員は、もっとうるさくなっているという話で、事実はどうなのか、その確認が必要かなと思いますけれども、知念秀明委員。

○知念秀明 委員 11日に当局から今の現状とか、事情を聞いて、その前に会派の持ち帰りをして持ってきて、また当局から意見を聞いたら、もう一度持ち帰りになる、その辺をちょっと調整していただきたいと思うのですけれども。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今回の意見書、築年数条件の拡充ですから、うるささのあれではないですから、当局は別に……

○桃原朗 委員長 お呼びしないで、文言調整に集中しますか。

○平良眞一 委員 築年数の拡充ということで、みんながオーケーならばね。

○桃原朗 委員長 いかがでしょうか。今、平良眞一委員からも

(「基地政策部は呼ばない」という者あり)

○桃原朗 委員長 文言調整で意見書をもって……

○平良眞一 委員 築年数の拡充ですから、今の状況は聞かないでもいいのではないかなと。すぐ持ち帰っていいのではないですか。

○桃原朗 委員長 では、持ち帰り、この意見書を提出する形に前向きに進んでいって、文言調整を各会派でやっていただいて、これを11日にまとめて意見書を提出するという運びでよろしいですか。

(「はい」「委員長」という者あり)

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 さっき字句の修正みたいな追加があったでしょう。あれをもって会派調整をやっていいのですか。

(「修正後のをまたお配りする」という形」という者あり)

○岸本一徳 委員 それでいいですよ。

○桃原朗 委員長 では、修正後の1983年9月10日、この後書きに括弧を入れて昭和58年と表記をすればいいということで、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 それで調整するということだね。

では、事務局から、大城君。

○議事担当主査 今後会派で調整していただくことになると思うのですけれども、また今回要請行動を行うかどうか、その辺も調整をお願いしたいと思います。また、どなたが行くかというのもお諮りすることになると思いますので、その辺も併せて調整をよろしく願いいたします。宛先についても、もしもっと追加したいということがあれば、提案いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今のも持ち帰りという形でいいと思うのですけれども、この件に関して議会運営委員会のメンバーとこの総務常任委員会のメンバーは今の説明で理解しましたけれども、無会派の方々には何もわからないのではないかと思います。総務の我々が提案して賛同を求めるとのこと自体、ちょっと違和感があるのだけれども、無会派の方々にはどういう形で。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それについて少し説明していいですか。無会派の方々、部屋が一緒なので、こういったときにはコピーして、こういったことが出て、文言調整に入っているのと一緒にやろうということで、資料は配布して、文言調整も一緒にやったりはしているのですよ。

○平良眞一 委員 では、直接本会議場で提案されたら困るのではないかなと思って、それで委員長からでも前もって調整をしておくべきではないかなというふうに思ったものですから。

○桃原朗 委員長 御理解をいたしました。ただいま平良眞一委員からありましたとおり、無会派の方々にも総務常任委員会では、こういう案件で進んでいますと、様々な意見があって、本会議場でも、こういう形で提出するという旨は私のほうと、また桃原功委員さんからも無会派の方には説明あると思いますけれども、再度私のほうからも声かけをいたしまして、説明をいたしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原功 委員 それでは、11日の本会議終了後、委員会を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、本件については総務委員会で取り扱うことに決定し、文案調整等のため、3月11日木曜日に再度委

員会を開催したいと思います。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前9時52分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時00分)

【議題】

議案第3号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第11号)

○桃原朗 委員長 議案第3号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 資料の提出、ありがとうございます。1点目、防災行政無線デジタル化整備事業についてなのですが、1点だけ確認させてください。この事業は平成29年からスタートしているのですが、今の進捗状況といつ頃完全に完成すると計画しているのか、お聞かせください。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 皆さんにお配りした資料番号2番の防災行政無線デジタル化整備事業についてということで、現在の進捗と今後の完了予定を説明したいと思います。この資料の最初にございます、年度ごとの事業費及び事業スキームというところに上里委員がおっしゃった、平成29年度から基本計画を作成して進めてまいりました。現在令和2年度、右のほうに第2期工事というふうにございまして、本年度、令和2年度は25の子局のデジタル化の工事を行っております。そして、親局、親局というのは、防災無線室、そちらのほうの工事も行っております。実際にデジタル化を図った子局につきましては、アナログとデジタルの子局を並行運用を続けております。令和3年度末には全てデジタルというふうになりますので、令和4年度初めからは全てデジタル化の防災無線で運用を行っていくということになっております。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。令和4年4月からはデジタル化の運用、スタートしていくということによろしいですか。

○市民防災室長 はい。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 資料、ありがとうございます。資料番号15番の普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業についてなのですが、補助金名、防衛施設周辺障害防止事業補助金、これは9条の予算ですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 9条予算とは別です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 では、8条でも9条でもないということですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 この法律の3条に基づく補助金となっております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 あと、この対策事業費6,000万円余りあるのですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 こちらの金額につきましては、平成23年度に行った事業費となっております、受信障害のある家屋に対してOCNの有線と主張に必要な設備を各世帯に設置させていただいたという業務になっております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。OCNは有料で、その料金が6,000万円ということになっているのですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 この事業は、あくまでも民放を御覧になるサービスの提供になりますので、この機械を設置したからといって、例えばほかのチャンネルが見れるというわけではなくて、通常の8チャンネルとか、10チャンネルとか、既存の民放チャンネルが見れるようになるという事業になっております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。市民も障害が出てテレビがあまり見られなくて、申請をしたらOCNが無料で見られると思っている市民がいたので確認いたしました。

あと、令和元年度265件、申請が令和2年度に172件あったのですけれども、この受信障害調査というのは、この令和元年の265件も令和2年の172件も全て調査は終わっているという認識でよろしいですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 まず、今年度予算におきまして、これまで申請いただいた160件につきましては業務は完了しております。続けて2次分といたしまして、218件を追加で発注しておりますので、それが可能であれば3月までに完了したいところではあるのですが、日々申告を受け付けている状態なので、その方も含めて繰越しを承認させていただいた後にもできるような形で対応したいと思っています。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。その障害を受けている地域、今まで申請があった地域というのは、ある程度場所的にはこの地域が多いとか、それとも全然ばらばらで受信障害を受けている形なのでしょうか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 我々も申請に関しては、特に宜野湾市内の特別な地区を指定するわけではなく、申告いただいた方全域を対象にしているところです。行政区、自治会ごとで説明申し上げますと、やはり野嵩、嘉数、真栄原であるとか、恐らく今現在のところなのですけれども、滑走路の延長線上にある地区が多いのかなと今印象を受けております。

ただ、一方、ほぼ全域から申告を受け付けておりますので、障害のあるところは延長線上に限らず、へりに起因すると理解しておりますので、全域からの申告を今受け付けているところです。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 最後になののですけれども、申請をして調査しに行って、本当に障害があるかどうか確認する、確認して障害が全然見られなかった場合に、やはりここは通らないよということもあるのですか。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** 通常の電波の受信状況が良好であれば、米軍機の飛来による原因が高いというふうに判断しておりますので、もちろん中には機器の不良によるものも数件なのですけれども、あるのですけれども、その場合はお近くの電化製品修理等をちょっと御案内しているところです。

○**桃原朗 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** では、もうほとんどがOCNの有線を引いて障害がないようにしているという認識でよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** そうです。基本的にはほぼ全世界帯というか、申請のあった方については対策のほうを進めたいと考えております。

○**知念秀明 委員** 以上です。ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** ほかに。桃原功委員。

○**桃原功 委員** よろしくお願ひします。基金の残高調書から少しお尋ねしていきたいと思つたのですけれども、資料もいただいて、私が想定していたよりは、基金の大きな減額というのはないようです。ただそれでも福祉に関連する福祉振興基金や地域づくり推進事業基金に関しては大きな減額、取り崩しになっている状態と認識しています。

それで、たくさんの補正を通してきて、今回は3月補正の取崩し額と積立て額を比較して見ているのですけれども、少し説明をお願ひしたいのですけれども、財調に関しては6億5,900万円の減額補正、積立てに関しては8,100万円の積み立て、あと金額の変動の大きいものを少しお願ひしたいのですけれども、特定駐留軍用地内土地取得事業基金8億1,600万円の減額補正、公共施設等整備基金、福祉の基金の減り方というのが少し気になる場所があって、皆さんの基金の取り崩し、在り方も含めて見通しというか、少し御説明をお願ひできればなと思うのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 桃原委員の御質疑にお答えします。資料番号は11番になります。令和2年度の基金残高調書について、特に御説明ということで、財政調整基金、特定駐留軍用地内土地取得事業基金、それから4番、公共施設等整備基金、福祉振興基金の点でよろしいでしょうか。

○**桃原功 委員** はい。

○**財政課長** まず、財政調整基金について御説明申し上げます。今回財政調整基金については、取崩し額の部分で6億5,900万円の繰り戻し、つまり基金に戻す措置を行っております。こちらにつきましては、今回議案第3号の補正第11号について27億7,800万円の減額補正となっております。内容につきましては、本会議の企画部長の説明でもありましており、歳出における執行残などの中でも特に大きかったのは生活保護費、医療扶助費5億円の減などなどございましたので、その分、やはり一般財源が浮いた形になります。その分を財政調整基金に繰り戻す、基金を温存するという形になってございます。

そして、財政調整基金の積立て8,179万8,000円と、次に公共施設等整備基金の2億5,506万3,000円の積立てにつきましては、こちらはおととも御説明しましたとおり、歳入の減収補てん債に関連する部分でございます。もう一度御説明申し上げますが、補正予算書の39ページをお開きいただきたいと存じます。補正予

算書39ページ、22款1項12目の減収補てん債でございます。こちら3億3,043万9,000円の予算、市債の額を計上してございますが、内訳としまして説明欄のほう、1つ目の丸、普天間飛行場周辺まちづくり事業債（5条分）から続きまして、ページをお開きいただいて41ページの西普天間住宅地区土地区画整理事業債の5条分につきましては、ここまですべては、これは令和2年度、特別に制度が拡充された地方財政制度に対応するための減収補てん債の借入れ分でございます。今の5条分については、地方財政第5条ただし書きに定める公共施設等の整備に充てる、つまり裏負担分に充てるということで、国のほうから通知をいただいております。

この減収補てん債の資料については、資料10にもございますので、御参照いただきたいと存じますが、この5条分につきましては、公共事業の裏負担分に充ててまいりますので、そこで浮いた一般財源相当分につきましては、公共施設等整備基金に積立てを行っております。公共施設等整備基金については、このほかにも里道の売払い収入や、それから行政財産目的外使用料の増なども含めて積立てを行っておりますので、総額としては、先ほど申し上げた2億5,506万3,000円の積立てを行っている状況でございます。

続いて、補正予算書の同じく41ページの説明欄一番下の丸、減収補てん債（特例分）につきましては、こちらは地方財政法第5条ただし書きに定める公共事業に充てても、なお財源不足が生じる場合は特例分として借り入れることができます。この分が8,179万8,000円となっております。この分については、財政調整基金の積立てとして同額の8,179万8,000円を積み立てて、今後の地方財政対策に活用しようというふうに考えてございます。

続きまして、基金残高調書の8番、福祉振興基金につきましては、当初予算において1億2,283万6,000円の令和2年度当初予算で繰入額を計上してございます。福祉振興基金につきましては、近年の財源不足への対策といたしまして、まず令和2年度で1億2,000万円の取崩し、それから令和3年度当初予算では約8,000万の取崩しを計上しているところでございます。この基金につきましては、この大きな取崩しは令和3年度当初予算までと想定しておりまして、残り一定額は留保して、当面の間は、この基金の事業については継続をしていくということで、方針は確認をしているところでございます。

私のほうからの説明は以上になりますので、特定駐留軍用地内土地取得事業基金については、基地政策部次長のほうから説明したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 桃原委員の御質疑にお答えします。資料の基金調書の3番、特定駐留軍用地内土地取得事業基金の右側、3月補正の8億1,649万5,000円につきましては、補正予算書の49ページをお願いいたします。

49ページの説明欄の10番、この基金を活用しての事業は、基地返還跡地転用推進事業ということで、こちらの事業で土地を先行取得しているという事業になります。8億1,649万5,000円のうち、その下にあります土地購入費、減額7億7,786万7,000円、これはほぼその額になるのですが、こちらの理由としましては、1日目の総務常任委員会でもお答えしたのですが、まず当初予算としまして、今年度の当初予算としまして、2万6,000平米の土地を取得したいということで、その額が15億20万円を計上させていただきました。

この理由としましては、当該基金に基づいての事業が令和3年度いっぱいということで、この当初予算を当然上げるときは令和2年、令和3年と残り2年間ということで、2年間で取得したい土地を、いわゆる2

年で割って、上げさせてもらったのが2万6,000平米です。要するに約5万2,000平米近くを2年間で取得していきたいということでしたが、当然非常に厳しい取得面積であることは確かですので、実績としまして、今年度取得できたのが1万2,355平米になりますので、取得額が7億2,233万2,800円ということで、その差額が先ほど言った7億7,000万円余りということが出ておりますので、残りの事務費関係を含めて8億1,649万5,000円につきましては、基金に繰り戻すという措置を取らせていただいているところです。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 財調に繰り戻した6億5,900万円にしても、扶助費等の減額、医療費の減額がなければ、たればの話はするつもりもないけれども、いわゆる大変厳しいやりくりなのだなとうかがえるのですけれども、これは財調に戻すのは一番適切なのですか。要は福祉振興基金とかに回せないのか、その減額になった部分というのは、やはり財調のほうが一番使用価値も多分いいのしょうけれども、そのほうが一番無難なのですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑でございますが、財政調整基金以外のその他の基金については、特定の事業、特定の施策に充当するためのものがございますので、財政調整基金はおおむね一般財源等の不足の際に対応できる基金でございますので、いわゆる一般財源の余剰分は、この財政調整基金に繰り戻しを行って、今後のまた一般財源の不足が見込まれる際は、こちらの財政調整基金を活用して財政運営を行っていくということで考えております。

○**桃原功 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原功 委員** 今日出てきている資料の質疑はできないですか。

(何事かという者あり)

○**桃原功 委員** 資料が出てきているけれども、いいですか、委員長。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 15番ですけれども、先ほどもちょっとお尋ねされていたのですけれども、一番下に申請件数が、令和元年度以前が38件、令和元年度が262件、令和2年度が172件、視聴の対策事業ですけれども、昨日だったっけ、おとといだったっけ、確認はしたのですけれども、申請はあるけれども、実績として、まだ実施はできていないということで、この方々は申請のみで調査は済んでいるのですか。そこが本当に受信障害が生じているということで、例えば令和2年度だけ見て172件、申請はあるけれども、全て調査済みということなのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 基地渉外課長。

○**基地渉外課長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。今年度予算で業務委託を発注しておりまして、160件は業務委託は完了しております。今現在218件分の業務委託を行っておりますので、合計で378件は調査

は可能かということで進めているところです。その一方、申請件数は調査の件数より多いので、令和3年度以降の家屋調査の対象にしたいと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 僕が一番気になるのは、これは市報にも告知をしている、あるいはホームページでも出している、また自治会長会にも周知はしているということだったのですけれども、いわゆる高齢者への対応というのかな、その部分が気になるところはあるのですけれども、電子で申請をしたり、あるいは市報を見て、高齢者はそこまでできるのかどうか不安なので、この172件という部分で、全体でもいいのですけれども、高齢者世帯の把握というのもできているのでしょうか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 高齢者についての把握はいたしておりません。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 テレビが友達という高齢者が、やはり視聴の障害があると、どうにか探し出して、これは修理ができるのだよ、市の事業としてやっているのだよということで、ちゃんと伝えることもやっていただきたいなと思っているのですけれども、それは市報、あるいは自治会長会への周知ということで、どうにかカバーしたいということですか。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 一応今回は家屋調査の期間を複数年度設けておりますので、そこには対応したいというか、周知期間も長めに取っておりますので、その周知方法については、これ以上の方法があるのかは検討してまいりたいと思います。

○桃原功 委員 結構です。

○桃原朗 委員長 ほかにないですか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第3号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時34分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時37分)

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

○桃原朗 委員長 陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

(「休憩」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時38分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時38分)

○桃原朗 委員長 継続審査中の陳情第30号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

○桃原朗 委員長 次に、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情を議題といたします。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時39分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時39分)

○桃原朗 委員長 継続審査中の陳情第34号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

○桃原朗 委員長 次に、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請を議題といたします。
本件に対する質疑を許します。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時40分)

○桃原朗 委員長 継続審査中の陳情第35号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について

○桃原朗 委員長 次に、陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加についてを議題といたします。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時41分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時44分)

○桃原朗 委員長 継続審査中の陳情第40号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時44分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時47分)

【議題】

議案第3号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第11号)

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第3号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時48分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時48分)

○桃原朗 委員長 本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第3号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時49分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時49分)

【議題】

議案第21号 宜野湾市情報公開条例及び宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第21号 宜野湾市情報公開条例及び宜野湾市個人情報

報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時49分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時49分)

○桃原朗 委員長 本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第21号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第22号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第22号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第22号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第24号 宜野湾市男女共同参画推進条例の制定について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第24号 宜野湾市男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時52分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時52分)

○桃原朗 委員長 本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第24号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第35号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第35号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時55分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

○桃原朗 委員長 次に、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請、陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本5件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要

がありますので、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時57分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時58分)

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は3月11日の本会議終了後から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午前10時59分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年3月12日（金） 4日目

午後4時02分 開議

午前4時15分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	上里 広幸

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書

第433回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年3月12日（金）第4日目

○桃原朗 委員長 ただいまから総務常任委員会の第4日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午後4時02分）

【議題】

米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書

○桃原朗 委員長 継続審査となっております米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書（案）を議題といたします。

意見書文言につきましては、原案のとおりといたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

次に、意見書の宛先についてお諮りをいたします。現在4か所の案が挙がっておりますが、ほかに要望等がございますか。よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○桃原朗 委員長 宛先については、4か所に対して直接行動、また郵送等がありますけれども、いかがいたしましょうか。

○桃原功 委員 防衛局長には直接伺ったら。

○桃原朗 委員長 防衛局ですか。

○桃原功 委員 県内の。

○桃原朗 委員長 では、防衛大臣以外は、沖縄基地負担軽減担当大臣及び沖縄北方担当大臣、防衛局長、この……

○議事担当主査 防衛局長のみ直接行動して、残り防衛大臣と……

○桃原朗 委員長 いや、防衛大臣は……

○議事担当主査 入っていないですね。郵送ですね。

○桃原朗 委員長 担当大臣。

○桃原功 委員 これは河野太郎でしょう、沖縄担当大臣。防衛局長だけいいんじゃない。

○桃原朗 委員長 ただいま桃原功委員より防衛局だけでいいのではないかという意見が出ましたけれども、それでよろしいでしょうか、直接行動は。

（「はい」という者あり）

○桃原功 委員 本当は直接要請したいけれどもね。

直接要請行動については、防衛局というふうに皆さんの了解を得ておりますので、それと今回要請のメンバーについてなのですけれども、桃原功委員。

○桃原功 委員 正副委員長と発案者の3名でどうかなと思うのですけれども、コロナ対策として。

○議事担当主査 議長も。

○桃原功 委員 議長も、4名か。発案者、山城議員……

○平良眞一 委員 委員長、副委員長、議長でいいのではないですか。

○桃原朗 委員長 今、桃原功委員と平良眞一委員から議長と委員長、副委員長、そして発案者というふうな声が上がっておりますけれども、それでよろしいですか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 直接要請行動については、沖縄防衛局に対して行うことといたします。要請メンバーについては、議長及び委員長、副委員長、そしてこの意見を議員提案という形で出させていただきました山城議員と4名ということによろしいですか。

(「はい」「委員長」という者あり)

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 同意しますけれども、1つお願いがあります。防衛局の中に75W値と80W値のコンター図というのがあるので、図面。なかなかもらえないので、参考のために、これはぜひひとつこれを機にもらってきてほしいと思うのです。

○桃原朗 委員長 これは要請はしますけれども、向こうが出してくれるかどうかというのは、僕は答えられないので、要請はいたします。

○桃原功 委員 要請してください。

○桃原朗 委員長 はい。よろしいですか。

○桃原功 委員 はい。

○桃原朗 委員長 では、そういうことで御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では次に、今後のスケジュールについては、事務局より説明いたさせます。大城君。

○議事担当主査 今後のスケジュールでございますが、この意見書のほうを3月26日、最終日の本会議のほうに提出させていただきたいと思っております。

そしてまた、要請行動についても、従来であれば最終日、議決を行った後に要請を行うというのが通例となっておりますが、いかがいたしましょうか、こちらのほうは。最終日の終了後ということで考えてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○議事担当主査 ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 ただいまの説明のとおり進めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件については、お諮りしました文案内容及び宛先のとおり決定し、3月26日の本会議にて提出したいと思っております。また、要請方法については、沖縄防衛局のみを直接要請行動を行うこととし、あとは郵送にて対応することといたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

なお、意見書の文案について簡易な字句修正等が生じた場合には、その修正については委員長に一任していただきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

(閉会時刻 午後4時15分)